

官報

号外

平成二十六年六月十八日

○第百八十六回 参議院会議録第三十二号(その一)

平成二十六年六月十八日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成二十六年六月十八日

午前十時開議

第一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆議院提出)

第二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長佐藤信秋君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔佐藤信秋君登壇、拍手〕

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。その内容は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定め、地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の対象となる地域及び団体、入域料の徴収に関する課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の市田理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百二十五
反対 十二
よつて、本法案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を

議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号(その一)
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案
に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものであります。児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者の努力義務に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理遠山清彦君より趣旨説明を聴取した後、今回の改正の趣旨と国際社会の要請、児童に対する性的搾取及び性的虐待を防止するために必要な施策、児童ポルノの所持を一般的に禁止した趣旨、児童ポルノの単純所持罪の構成要件の明確性、自己の性的好奇心を満たす目的についての捜査及び立証の在り方、インターネット上の児童ポルノへの閲覧防止措置等の対応策、漫画、アニメ等の実在しない児童の描写物に係る対応、本法の用語としての児童ポルノという呼称の妥当性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

児童買春、児童ポルノ

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百二十三

反対

十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)

日程第四 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○藤本祐司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、マンション建替えの円滑化等に関する法律案についてです。

この法律案は、地震に対する安全性が確保されていないマンションの建て替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地を多数決により売却することを可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、マンション敷地売却制度の創設理由、区分所有者等の居住の安定の確保、容積率の緩和特例の在り方等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されています。

次に、宅地建物取引業法改正案についてです。

この法律案は、宅地建物取引業の業務を適正に実施するため、宅地建物取引主任者の名称を宅地建物取引士に改めるものです。その上で、宅地建物取引士の業務処理の原則、宅地建物取引業者による従業員の教育、宅地建物取引業の免許等に係る欠格事由として暴力団員であることを追加する等について定めるものです。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十一

賛成

二百二十九

反対

十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野村哲郎君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔野村哲郎君登壇、拍手〕

○野村哲郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における農林水産物・食品の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、農林水産物・食品のうち、品質その他の特性が生産地に主として結び付いているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、地理的表示保護制度導入の意義と効果、地域団体商標制度との相違点、国内外における不正使用防止対策、制度の普及と実施体制の整備を進める必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十七
反対 一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員
長石井みどり君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔石井みどり君登壇、拍手〕

○石井みどり君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行うとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、公聴会を開催したほか、要支援者に対する訪問・通所介護の地域支援事業移行による影響、一定以上所得者に係る介護保険の利用者負担引上げの妥当性、新たな基金制度の在り方、地域医療構想実現に向けた具体的支援策、医療事故調査制度に係る課題、特定行為に係る看護師の研修制度の在り方等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑終局を採決で決した後、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して森本真治委員より反対、日本維新の会・結いの党を代表して東徹委員より反対、みんなの党を代表して山口和之委員より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。津田弥太郎君。

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君 民主党・新緑風会の津田弥太郎です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対し、断固反対の立場から討論を行います。

冒頭、本法案については、個々の条文以前の問題として、性格の決定的に異なる十九本もの法案を無理やりに一括提出するという、政府のこれはまさに暴挙に対し、改めて強く強く抗議をする次第であります。

厚生労働委員会におきましては、委員長や与党理事の一定の理解も得て、中央公聴会を開催するなど、本法案について審議に工夫を凝らしてまいりました。しかし、そのような現場の必死の努力にもかかわらず、絶対的な審議時間の不足を力にすることは到底できませんでした。

この点に関し、今週月曜日の中央公聴会に出席された公述人からも、十九本もの法案を束ねた本法案の拙速な審議には警鐘が鳴らされ、このような不十分な審議のまま見切り発車となれば、将来に禍根を残すとまでの意見陳述が行われたわけでございます。

にもかかわらず、それから僅か一日しかたつていない昨日の委員会において、次回定例日に審議を継続すべきとの全野党の声を完全無視し、数の力で採決が行われたわけであります。

そもそも、十九本もの法案の一括提出という暴挙も、さらには本法案に関する本会議趣旨説明資料の誤りについても、厚生労働省の国会軽視の姿勢が形となつて表れているものであります。

私が愛した厚生労働省はどこに行つたんだ。内容的にも多くの問題があります。しかし、この場で与えられた時間は十分、たつたの。十九本もの法案を討論するとなれば、掛ける十で百九十分要るわけです。本来ならそのぐらいの討論が必要であるわけでございますが、断腸の思いで持ち時間の範囲内で反対討論を続けます。

さて、本法案については、評価できる内容がほんの一部含まれていることは確かです。しかし、法案にはその根幹部分の思想において決定的な誤りがあるのです。

安倍総理は、六月二日の趣旨説明、質疑の際、社会保障制度の改革に当たっては、自助自立を第一に、共助と公助を組み合わせと明言をされたわけであります。私は皆様に問いかけを行いたいと思います。本当にそれでいいですか。

国家や社会の基本が自助である、あるいは自立である、それは分からなくもありません。しかし、社会保障というものは、そうした自助自立による生活が困難な方に対し、その命を守り、人としての尊厳ある生活を実現させていく、そのためのものであります。その社会保障が、自助が第一であつてよいわけがありません。

旧厚生官僚出身で、上智大学の教授をされていた堀勝洋先生の「社会保障法総論」、この中に以下が明確に書かれています。よく聞いてください。社会保障とは、生活上の様々な困難に直面した国民に対し、その生活を健やかで安心できるものにするため、国家の責任で生活保障の給付を行う制度である。

まさに、社会保障においては、国は財政面を理由にして逃げることは許されず、あくまでも公助、共助、自助の順でその充実が求められるとこ

ろであります。自助が第一で、公助が二の次の安倍政権の姿勢は、今回の法案において、いわゆる要支援切りの問題として具現化されることになりました。

議場内の皆様に簡単な質問をいたします。国民はなぜ真面目に介護保険料を支払っているのでしょうか。答えられますか。答えは、将来、給付が受けられるようにですね。

今回の法案では、これまで介護保険の給付として行われてきた要支援者への通所介護、訪問介護が市町村事業に移行されることとなりました。

考えてください。要介護状態に進んでみたい国民は一人もいません。今回、給付から外されようとしている要支援者への支援は、要介護状態に陥ることを防ぐ重要な役割を果たすものであります。まさに、専門職によるサービスを受ける権利が、保険料を真面目に支払ってきた国民に対して認められるべきものなのです。

全野党が法案に反対する中で、自公両党が一方的に給付の範囲を縮小することは断じて許されるものではなく、保険原理からいっても、まさに国家的詐欺と言つても過言ではありません。

また、一定以上の所得がある方に対し、介護保険の利用者負担を現行の一割から二割に引き上げる点について一言申し上げます。

私は、その理念的趣旨を理解いたしますものの、厚労省の提案内容は余りにもずさんなものであります。結果として、法案提出前の審議会や衆議院での委員会審議で行ってきた説明を、本院における委員会審議で何と撤回せざるを得なくなつたわけでありませう。

介護保険の財政が厳しいという理由のみで、十

分な検討を行わないまま、安易に利用者の負担増を求めるやり方は、国民の介護保険に対する信頼を失墜させるのみなんです。安倍政権の自助第一の姿勢、公助軽視の姿勢が、これらの介護軽視を生じさせているのであります。

消費税率の引上げによる今年度の増収は約五兆円です。このうち、介護の充実分は何とたった四十三億円、〇・〇九%にすぎないわけでありまして。一%のそのまた十分の一にも満たない。これ以上政府が介護をないがしろにしていれば、間違いなく介護分野の人材不足にも拍車がかかるでしょう。我々はそうした状態を見過ごすわけにはいきません。

この際、連立与党の一角、公明党の皆様にも申し上げたいと思います。

御党は、結党以来、福祉の党を標榜されてきました。御党の考える福祉は、自助第一で行われるものですか。

我が国の外交防衛の根幹を揺るがす集団自衛権の解釈改憲に対し、御党が安倍総理の横暴に歯止めを掛けようとしていることは大変結構なことです。是非、頑張つていただきたい。しかし同時に、足下の社会保障、国民生活の根幹を支える社会保障が今まさに大きく揺らいでいるのだという事実にもどうか目を向けていただきたい。私、津田弥太郎からの心からお願いでございます。

本法案には、このほか多くの懸念材料がありますが、時間の関係上、割愛せざるを得ませんが、社会保障の維持、充実を信じ、消費税の引上げをやむなく認めた多くの国民にとって、本法案の成立はまさに国会による重大な裏切り行為であることを指摘し、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) 高階恵美子君。

(高階恵美子君登壇、拍手)

○高階恵美子君 自由民主党の高階恵美子です。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となつております地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

本法案は、個人の努力では対応困難な生活上の困窮リスクを公的に救済する社会保険の中で、特に疾病や障害に対する医療、介護を地域の実情に応じた提供できるように一体的に見直し、体系化しています。

都市部への人口集積の結果、地域ごとの人口構成比には大きな差異が生じ、家族の生活形態も変化しています。公的な医療、介護に期待されることは、そこに暮らす人々の年齢構成や健康状態に応じた、必要な診断、治療、療養上の世話、介護支援を利用可能な形で安定的かつ適正に提供することです。

救急医療や高度急性期医療を行う治療施設、回復を目指す療養施設、要介護状態に対応する施設は、いずれも利用者の立場でいえば一時的な生活の場です。また、地域の在宅ケアが不足しているために治療を終えても自宅へ帰れないという制約や、施設を移るたびにサービスが分断されるなどの不具合は一刻も早く解消しなければなりません。

こうした観点に立ち、医療、介護の課題解決のために、提供するサービスの種類と量、提供体制、配置する人材の確保を地域ごとに構造化して見極め、計画的に整えていく仕組みとして、本法案では消費税財源を活用した基金が都道府県ごと

に創設されることとなっております。

年齢別の受療率や一人当たり医療費の伸びに象徴されるように、加齢とともに医療の必要性は増してきます。しかし、高齢化率の高い地域には医療資源が乏しく、診療科も偏るなど、十分な医療提供体制となっていないのが実態であります。まさしく、今この問題を改善しなければ、いずれ我が国の公的医療・介護が国民の求める医療・介護需要にふさわしいサービスを提供できなくなることは明白です。

本法案によつて、都道府県にはこれまで以上に重要な役割が求められることとなりますが、それは将来にわたつて地域住民の命と暮らしを守るといふ自治体の責務を一層明確にすることでもあります。その点において、国と都道府県が一九となつて改革に取り組み、持続可能な医療・介護制度の基盤強化につなげていくことが肝要と考えます。

また、医療、介護を利用するときに最も重要な要素の一つは、サービス提供に当たる人材の技術水準と層の厚さです。この点では、従来の地域医療支援センター事業を法定化し、地域医療に従事する人材を確保することや、未就業の有資格者を把握して再就業に結び付けること等により、看護職などの医療・介護・福祉分野への就業を積極的に後押しする工夫が盛り込まれました。

さらに、コメディカルの学術基盤の醸成と技術水準の向上を踏まえ、看護職や診療放射線技師などの専門性を有効活用する取組が行われ、これからは各地で多様なチーム医療が展開されると期待されます。

参議院厚生労働委員会は常に丁寧な審議を旨としておりますが、中でも本法案については、参考

人質疑、公聴会、総理質疑を含め、衆議院に匹敵する時間を掛けた熟議を行いました。

特に、医療事故調査の仕組みは大きな論点でした。患者御遺族始め医療関係者の御努力により、医療事故の再発を防止し、医療に対する信頼性及び医療安全確保を推進するための第一歩としてこの度の法案をおまとめいただきましたので、まずはこれを実現させ、次なる医療の質の向上に導くことが政治の責任と考えます。

また、介護予防給付の地域支援事業への移行については、地域性、高齢者の個性や暮らし方、近隣との結び付きも様々であることから、必要な専門的サービスは従来どおりに維持した上で、多様な主体によるサービスも提供可能としています。これは、高齢者にとつて身近な地域での支え合いをより充実させ、一人一人にふさわしい支援を地域内に育てようとする、言わば規制緩和策とも言えるものであります。

本法により、地域ごとに充実した医療提供体制が整備され、地域包括ケアシステム構築を進めることは、持続可能な社会保障制度を確立し、次世代に受け継いでいくために是非とも必要であることを強調し、自由民主党、公明党を代表しての賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 東徹君。

〔東徹君登壇、拍手〕

○東徹君 日本維新の会・結いの党の東徹です。会派を代表いたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について、反対の立場から討論を行います。

本法は、効率的かつ質の高い医療提供体制や、地域包括ケアシステムの構築を通じて医療と

介護の連携を進めるなど、団塊の世代が七十五歳以上を迎える二〇二五年を控え、我が国における超高齢化社会の進展への対応策が盛り込まれていることについて、一定の評価はしております。

しかし、残念ながら、少なくとも以下の三点について、本法案には問題があると考えます。まず一点目は、医療事故調査制度です。

これは、予期せぬ死亡又は死産が生じたときに、それを医療機関の管理者が医療事故であると判断する場合に限って調査、報告の対象とする制度です。

厚生労働委員会の審議の中で、厚生労働大臣は、責任を追及することを目的とする制度ではないから、医療機関の管理者において適切に医療事故かどうか判断がなされることになると答弁されました。しかし、これでは医療事故かどうかの判断すら微妙であり、むしろ、調査すべき死亡事案について、医療機関の管理者の判断によって調査対象外とされてしまいます。これでは、結局、医療事故の原因究明と再発の防止というこの制度の目的にそぐわない結果を招いてしまいます。少なくとも、患者の遺族の方から医療事故調査・支援センターに対して調査を依頼できる仕組みに変更すべきであります。

この医療事故調査制度についてだけでも、この法案の内容は非常に不十分であり、もう一度見直すべきと考えます。

次に二点目は、今回の法案の新たな財政支援制度である新しい基金です。

この基金は、消費税増税分を活用して設立されるもので、今回の法案にある在宅医療の推進や医師、看護師確保のための事業などに用いられるものです。しかしながら、これらの事業の多くは、

平成二十一年度に設けられた地域医療再生基金により既に実施してきた事業と内容が重複しております。

地域医療再生基金は、今まで約五千億円もの多額の税金をつぎ込んでおり、行われた事業の結果や費用対効果など、しっかりとした検証を行う必要があります。しかし、十分な検証はなされないまま、今回新たな基金がまた創設され、今後一十億円ずつ税金が毎年使われようとして、その成果を適正に判定する事業実施後の数量的な評価の仕組みも不十分です。国民に消費税の引上げという新たな負担をお願いしておきながら、それを用いる各事業の効果などを見極めないまま漫然と費消することになり、国民に対して不誠実であります。

最後に三点目は、この法案の提出の仕方であり、

今まで何度も指摘されているところであります。今度の法案では、十九本もの法案審議と採決が一本化されています。そもそも、社会保障改革プログラム法案では、医療と介護は別の条に規定されており、一括法として提出することは求められておりません。その上、今回、臨床研究中核病院の医療法への位置付けなど、医療と介護の連携とは直接関係のない内容も多く含まれています。

このようなやり方は、国会のチェック機能をないがしろにするものであり、二度と行うことのないよう強く要請をいたします。自民、公明の皆さんも、野党であれば到底このような手法を許すとは思えません。

本法案への代表質問の際、私は、与党の皆様に対しても、何でも一本化して審議するような手法をただ許すのではなく、与党は単なる役所の追認

機関とやゆされないよう、しっかりと審議していただきたいことをお願い申し上げます。

しかしながら、参議院本会議での配付資料の記載ミスなど、厚生労働省の不手際があり、審議の開始が大幅に遅れることによつて、本法案は非常に重要な内容であるにもかかわらず、会期末に慌てて審議を行わざるを得なくなりました。本来、このような重要な法案は、会期を延長してでも審議すべき内容です。

このような重要な法案を今の国会の仕組みでは十九本も束ねて審議するしか方法がないということであれば、衆議院と参議院を一院制にして、通年国会にするなど、国会の仕組みを早く見直すべきであります。

以上の三点から、この法案には反対し、真に将来世代への責任ある抜本的な社会保障制度改革こそが何よりも必要であることを申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 薬師寺みちよ君。

〔薬師寺みちよ君登壇、拍手〕

○薬師寺みちよ君 みんなの党の薬師寺みちよでございます。

私は、みんなの党を代表いたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

本法案では、従来の病院完結型から地域完結型の医療、介護への転換を図り、医療、介護の川上に位置する病院の機能分化の政策と、退院患者の受入れ体制の整備という川下の政策に一体で着手したことについては評価できます。しかし、日本の医療提供体制が抱えている真の問題は置き去りのままなのです。

日本の人口当たりの医師数、看護師数は欧米諸国と比較しても大差はありませんが、病院数、病床数が多過ぎるため、病床当たりの人手が非常に不足し、過剰労働が常態化したしております。このことが医療事故のリスクを高め、一人一人の患者への十分な対応を阻んでおります。これらの要因を解決できねば、本法案の目的でもある持続可能な医療・介護制度の確立は不可能です。

我が国の医療システムの長所は、フリーアクセス、開業自由の原則、出来高払による支払方式、と言われてまいりました。しかし、持続可能な医療・介護制度の確立のためには、この長所もいま一度考え直す時期に来たのではないのでしょうか。フリーアクセスが、大病院志向のみならず、かかりやすさが災いして、簡単に医療機関に行くというモラルハザードを助長いたしております。また、開業自由の原則も、医師や医療機関の量的な拡大に貢献してきた反面、無秩序に行われてきたため、医師や病院の地域的偏在という弊害を引き起こしてしまいました。そして、出来高払方式も、薬漬け、検査漬けと呼ばれる過剰診療をもたらしたと言わざるを得ません。

本法案では、これら諸問題については全く手が着けられぬまま、老朽化した基礎の上に地域包括ケアという巨大な二階部分を建て増してしまいました。消費税増税という国民に痛みを伴う改革を押し付けておきながら、核心部分には一切触れず、いつ壊れてもおかしくない医療、介護の一体改革を行うこと自体が本法案の一番の問題なのです。既に、医療、介護が抱える諸問題は、単に予算を増額しても抜本的に改革につながらないことに誰しもが気付いているはずですが、病院を建築しても地域医療の問題は解決せず、

政策的医療という名の、地方自治体病院は赤字を垂れ流し、さらに、診療報酬や介護報酬に加算項目を設けても勤務医の労働環境は改善せず、介護職の待遇改善も図られてはおりません。

財務省は、医療費増加の根本的な問題を直視せず、相変わらず官僚統制的な手法に終始しています。患者の視点からの医療サービスの合理化を通じて、医療費の適正化を図ることこそが求められているのです。

そして、今、日本は、二〇二五年という亡霊に取りつかれてしまったようです。あと十年しか残されていないという恐怖心と超高齢化社会に対する不安に満ちあふれ、政治家も官僚も、改革のラストチャンスだ、改革を先延ばしにはできないと声高に叫んでおります。

果たして本当にそうなのでしょうか。二〇二五年という爆弾が爆発した途端、急激に何かが変化するわけではないのです。もう少し冷静になり、足下の改革から始めていかなければ、医療、介護における抜本的な問題の解決にはつながりません。

また、健康長寿国、日本の医療、介護は、医療、介護者の善意の上に成り立っていることを我々は忘れてはなりません。残念なことに、医療者、介護者各々の努力にもかかわらず、結果として提供されている医療、介護の総体が不十分で非効率なものになっていきます。

問題の根源は、個々のサービスの提供者にあるのではない以上、今のシステムのままでは、当事者が努力し続けても抱える問題を克服することは困難です。過労死水準を超え勤務している医療者を守るためにも、介護従事者の処遇改善を図るためにも、今こそ医療・介護提供体制の構造的な改

革を断行しなければなりません。

さらに、高齢化社会では、複数の病氣を持つ高齢者の増加に対応するために、プライマリケアの充実が必要となります。従来の診療科別の開業医だけでなく、患者の身体と精神面を総合的に診療し、基礎的な治療を行い、必要に応じて専門医に紹介するとともに、地域住民の健康増進や予防の役割も担う家庭医が不可欠なのです。家庭医がゲートキーパー役となり、専門医に紹介するシステムが構築されれば、患者にとつての質の高い医療サービスが提供できるとともに、検査や投薬の重複など、医療費の無駄を省くための切り札ともなり得ます。

近年、医療はますます高度化し、専門性も幅広くなっております。このような状況下においては、一人の医師が全てをカバーするのではなく、チームでそれぞれの役割を担っていくことが時代の要請です。現在の日本のチーム医療はグループ医療の域を脱せず、チーム医療後進国とも呼ばれております。グローバルスタンダードのチーム医療とは、医師や看護師のみならず、チームに関わる全ての職種がフラットな関係性を保つことによってシームレスな医療提供を行うことなのです。

本法案の特定行為に係る看護師の研修制度は、専門性を高めた新たな職種の導入について、医療機関等の要望や実態等を踏まえ、五年にわたる検討が行われてまいりました。しかし、その出口は、当初想定されていた特定看護師という国家資格の創設どころか、研修も義務化されず、業務独占、名称独占でもありません。看護師が医学を学ばず医療を患者に提供する制度となったことで、安全な医療が担保されなくなったと言っても過言

ではありません。

さらに、本法案における医療事故に係る調査の仕組みでは、今後作成されるガイドライン次第で病院の自己防衛に偏った仕組みになるのではないかと危惧されております。過去に起こった医療事故で病院の隠蔽体質に傷つけられた御遺族の皆様方が納得できる公平性、中立性、透明性が担保された調査制度でなくてはならないはずですが、

しかし、残念なことに、本法案では、遺族が院内調査を発議できず、遺族への報告書の提出も義務付けられてはおりません。医療事故に真摯に向き合い、原因究明と再発防止に資する医療事故調査制度の構築に向け、本法案を一里塚とし、今後も不断の見直しを図らなければなりません。

これまで、抜本的改革の必要性と特定行為に係る研修の仕組み、医療事故調査制度について反対の理由を述べさせていただきました。

しかし、本法案が国会に提出された時点で既に間違っていたのです。本法案は、少しでも関連性があれば全てが許されると言わんばかりに、十九本にも及ぶ法改正を一括したものです。十九本の一つ一つが、国民の大切な命を守り、生活に密接に関わる法改正なのです。せめて、医療、介護、看護師の特定行為に係る研修制度、医療事故調査制度の四項目に分け、丁寧な法案質疑をすべきだったのではないのでしょうか。国会にあしき前例を残すこのような乱暴な法案提出を二度と行わないことを政府は肝に銘じ、国民に謝罪すべきです。

最後に、地域の人々が望む医療や介護制度を確立するためには、業界団体の声で政策を決定するのではなく、政府は、国民の声と真摯に向き合い、耳を傾け、真に何が必要なのかをゼロベース

で検討しなければならない時期に來たということ
を強く申し上げ、私の反対討論といたします。
(拍手)

○議長(山崎正昭君) 小池晃君。

〔小池晃君登壇、拍手〕

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、医
療・介護の総合的確保を推進する法案について、
反対討論を行います。

反対の理由の第一は、介護保険利用料二割負担
の根拠が完全に崩壊したにもかかわらず、政府が
これを撤回しようとしないうことであります。

政府は、年金収入二百八十万円の世帯では、平
均的な消費支出をしても年間六十万円が余るの
で、介護利用料の二割負担は可能だということを
唯一の論拠にしていました。しかし、参議院での
質疑で、その説明は完全に崩壊し、六十万円余る
という説明は撤回され、大臣は反省していると述
べました。昨年の介護保険部会でこの説明に疑問
を投げかけていた委員は、参考人質疑で、驚きと
怒りを覚える、介護保険部会に差し戻すべきだと
述べられました。このような法案をこのまま採決
にかけるなど、国会の自殺行為というべきであ
り、法案は断固として撤回すべきであります。

第二に、要支援者への訪問・通所介護を保険給
付から外し、市町村の地域支援事業に置き換える
ことが受給権の剝奪にほかならないからでありま
す。

これもまた、参議院での審議の中で、地域支援
事業に移した場合の専門的サービスは、多くと
も現状維持であり、二〇二五年度には五割程度に
なるという試算が示されました。これでは、新た
に要支援と認定された人にはボランティアなどの
サービスしか提供されなくなるおそれがありま
す。

政府の試算では、要支援者の伸びを抑制すると
しています。もちろん、介護予防の充実で状態が
改善して非該当と認定されるならば大いに歓迎す
べきことですが、実際にモデル事業が行われてい
る地域では、行政が関与した地域ケア会議によつ
て介護保険からの卒業が強要され、サービスが打
ち切られる例が多数報告されています。これは卒
業とは程遠い強制退学にほかなりません。

政府は、地域支援事業になっても適切なサービ
スが維持されると弁解しますが、今回の制度改変
により、要支援者への給付費の伸び率五・六%を
三・七%に抑制することになります。その結果、
二〇三五年度での給付抑制は二千六百億円に上り
ます。大規模な給付費削減がサービス単価や人件
費の切下げ、利用者の負担増につながり、介護
サービスを量、質共に低下させることは明白では
ありませんか。

第三に、特別養護老人ホームへの入所を要介護
三以上に限定することにも、何の道理もないから
であります。

五十二万人の特養待機者のうち、十七万八千人
は要介護一、二です。現在でもこうした方々は入
所待ちの行列に並んでも後回しにされています
が、今後は行列に並ぶことすら許されなくなつて
しまいます。

本法案では、これだけ多数の方々の特養入所の
権利を奪いながら、それに代わる施設計画は一切
示されておられません。大臣も特養待機者の増大の
背景に低所得高齢者の増加があることを認めなが
ら、低所得者には利用できない有料老人ホームや
サービス付き高齢者住宅の建設を民間に依存する
だけで、特養建設のための抜本的施策は示してい
ません。このままでは、都市部を中心に介護難民
化、老人漂流社会は一層深刻にならざるを得ない
のであります。

す。

政府の試算では、要支援者の伸びを抑制すると
しています。もちろん、介護予防の充実で状態が
改善して非該当と認定されるならば大いに歓迎す
べきことですが、実際にモデル事業が行われてい
る地域では、行政が関与した地域ケア会議によつ
て介護保険からの卒業が強要され、サービスが打
ち切られる例が多数報告されています。これは卒
業とは程遠い強制退学にほかなりません。

政府は、地域支援事業になっても適切なサービ
スが維持されると弁解しますが、今回の制度改変
により、要支援者への給付費の伸び率五・六%を
三・七%に抑制することになります。その結果、
二〇三五年度での給付抑制は二千六百億円に上り
ます。大規模な給付費削減がサービス単価や人件
費の切下げ、利用者の負担増につながり、介護
サービスを量、質共に低下させることは明白では
ありませんか。

第三に、特別養護老人ホームへの入所を要介護
三以上に限定することにも、何の道理もないから
であります。

五十二万人の特養待機者のうち、十七万八千人
は要介護一、二です。現在でもこうした方々は入
所待ちの行列に並んでも後回しにされています
が、今後は行列に並ぶことすら許されなくなつて
しまいます。

本法案では、これだけ多数の方々の特養入所の
権利を奪いながら、それに代わる施設計画は一切
示されておられません。大臣も特養待機者の増大の
背景に低所得高齢者の増加があることを認めなが
ら、低所得者には利用できない有料老人ホームや
サービス付き高齢者住宅の建設を民間に依存する
だけで、特養建設のための抜本的施策は示してい
ません。このままでは、都市部を中心に介護難民
化、老人漂流社会は一層深刻にならざるを得ない
のであります。

特養ホームの大幅増設ではなく、要介護一、二
の人を待機者にカウントしないことで見せかけの
待機者の数を減らすというのは、余りにもこそく
なやり方ではありませんか。

以上のように、本法案は、介護保険の根拠なき
負担増を押し付け、給付範囲を大幅に狭めるな
ど、あらゆる面で制度の根幹を揺るがす歴史的
大改悪であると断じざるを得ません。

反対理由の第四は、上からの強権的な医療計画
の押し付けで、国民の医療を受ける権利が侵害さ
れるからです。

医療法の改定により、都道府県主導で病床の再
編、削減を推進する仕組みには与党議員からも懸
念の声が出されました。厚労省は、都道府県の病
床計画に病院が従わない場合、医療機関名の公
表、各種補助金や融資対象からの除外などの制裁
措置をとるとしていますが、中央公聴会では公述
人から、医療機関同士の信頼関係を壊すものとい
う指摘がありました。

日本の国民皆保険制度を支えてきたのは、自由
開業医制度と、フリーアクセスの原則の下での質
の高い開業医と民間病院、公的病院の献身的な努
力と自発的な連携でした。上からの強権的なベツ
ド規制は、世界に冠たる国民皆保険制度の根幹を
揺るがす危険をはらむものであり、到底容認でき
るものではありません。

医療事故調査のための第三者機関についても、
看護師による特定医行為の実施についても、様々
な懸念が示されました。何よりも、これらは一
つが医療制度や国民の生命、健康にとって重大

な制度改変であり、本来なら別々の法案として、
十分な時間を掛けて慎重に審議すべきものであり
ました。

政府が十九本もの法案を一括して提出したこと
は国会の審議権を奪うものであり、個々の問題に
ついての審議は全く不十分だと言わざるを得ませ
ん。このままでは、国民に対する立法院としての
責任を果たすことができず、本会議採決など言語
道断であります。

現在、経済財政諮問会議で検討されている骨太
の方針二〇一四では、法人税減税に併せて社会保
障の自然増抑制までうたわれています。まさに小
泉政権時代の社会保障二千二百億円抑制路線が完
全復活しつつあります。

社会保障のためといって消費税を増税したのに
社会保障の拡充には回さず、社会保障の拡充を求
めると財源不足を口実に拒否し、舌の根も乾かな
いうちに法人税の減税に走り出し、その財源は社
会保障の削減で賄う、これほど身勝手な無責任な
政治が許されるはずがないではありませんか。

本法案は、社会保障大削減路線を推進するもの
にほかなりません。このままでは、医療崩壊、介
護難民という事態が一層大規模に進行することに
なるでしょう。しかし、この道は、かつて国民か
ら厳しい批判を浴び、自民党政権の崩壊をもたら
した道です。再び同じ道を進み始めた自民党に、
いずれ国民から厳しい審判が下されることは間違
いないと確信するものであります。

働く人の犠牲を前提とした成長戦略、戦争する
国に突き進む憲法破壊の集団的自衛権行使容認、
福島への苦しみを置き去りにしたままの原発再稼
働、TPP参加による日本農業や医療の破壊、こ
んな政治に未来はありません。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号(その一)

七

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

羽生田 俊君
長峯 誠君
長谷川 岳君
渡辺 猛之君
赤池 誠章君
石井 正弘君
石井 準一君
岩井 茂樹君
青木 一彦君
山田 俊男君
水落 敏榮君
野上浩太郎君
有村 治子君
小泉 昭男君
岩城 光英君
世耕 弘成君
金子原二郎君
橋本 聖子君
山本 順三君
脇 雅史君
福岡 資麿君
山本 太郎君
吉川ゆうみ君
渡邊 美樹君
主濱 了君
堂故 茂君
滝波 宏文君
高橋 克法君
大野 泰正君
大沼みずほ君
上月 良祐君
島田 三郎君
西田 昌司君

日本共産党は、社会保障の充実、応能負担の原則に立つた税財政の改革、国民の所得を増やす経済改革を一体に行う抜本的対策を掲げています。終わりの始まりを告げた自民党政治に代わる新しい政治、憲法二十五条の生存権保障を全面的に実現する改革の実現のために奮闘する決意を述べ、反対討論といたします。(拍手)

吉良よし子君
山本 博司君
辰巳孝太郎君
河野 義博君
倉林 明子君
矢倉 克夫君
堀井 巖君
紙 智子君
新妻 秀規君
若林 健太君
仁比 聡平君
秋野 公造君
若松 謙維君
熊谷 大君
井上 哲士君
浜田 昌良君
谷合 正明君
愛知 治郎君
市田 忠義君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
長沢 広明君
山本 一太君
藤川 政人君
磯崎 仁彦君
上野 通子君
三木 亨君
宮本 周司君
山下 雄平君

二之湯武史君
中泉 松司君
三原じゅん子君
江島 潔君
井原 巧君
石田 昌宏君
宇都 隆史君
石井 浩郎君
丸川 珠代君
丸山 和也君
関口 昌一君
藤井 基之君
北川イツセイ君
末松 信介君
衛藤 晟一君
松山 政司君
鶴保 庸介君
岸 宏一君
吉田 博美君
牧野たかお君
堀内 恒夫君
谷 亮子君
山田 修路君
糸数 慶子君
豊田 俊郎君
柘植 芳文君
滝沢 求君
太田 房江君
北村 経夫君
古賀友一郎君
酒井 庸行君
古川 俊治君
塚田 一郎君

議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

紙 智子君
新妻 秀規君
若林 健太君
仁比 聡平君
秋野 公造君
若松 謙維君
熊谷 大君
井上 哲士君
浜田 昌良君
谷合 正明君
愛知 治郎君
市田 忠義君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
長沢 広明君
山本 一太君
藤川 政人君
磯崎 仁彦君
上野 通子君
三木 亨君
宮本 周司君
山下 雄平君

石井みどり君
佐藤 正久君
佐藤 信秋君
伊達 忠一君
宮沢 洋一君
二之湯 智君
松村 祥史君
溝手 顕正君
武見 敏三君
山谷えり子君
小坂 憲次君
尾辻 秀久君
森本 真治君
石上 俊雄君
安井美沙子君
石橋 通宏君
西村まさみ君
高野光二郎君
田城 郁君
江崎 孝君
島村 大君
金子 洋一君
牧山ひろえ君
相原久美子君
片山さつき君
大久保 勉君
足立 信也君
水岡 俊一君
猪口 邦子君
藤田 幸久君
福山 哲郎君
増子 輝彦君
山東 昭子君
直嶋 正行君

議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

紙 智子君
新妻 秀規君
若林 健太君
仁比 聡平君
秋野 公造君
若松 謙維君
熊谷 大君
井上 哲士君
浜田 昌良君
谷合 正明君
愛知 治郎君
市田 忠義君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
長沢 広明君
山本 一太君
藤川 政人君
磯崎 仁彦君
上野 通子君
三木 亨君
宮本 周司君
山下 雄平君

議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

紙 智子君
新妻 秀規君
若林 健太君
仁比 聡平君
秋野 公造君
若松 謙維君
熊谷 大君
井上 哲士君
浜田 昌良君
谷合 正明君
愛知 治郎君
市田 忠義君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
長沢 広明君
山本 一太君
藤川 政人君
磯崎 仁彦君
上野 通子君
三木 亨君
宮本 周司君
山下 雄平君

投票総数 二百四十一
賛成 百三十五
反対 百六
よって、本案は可決されました。(拍手)

紙 智子君
新妻 秀規君
若林 健太君
仁比 聡平君
秋野 公造君
若松 謙維君
熊谷 大君
井上 哲士君
浜田 昌良君
谷合 正明君
愛知 治郎君
市田 忠義君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
長沢 広明君
山本 一太君
藤川 政人君
磯崎 仁彦君
上野 通子君
三木 亨君
宮本 周司君
山下 雄平君

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

山下 雄平君

西田 昌司君

小川 勝也君

直嶋 正行君

平成二十六年六月十八日 参議院會議録第三十二号(その一) 議長の報告事項

神本美恵子君 羽田雄一郎君 榛葉賀津也君 田中 茂君 平野 達男君 真山 勇一君 吉川 沙織君 和田 政宗君 儀間 光男君 広田 一君 井上 義行君 川田 龍平君 芝 博一君 柳澤 光美君 山田 太郎君 中野 正志君 小見山幸治君 長浜 博行君 松田 公太君 中山 恭子君 前川 清成君 柳田 稔君 江田 五月君 行田 邦子君 松沢 成文君	田中 直紀君 郡司 彰君 浜田 和幸君 清水 貴之君 渡辺美知太郎君 藤巻 健史君 荒井 広幸君 柴田 巧君 蓮 舫君 藤末 健三君 薬師寺みちよ君 東 徹君 加藤 敏幸君 山口 和之君 小野 次郎君 室井 邦彦君 小川 敏夫君 中西 健治君 寺田 典城君 アントニオ猪木君 北澤 俊美君 前田 武志君 水野 賢一君 江口 克彦君 片山虎之助君	議長の報告事項 去る十三日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 中泉 松司君 補欠 井原 巧君 外交防衛委員 辞任 中西 祐介君 補欠 藤川 政人君 財政金融委員 辞任 河野 義博君 補欠 山口那津男君 厚生労働委員 辞任 滝沢 求君 補欠 石田 昌宏君 農林水産委員 辞任 石田 昌宏君 補欠 滝沢 求君 宮本 敏志君 経済産業委員 辞任 井原 巧君 補欠 中泉 松司君 国土交通委員 辞任 大家 敏志君 補欠 宮本 周司君 予算委員 辞任 山口那津男君 補欠 河野 義博君	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者 等の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (中西健治君外八名発議)(参第二二号) 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に 関する法律案(中西健治君外六名発議)(参第二 三号) 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及 び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等 の推進に関する法律案(中西健治君外三名発議) (参第二四号) 同日衆議院から次の議案が提出された。 学校図書館法の一部を改正する法律案(衆第三 三号) サイバーセキュリティ基本法案(衆第三五号) 建築士法の一部を改正する法律案(衆第三六号) 内水面漁業の振興に関する法律案(衆第三七号) 行政書士法の一部を改正する法律案(衆第三九 号) 国会法等の一部を改正する法律案(衆第二七号) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。 子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する 法律案(中曾根弘文君外四名発議) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジア ラビア王国との間の協定の締結について承認を 求めるの件 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日 本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協 定の締結について承認を求めるの件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政 府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の 締結について承認を求めるの件	航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府 との間の協定を改正する議定書の締結について 承認を求めるの件 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議 院に通知した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。 農業の担い手に対する経営安定のための交付金 の交付に関する法律の一部を改正する法律案 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 法律案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを承認することを議決した 旨の通知書を受領した。 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦 との間の条約の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの 間の条約を改正する議定書の締結について承認 を求めるの件 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課 税の回避及び脱税の防止のための日本国とグ レートブリテン及び北アイルランド連合王国と の間の条約を改正する議定書の締結について承 認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政 府との間の協定の締結について承認を求めるの 件
法務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 環境大臣	谷垣 禎一君 田村 憲久君 林 芳正君 太田 昭宏君 石原 伸晃君			

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
国会法の一部を改正する法律案(大島敦君外四名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三二号)

参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三三号)

自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三三号)

集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三四号)

立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三五号)

キャンプ・シユワブ水域の変更に係る総理府告示改正案に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一三六号)

海外市場上場株式の株主への配当金支払に対する源泉徴収に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第一三七号)

リニア中央新幹線事業の妥当性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一三八号)

防衛大学校における「アジアにおける域内安全保障協力の現状及び将来」講座に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一三九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤田幸久君提出「慰安婦」問題に関する再質問に対する答弁書(第一一六号)

参議院議員山本太郎君提出「風評被害」に関する質問に対する答弁書(第一一七号)

参議院議員浜田和幸君提出障害者権利条約に基づく我が国の障害者制度改革に関する質問に対する答弁書(第一一八号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から、死因究明等の推進に関する法律第七条第三項の規定に基づく死因究明等推進計画の報告を受領した。

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十五年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十六年度高齢社会対策についての文書」を受領した。

同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十五年度高齢化の状況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十五年度高齢化の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十五年度高公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十五年度高公害教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠
森 まさこ君 三木 亨君

外交防衛委員
行田 邦子君 山田 太郎君

辞任 補欠
三木 亨君 森 まさこ君

農林水産委員
辞任 補欠
山田 太郎君 行田 邦子君

同日議員から次の議案が提出された。
特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案(小池晃君外三名発議)(参第二五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案(吉田泉君外二名提出)(衆第四〇号)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(藺浦健太郎君外六名提出(衆第四一号))
公認心理師法案(河村建夫君外八名提出)(衆第四三三号)
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆第二六号) 国土交通委員会に付託
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆第三一号) 環境委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国家賠償法の一部を改正する法律案(中西健治君外二名発議)

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(中西健治君発議)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松沢成文君発議)

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案(中西健治君発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

民法第七百七十二条をめぐるいわゆる「無戸籍問題」に関する質問主意書(林久美子君提出(第一四〇号))

県外自主避難者等への情報支援事業に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一四一号))

東京電力福島第一原子力発電所の変電所における地震動による被害に関する質問主意書(山本太郎君提出(第一四二号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

北方領土問題に関する質問主意書(水野賢一君提出(第一二四号))

脱北者に関する質問主意書(有田芳生君提出(第一二五号))

独立行政法人の研究開発機関の在り方に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一二六号))

無国籍問題に関する質問主意書(福島みずほ君提出(第一二七号))

STAP細胞研究におけるエアーマウス疑惑に関する再質問主意書(川田龍平君提出(第一二八号))

臨床研究の規制の在り方に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一二九号))

政府の年金財政検証の前提に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一三〇号))

日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出(第一三一号))

参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出(第一三二号))

自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出(第一三三号))

集団的自衛権行使の解釈変更と憲法違反の関係に関する質問主意書(小西洋之君提出(第一三四号))

立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書(小西洋之君提出(第一三五号))

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 堂故 茂君 補欠 木村 義雄君

法務委員

辞任 石井 準一君 補欠 長峯 誠君

辞任 三木 亨君 補欠 森 まさこ君

辞任 山田 太郎君 補欠 行田 邦子君

辞任 森 まさこ君 補欠 三木 亨君

辞任 長峯 誠君 補欠 石井 準一君

辞任 木村 義雄君 補欠 堂故 茂君

辞任 行田 邦子君 補欠 山田 太郎君

辞任 増子 輝彦君 補欠 榊葉賀津也君

辞任 田中 直紀君 補欠 浜野 喜史君

辞任 榊葉賀津也君 補欠 増子 輝彦君

辞任 浜野 喜史君 補欠 田中 直紀君

同日議員から次の議案が提出された。

女性の健康の包括的支援に関する法律案(高階恵美子君外三名発議)(参第二七号)

参議院規則の一部を改正する規則案(長谷川岳君外二名発議)

参議院情報監視審査会規程案(長谷川岳君外二名発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

死因究明等推進基本法案(橋本岳君外六名提出)(衆第四二二号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案(大久保勉君外六名発議)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(中西健治君外八名発議)

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(中西健治君外六名発議)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外三名発議)

特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案(小池晃君外三名発議)

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外三名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆第三一号)審査報告書

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)審査報告書

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆第二六号)審査報告書

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(閣法第八一号)審査報告書

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第二三三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
分譲マンシヨンの高圧一括受電導入における諸問題に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一四三三号)

サービス管理責任者に関する質問主意書(安井美沙子君提出)(第一四四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤末健三君提出憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導することに関する質問に対する答弁書(第一一九号)

参議院議員辰巳孝太郎君提出生活扶助相当CPIの算出方法等に関する質問に対する答弁書(第二一〇号)

参議院議員薬師寺みちよ君提出発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関する質問に対する答弁書(第二二一号)

参議院議員藤末健三君提出健康保険組合の財政健全化の観点からの医療費支出の削減に関する質問に対する答弁書(第二二二号)

参議院議員吉田忠智君提出循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果に関する質問に対する答弁書(第二二三号)

同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二十五年障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十五年少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十五年男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十六年男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく「平成二十五年消費者政策の実施の状況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく「平成二十五年消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を受領した。

同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成二十五年エネルギーに関する年次報告」を受領した。

投票者氏名

日程第一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

愛知 治郎君 二二五名
赤池 誠章君 青木 一彦君
有村 治子君 赤石 清美君
井原 巧君

石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山 さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イッセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君

西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君

平成二十六年六月十八日 参議院會議録第三十二号(その一) 投票者氏名

小西 洋之君	小林 正夫君	中山 恭子君	藤巻 健史君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	藤川 政人君	古川 俊治君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	真山 勇一君	室井 邦彦君	宇都 隆史君	上野 通子君	堀井 巖君	堀内 恒夫君
櫻井 充君	芝 博一君	井上 義行君	行田 邦子君	江島 潔君	衛藤 晟一君	舞立 昇治君	牧野たかお君
榎葉賀津也君	田城 郁君	田中 茂君	中西 健治君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
田中 直紀君	津田弥太郎君	松田 公太君	水野 賢一君	大沼みずほ君	岡田 直樹君	松山 政司君	丸川 珠代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	薬師寺みちよ君	山口 和之君	太田 房江君	大野 泰正君	松山 和也君	三木 亨君
直嶋 正行君	長浜 博行君	山田 太郎君	和田 政宗君	岡田 広君	岡田 直樹君	丸山 さつき君	三宅 伸吾君
難波 奨二君	西村まさみ君	渡辺美知太郎君	福島みずほ君	金子原二郎君	木村 義雄君	三原じゅん子君	溝手 顕正君
野田 国義君	羽田雄一郎君	又市 征治君	吉田 忠智君	岸 宏一君	北川イツセイ君	水落 敏栄君	宮本 周司君
白 眞勲君	浜野 喜史君	荒井 広幸君	浜田 和幸君	北村 経夫君	熊谷 大君	森 まさこ君	森屋 宏君
林 久美子君	広田 一君	平野 達男君	主濱 了君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	柳本 卓治君	山崎 力君
福山 哲郎君	藤末 健三君	谷 亮子君	糸数 慶子君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山下 雄平君	山田 修路君
藤田 幸久君	藤本 祐司君	奥石 東君		鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山田 俊男君	山谷えり子君
前川 清成君	前田 武志君			佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	山本 一太君	山本 順三君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君			酒井 庸行君	山東 昭子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
水岡 俊一君	森本 真治君	井上 哲士君	市田 忠義君	島尻安伊子君	島田 三郎君	若林 健太君	脇 雅史君
安井美沙子君	柳澤 光美君	紙 智子君	吉良よし子君	島村 大君	末松 信介君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
柳田 稔君	吉川 沙織君	倉林 明子君	小池 晃君	世耕 弘成君	関口 昌一君	足立 信也君	相原久美子君
蓮 舫君	秋野 公造君	田村 智子君	大門実紀史君	伊達 忠一君	高階恵美子君	有田 芳生君	石上 俊雄君
荒木 清寛君	石川 博崇君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	高野光二郎君	高橋 克法君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
魚住裕一郎君	河野 義博君	山下 芳生君	山本 太郎君	滝沢 求君	滝波 宏文君	江崎 孝君	江田 五月君
佐々木さやか君	杉 久武君			武見 敬三君	柘植 芳文君	小川 勝也君	小川 敏夫君
竹谷とし子君	谷合 正明君			塚田 一郎君	鶴保 庸介君	尾立 源幸君	大久保 勉君
長沢 広明君	新妻 秀規君			堂故 茂君	豊田 俊郎君	大島九州男君	大塚 耕平君
西田 実仁君	浜田 昌良君			中泉 松司君	中川 雅治君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
平木 大作君	矢倉 克夫君			中曾根弘文君	中西 祐介君	風間 直樹君	金子 洋一君
山口那津男君	山本 香苗君	賛成者氏名	二二三名	中原 八一君	長峯 誠君	神本美恵子君	北澤 俊美君
山本 博司君	横山 信一君	愛知 治郎君	青木 一彦君	二之湯 智君	二之湯武史君	郡司 彰君	小西 洋之君
若松 謙維君	アントニオ猪木君	有村 治子君	赤石 清美君	西田 昌司君	野上浩太郎君	小林 正夫君	小見山幸治君
小野 次郎君	片山虎之助君	石井 準一君	井原 巧君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
川田 龍平君	儀間 光男君	石井 正弘君	石井 浩郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君	芝 博一君	榎葉賀津也君
清水 貴之君	柴田 巧君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	橋本 聖子君	林 芳正君	田城 郁君	田中 直紀君
寺田 典城君	中野 正志君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	福岡 資磨君	藤井 基之君	津田弥太郎君	徳永 エリ君

那谷屋正義君	直嶋 正行君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君	太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
長浜 博行君	難波 奨二君	山口 和之君	和田 政宗君	岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
西村まさみ君	野田 国義君	渡辺美知太郎君	荒井 広幸君	金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	浜田 和幸君	平野 達男君	岸 宏一君	北川イツセイ君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
浜野 喜史君	林 久美子君	主濱 了君	谷 亮子君	北村 経夫君	熊谷 大君	森 まさこ君	森屋 宏君
広田 一君	福山 哲郎君	興石 東君		小泉 昭男君	小坂 憲次君	柳本 卓治君	山崎 力君
藤末 健三君	藤田 幸久君			古賀友一郎君	上月 良祐君	山下 雄平君	山田 修路君
藤本 祐司君	前川 清成君			鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山田 俊男君	山谷えり子君
前田 武志君	牧山ひろえ君			佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	山本 一太君	山本 順三君
増子 輝彦君	水岡 俊一君			酒井 庸行君	山東 昭子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
森本 真治君	安井美沙子君			島尻安伊子君	島田 三郎君	若林 健太君	脇 雅史君
柳澤 光美君	柳田 稔君			島村 大君	末松 信介君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
吉川 沙織君	蓮 舫君			世耕 弘成君	関口 昌一君	足立 信也君	相原久美子君
秋野 公造君	荒木 清寛君			伊達 忠一君	高階恵美子君	有田 芳生君	石上 俊雄君
石川 博崇君	魚住裕一郎君			高野光二郎君	高橋 克法君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
河野 義博君	佐々木さやか君			滝沢 求君	滝波 宏文君	江崎 孝君	江田 五月君
杉 久武君	竹谷とし子君			武見 敬三君	柘植 芳文君	小川 勝也君	小川 敏夫君
谷合 正明君	長沢 広明君			塚田 一郎君	鶴保 庸介君	尾立 源幸君	大久保 勉君
新妻 秀規君	西田 実仁君			堂故 茂君	豊田 俊郎君	大島九州男君	大塚 耕平君
浜田 昌良君	平木 大作君			中泉 松司君	中川 雅治君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
矢倉 克夫君	山口那津男君			中曾根弘文君	中西 祐介君	風間 直樹君	金子 洋一君
山本 香苗君	山本 博司君			中原 八一君	長峯 誠君	神本美恵子君	北澤 俊美君
横山 信一君	若松 謙維君			二之湯 智君	二之湯武史君	郡司 彰君	小西 洋之君
アノニオ猪木君	東 徹君			西田 昌司君	野上浩太郎君	小林 正夫君	小見山幸治君
小野 次郎君	片山虎之助君			野村 哲郎君	羽生田 俊君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
儀間 光男君	清水 貴之君			長谷川 岳君	馬場 成志君	芝 博一君	榛葉賀津也君
柴田 巧君	寺田 典城君			橋本 聖子君	林 芳正君	田城 郁君	田中 直紀君
中野 正志君	中山 恭子君			福岡 資麿君	藤井 基之君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
藤巻 健史君	真山 勇一君			藤川 政人君	古川 俊治君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
室井 邦彦君	井上 義行君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	長浜 博行君	難波 奨二君
江口 克彦君	行田 邦子君			舞立 昇治君	牧野たかお君	西村まさみ君	野田 国義君
田中 茂君	中西 健治君			松下 新平君	松村 祥史君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
松沢 成文君	松田 公太君			松山 政司君	丸川 珠代君	浜野 喜史君	林 久美子君

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号(その二)

投票者氏名

又市 征治君	吉田 忠智君	北村 経夫君	熊谷 大君	森屋 宏君	柳本 卓治君	安井美沙子君	柳澤 光美君
渡辺美知太郎君	福島みずほ君	岸 宏一君	北川イツセイ君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	水岡 俊一君	森本 真治君
山田 太郎君	和政 政宗君	金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	牧山ひろえ君	柳澤 光美君
薬師寺みちよ君	山口 和之君	岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	前川 清成君	柳澤 光美君
松田 公太君	水野 賢一君	太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君	藤田 幸久君	柳澤 光美君
中西 健治君	松沢 成文君	大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君	福山 哲郎君	柳澤 光美君
行田 邦子君	田中 茂君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君	林 久美子君	柳澤 光美君
井上 義行君	江口 克彦君	江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	白 眞勲君	柳澤 光美君
真山 勇一君	室井 邦彦君	宇都 隆史君	上野 通子君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	野田 国義君	柳澤 光美君
中山 恭子君	藤巻 健史君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	藤川 政人君	古川 俊治君	難波 奨二君	柳澤 光美君
寺田 典城君	中野 正志君	磯崎 陽輔君	磯崎 仁彦君	福岡 資麿君	藤井 基之君	直嶋 正行君	柳澤 光美君
清水 貴之君	柴田 巧君	石田 昌宏君	石井 浩郎君	橋本 聖子君	林 芳正君	徳永 エリ君	柳澤 光美君
川田 龍平君	儀間 光男君	石井 正弘君	石井 浩郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君	田中 直紀君	柳澤 光美君
小野 次郎君	片山虎之助君	石井 準一君	石井 浩郎君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	櫻井 充君	柳澤 光美君
アト二才猪木君	東 徹君	有村 治子君	井原 巧君	西田 昌司君	野上浩太郎君	小見山幸治君	柳澤 光美君
横山 信一君	若松 謙雄君	赤池 誠章君	赤石 清美君	二之湯 智君	二之湯武史君	小西 洋之君	柳澤 光美君
山本 香苗君	山本 博司君	愛知 治郎君	青木 一彦君	中原 八一君	長峯 誠君	北澤 俊美君	柳澤 光美君
矢倉 克夫君	山口那津男君	赤池 誠章君	赤石 清美君	中曾根弘文君	中西 祐介君	金子 洋一君	柳澤 光美君
浜田 昌良君	平木 大作君	赤池 誠章君	赤石 清美君	中泉 松司君	中川 雅治君	加藤 敏幸君	柳澤 光美君
新妻 秀規君	西田 実仁君	赤池 誠章君	赤石 清美君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	大塚 耕平君	柳澤 光美君
谷合 正明君	長沢 広明君	赤池 誠章君	赤石 清美君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	大久保 勉君	柳澤 光美君
杉 久武君	竹谷とし子君	赤池 誠章君	赤石 清美君	武見 敬三君	柘植 芳文君	小川 敏夫君	柳澤 光美君
河野 義博君	佐々木さやか君	赤池 誠章君	赤石 清美君	滝沢 求君	滝波 宏文君	江田 五月君	柳澤 光美君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	赤池 誠章君	赤石 清美君	高野光二郎君	高橋 克法君	磯崎 哲史君	柳澤 光美君
秋野 公造君	荒木 清寛君	赤池 誠章君	赤石 清美君	伊達 忠一君	高階恵美子君	相原久美子君	柳澤 光美君
吉川 沙織君	蓮 舫君	赤池 誠章君	赤石 清美君	世耕 弘成君	関口 昌一君	石上 俊雄君	柳澤 光美君
柳澤 光美君	柳田 稔君	赤池 誠章君	赤石 清美君	島村 大君	末松 信介君	渡邊 美樹君	柳澤 光美君
森本 真治君	安井美沙子君	赤池 誠章君	赤石 清美君	島尻安伊子君	島田 三郎君	脇 雅史君	柳澤 光美君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	赤池 誠章君	赤石 清美君	酒井 庸行君	山東 昭子君	脇 雅史君	柳澤 光美君
前田 武志君	牧山ひろえ君	赤池 誠章君	赤石 清美君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	吉田 博美君	柳澤 光美君
藤本 祐司君	前川 清成君	赤池 誠章君	赤石 清美君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山本 順三君	柳澤 光美君
藤末 健三君	藤田 幸久君	赤池 誠章君	赤石 清美君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山崎 修路君	柳澤 光美君
広田 一君	福山 哲郎君	赤池 誠章君	赤石 清美君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	山崎 力君	柳澤 光美君

日程第四 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

反対者氏名

一二名

柳田 稔君	吉川 沙織君	主濱 了君	谷 亮子君	世耕 弘成君	関口 昌一君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
蓮 舫君	秋野 公造君	糸数 慶子君	興石 東君	伊達 忠一君	高階恵美子君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
荒木 清寛君	石川 博崇君	山本 太郎君		高野光二郎君	高橋 克法君	江田 五月君	小川 勝也君
魚住裕一郎君	河野 義博君			滝沢 求君	滝波 宏文君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
佐々木さやか君	杉 久武君			武見 敬三君	柘植 芳文君	大久保 勉君	大島九州男君
竹谷とし子君	谷合 正明君		○名	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	加藤 耕平君	大野 元裕君
長沢 広明君	新妻 秀規君			堂故 茂君	豊田 俊郎君	金子 敏幸君	風間 直樹君
西田 実仁君	浜田 昌良君			中泉 松司君	中川 雅治君	北澤 俊美君	神本美恵子君
平木 大作君	矢倉 克夫君			中曾根弘文君	中西 祐介君	小西 洋之君	郡司 彰君
山口那津男君	山本 香苗君			中原 八一君	長峯 誠君	小見山幸治君	小林 正夫君
山本 博司君	横山 信一君			二之湯 智君	二之湯武史君	櫻井 充君	斎藤 嘉隆君
若松 謙維君	アトニオ猪木君		二二七名	西田 昌司君	野上浩太郎君	榎葉賀津也君	芝 博一君
東 徹君	小野 次郎君			野村 哲郎君	長谷川 岳君	田中 直紀君	田城 郁君
片山虎之助君	川田 龍平君			馬場 成志君	橋本 聖子君	徳永 エリ君	津田弥太郎君
儀間 光男君	清水 貴之君			福岡 資麿君	藤井 基之君	直嶋 正行君	那谷屋正義君
柴田 巧君	寺田 典城君			藤川 政人君	古川 俊治君	難波 奨二君	長浜 博行君
中野 正志君	中山 恭子君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	野田 国義君	西村まさみ君
藤巻 健史君	室井 邦彦君			舞立 昇治君	牧野たかお君	白 眞勲君	羽田雄一郎君
井上 義行君	江口 克彦君			松下 新平君	松村 祥史君	林 久美子君	浜野 喜史君
行田 邦子君	田中 茂君			松山 政司君	丸川 珠代君	福山 哲郎君	広田 一君
中西 健治君	松沢 成文君			丸山 和也君	三木 亨君	藤田 幸久君	藤末 健三君
松田 公太君	水野 賢一君			三原じゅん子君	三宅 伸吾君	前川 清成君	藤本 祐司君
薬師寺みちよ君	山口 和之君			水落 敏栄君	溝手 顕正君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
山田 太郎君	和田 政宗君			森 まさこ君	宮本 周司君	水岡 俊一君	森本 真治君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君			柳本 卓治君	山崎 力君	安井美沙子君	柳澤 光美君
市田 忠義君	紙 智子君			山田 修路君	山田 俊男君	蓮 舫君	吉川 沙織君
吉良よし子君	倉林 明子君			山谷えり子君	山本 一太君	荒木 清寛君	秋野 公造君
小池 晃君	田村 智子君			山本 順三君	吉川ゆうみ君	荒木 清寛君	石川 博崇君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君			脇 博美君	若林 健太君	佐々木さやか君	河野 義博君
仁比 聡平君	山下 芳生君			脇 雅史君	渡辺 猛之君	竹谷とし子君	杉 久武君
福島みずほ君	又市 征治君			脇 美樹君	足立 信也君	長沢 広明君	谷合 正明君
吉田 忠智君	荒井 広幸君			相原久美子君	有田 芳生君		新妻 秀規君
浜田 和幸君	平野 達男君						

日程第五 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

○名

反対者氏名

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号(その一)

投票者氏名

反対者氏名

山本 太郎君

一名

西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 アントニオ猪木君
東 徹君 小野 次郎君
片山虎之助君 川田 龍平君
儀間 光男君 清水 貴之君
柴田 巧君 寺田 典城君
中野 正志君 中山 恭子君
藤巻 健史君 真山 勇一君
室井 邦彦君 井上 義行君
江口 克彦君 行田 邦子君
田中 茂君 中西 健治君
松沢 成文君 松田 公太君
水野 賢一君 薬師寺みちよ君
山口 和之君 山田 太郎君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
荒井 広幸君 浜田 和幸君
平野 達男君 主濱 了君
谷 亮子君 糸数 慶子君
奥石 東君

日程第六 地域における医療及び介護の総合的な
確保を推進するための関係法律の整備等に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三五名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川イツセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君
小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 佐藤ゆかり君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 巖君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
若林 健太君 脇 雅史君
渡辺 猛之君 渡邉 美樹君
秋野 公造君 荒木 清寛君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 佐々木さやか君

反対者氏名

一〇六名

杉 久武君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
浜田 和幸君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 石上 俊雄君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大久保 勉君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 洋一君
神本美恵子君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榛葉賀津也君
田城 郁君 田中 直紀君
津田弥太郎君 徳永 エリ君
那谷屋正義君 直嶋 正行君
長浜 博行君 難波 奨二君
西村まさみ君 野田 国義君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
浜野 喜史君 林 久美子君
広田 一君 福山 哲郎君

藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
アントニオ猪木君	東 徹君
小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	中野 正志君
中山 恭子君	藤巻 健史君
真山 勇一君	室井 邦彦君
井上 義行君	江口 克彦君
行田 邦子君	田中 茂君
中西 健治君	松沢 成文君
松田 公太君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	荒井 広幸君
平野 達男君	主演 了君
谷 亮子君	糸数 慶子君
輿石 東君	山本 太郎君

「慰安婦」問題に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月三日

藤田 幸久

参議院議長 山崎 正昭殿

「慰安婦」問題に関する再質問主意書

一 政府は、戦時中は慰安婦制度は合法であったと認識しているか。

二 一九九〇年六月六日の参議院予算委員会において、本岡昭次参議院議員の質問に対して清水傳雄労働省職業安定局長が「従軍慰安婦」は「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いている」として実態調査ができないと答弁していたが、その後一九九二年一月十三日に加藤内閣官房長官が「軍の関与は否定できない」と旨の談話を出し、同年七月六日に第一次政府調査結果を発表した。「軍の関与」を認めた根拠について、政府の見解を明らかにされたい。

三 戦前を含む一九九二年以前の時期に、政府は、「慰安所」制度並びに「慰安婦」の存在、管理及び運営に関して国会答弁及び公文書(秘密文書を除き報道関係者や一般人に開示されたもの)、行政機関の口頭での声明などにおいて、軍の関与を認めたことがあったか。

四 国外移送誘拐被告事件に関する長崎地方裁判所刑事部昭和十一年二月十四日判決及びその上訴審の司法判断については、私が提出した「慰安婦」問題に関する質問主意書(第百八十六回国会質問第九七号)に対する答弁書(内閣参質一八六第九七号)によって明らかにされた事実か

ら、旧日本軍慰安所において「慰安婦」として働かせるため、官憲が縄で縛るなど強制的に連行した場合にはなくとも、女性をだまして国外の軍慰安所に移送した場合には、当時の国内法(刑法第二百二十六条第一項、同条第二項)に違反する犯罪であったことが示された。

当時の刑法第二百二十六条第一項、同条第二項は朝鮮半島において適用可能であったのか。可能であった場合には、その法的根拠について明らかにされたい。

五 一九九三年八月四日の慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話は、第二次政府調査結果に基づき、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。」とし、慰安婦が「甘言」によって、本人の意思に反して集められた事例が数多くあったことを述べている。そうした事例は、前記四の刑法第二百二十六条第一項、同条第二項に該当する犯罪の被害者であったことになるが、政府としてこれを認めるのか。

右質問する。

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤田幸久君提出「慰安婦」問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤田幸久君提出「慰安婦」問題に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十六年五月二十日内閣参質一八六第九七号)二から五まで及び七についてお答えしたとおり、平成四年七月六日及び平成五年八月四日に発表した慰安婦問題の調査結果において、慰安婦や慰安所の法規上の位置付けについては明らかになっておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「根拠は、平成三年十二月から平成四年六月まで関係省庁において行った関係資料の調査結果に基づくものである。」

三について

お尋ねについては承知していない。

四について

明治四十年に制定された刑法(明治四十年法律第四十五号)第一条第一項は、昭和二十二年に改正されるまで、「本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス」と規定し、同法第三条第一項は、同年に改正されるまで、「本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス」と規定し、同項第十一号は、「第二百二十四条乃至第二百二十八条ノ罪」を記載し、同条第二項は、同年に改正されるまで、「帝國外ニ於テ帝國臣民ニ対シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ」と規定していた。

五について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えた。

いわゆる「風評被害」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月五日

参議院議長 山崎 正昭殿

山本 太郎

いわゆる「風評被害」に関する質問主意書

株式会社小学館(以下「小学館」という。)刊、「週刊ビッグコミックスピリッツ」四月二十八日及び五月十二日発売号に掲載された雁屋哲氏原作「美味しんぼ 第六百四話「福島の実実」(以下「当該作品」という。))での描写において使われた一部表現をめぐり、許しがたい風評被害を生じさせているなどとして、双葉町を始め福島県さらには大阪市などの自治体より、小学館に対して相次いで抗議の申入れがなされた。また、環境省も五月十三日付け「放射性物質対策に関する不安の声について」において、「不当な風評被害が生じることを避ける」との文言をその文中に用いつつ、放射性物質対策に関し、環境省としての見解を示した。さらに、複数の関係者からも当該作品に対し相次いで「風評被害」を懸念する批判的見解が示され、安倍首相も自ら五月十七日に福島県を視察に訪れた際、記者団の質問に対して「根拠のない風評には国として全力を挙げて対応する必要がある。」と答

えた。

このように、東日本大震災により発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)以降、様々な状況において「風評被害」という言葉が多用されているが、そもそも「風評被害」とは、辞書においては「事故や事件の後、根拠のない噂や憶測などで発生する経済的被害」(大辞林第三版)と定義されている語である。一方、原子力損害賠償紛争審査会により公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」においては、「風評被害」は「報道等により広く知らされた事実によつて、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するもの」と定義されているように、前記辞書による定義とは異なり、「事実」に基づく経済被害をも「風評被害」であるとされている。

原発事故によつて大気中又は海洋へと放出された放射性物質が、東日本を中心とした我が国の国土及び周辺海域を広く範囲に汚染したことは、紛れもない「事実」である。この厳然たる「事実」に起因した経済的被害を、あたかも「根拠のない噂や憶測」などで発生しているとして一般的に捉えかねない「風評被害」という一語によつて括することは適切ではない。原発事故による「風評被害」とは、「事実」に起因して生じている被害であるのか、根拠なき噂に起因して生じている被害であるのかを、明確に定義することなく曖昧にしたまま、ただ一括りに「風評被害」と呼称し続けることは、被災地の経済問題や原発事故被害者の賠償問題のみにとどまらず、放射性物質による食品汚染や土壌汚染、被

ばくによる健康被害、さらには表現の自由にまでも、多大なる混乱と悪影響を及ぼしかねないということが、今回の騒動によつて懸念されることになった。

右の点を踏まえて、今回、原発事故に引き続き生じているとされる、いわゆる「風評被害」について、政府としていかなる見解、認識を持っているのか、また、いかなる対策を講じていく方針であるのかを確認すべく、以下質問する。なお、答弁書においては、各質問項目ごと個別に答弁された。

一 前記のごとく、「風評被害」との語は辞書においては「事故や事件の後、根拠のない噂や憶測などで発生する経済的被害」と定義されている。政府が公式見解等で用いている「風評被害」との語も、この定義と同義か。政府における「風評被害」の定義を明確に示されたい。

二 原発事故以前の、我が国の農産物、水産物、畜産物等、食品中の放射性セシウムの平均値は、おおむね一キログラム当たり何ベクレル程度であったか。政府の把握している原発事故以前の直近のデータから、具体的数値を示されたい。

三 現在、原発事故後に政府が定めた食品中の放射性セシウムの基準値を上回る国産食品は市場に流通していない、というのが政府の公式見解であると思われるが、現在、市場に流通している国産食品のうち、その基準値以下ではあるが、前記二の数値を超えているものは存在するか、政府の把握している範囲において、存否を示されたい。

四 原発事故以前も、我が国の国土は核実験やチェルノブイリ原子力発電所事故等の影響によ

り、少なからず放射性セシウムによる土壌汚染が存在していたと考えられるが、原発事故以前の直近の福島県内における放射性セシウムによる土壌汚染は、おおむね一平方メートル当たり何ベクレル程度であったか。政府の把握している原発事故以前の直近のデータから、具体的数値を示されたい。

五 前記四に関して、原発事故以前の放射性セシウムによる土壌汚染を上回る土壌汚染を認める地域は、現在、福島県内に存在するか、政府の把握している範囲において、存否を示されたい。

六 平成二十五年一月三十日、原子力損害賠償紛争審査会より示された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」には、「一部の対象品目につき政府が本件事故に関し行う指示等があった区域については、その対象品目に限らず同区域内で生育した同一の種類の農林水産物につき、同指示等の解除後一定期間を含め、消費者や取引先が放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠するという心情に至つたとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるほか、同指示等があった区域以外でも、一定の地域については、その地理的特徴、その製品の流通実態等から、同様の心情に至つたとしてもやむを得ない場合があると認められる。」との記述がある。この記述からは、「放射性物質の付着及びこれによる内部被曝等を懸念し、取引等を敬遠する」という消費者や取引先の行動は、根拠のない噂や憶測など

によりもたらされたのではなく、「政府が本件事故に関し行う指示等があった」という「根拠」に依拠した行動であるから「合理性がある」と認められた行動である、と解釈できる。すなわち、「政府が本件事故に関し行う指示等があった区域」及び「同指示等があった区域以外でも、一定の地域」においては、たとえ消費者や取引先の行動によつて経済被害が引き起こされたとしても、それは「根拠のない噂や憶測などで発生した経済的被害」とは言えず、この事案を「風評被害」と呼称するのは、「風評被害」の語意を考慮すれば適切ではないと考えられるが、政府の見解如何。

七 現在、我が国の農産品、海産品、飼料等(以下「我が国の製品等」という。)に対して、何らかの輸入規制等を行っている国は何か国存在するのか、国名を全て列挙し示されたい。また、これらも「風評被害」として扱われるべき事案と認識しているか、政府の認識をその根拠とともに示されたい。この事案を「風評被害」として扱われるべきものであると認識している場合、政府として何らかの抗議を当該国に対して行っているのか、あるいは今後行う予定はあるのか。さらに、当該国に対する報復的禁輸措置などの対抗措置を講じる予定は今後あるのか、政府の見解を示されたい。

八 前記七に関連して、環太平洋パートナーシップ(PTP)協定に我が国が参入した場合、当該国による我が国の製品等に対する輸入規制の存在は、我が国にいかなる経済的影響を及ぼすのか、政府の見解を示されたい。また、この点について政府内で検討されているのか。検討され

ている場合には、その検討内容を示されたい。九 福島県産を始めたとして関東、東北地方の農産物、海産物の放射性物質による汚染を案じて買い控えるをする消費者の行動及びこれらの地域に滞在することによる被ばくを懸念し旅行を差し控えるといった国民の行動について、根拠に基づいた、やむを得ない事情による個人の自由な選択として尊重し保障されるべきとの立場か、あるいは根拠のない噂や憶測に基づいた、風評被害を生じさせる行動として慎むべきとする立場か、政府はいずれの立場をとるのか見解如何。

十 五月十三日の閣議後の記者会見において、記者から当該作品についての意見を求められた根本復興大臣、森内閣府特命担当大臣、太田国土交通大臣、下村文部科学大臣、石原環境大臣ら複数の閣僚から相次いで「風評被害」を懸念する批判的見解が示された。一作品を指し示して、複数の閣僚が今回のように一斉に批判的見解を示すのは極めて異例の事態であり、さらに表現の自由を脅かす圧力となるのではないかと一部の国民から危惧する声も上がる事態にまで発展しているが、安倍首相の言う「根拠のない風評」には国として全力を挙げて対応する必要がある。とは、今後も風評被害を助長すると政府が認めた書籍図画等の出版物や映画等の作品に対しては、閣僚からの批判的談話の発信あるいは、発行者、制作者側に対する「風評被害」を招きかねない表現活動の自粛要請など、何らかの表現規制を含めた対応を講じることもあり得る、との意味か、政府の見解を示されたい。

十一 今後は、放射線被ばくと健康影響を論じる

書籍図画等の出版物や映画等の作品を発行、公開する場合は、発行、公開前にその発行者、制作者側が「風評被害」による影響を及ぼさないよう十分にその内容、表現方法につき留意するとともに、「風評被害」を招来するおそれのあるものについては、発行、公開を自粛するなど、何らかの自主規制等がなされるべきと考えるのか、政府の見解如何。

十二 今後は、個人が自覚した身体の変調あるいは症状の存在が事実であったとしても、それが放射線被ばくによる影響と科学的に立証できない場合においては、その身体の変調あるいは症状を被ばくと関連付けて個人あるいは団体が公表することは、「風評被害」を助長する「根拠のない風評」として、国が対応すべき対象となり得るのか、政府の見解如何。

十三 放射線被ばくによる健康影響については、いまだ十分に解明されていないというのが現時点での科学的知見であるのは論をまたない。しかし、安倍首相は、昨年九月の国際オリンピック委員会総会(以下「IOC総会」という。)において、質疑応答の際に「健康問題については、今までも現在もそして将来も、全く問題ない」ということをお約束いたします。(以下「首相発言」という。)と述べた。原発事故による健康影響については、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)が本年四月二日に発表した報告書において「最も高い被ばく線量を受けた小児の集団においては、甲状腺がんのリスクが増加する可能性が理論的にあり得る」と指摘している。この報告書が発表される以前の昨年九月に、「健康問題については全く問題

ない」との首相発言を可能としたのは、いかなる科学的根拠によつてであるか。首相発言の科学的根拠となった報告書あるいは論文等が実在し、それを示すことが可能である場合、具体的に示されたい。

十四 前記十三に関連して、首相発言の科学的根拠を具体的に明示することができなければ、首相自らが根拠なき安全風評を国内外に向けて発信したことになるわけであるが、「風評」の専門家によれば、「風評被害」の原因は、正確なデータの公開不足によるものであるとされる。政府が「風評被害」を本気で払拭、解決すべき問題として対策を講じるのであれば、まずは「健康問題は全く問題ない」及び「汚染水の影響は完全にブロックされている」などといった、国民の不信感をかえつて増長する根拠なき安全風評を政府自らが広報し続けることを直ちに止め、食品汚染や土壌汚染さらには健康影響について、国民の被ばく極小化に向けた対策を一層厳格化し、予防原則に立つた規制値の見直し、調査体制の構築及び実施と情報開示を積極的に進めていくことが重要と考える。

加えて、IOC総会において首相自らが全世界に向けて発信した、「健康問題は全く問題ない」及び「汚染水の影響は完全にブロックされている」との発言の科学的根拠を明示できない場合には、むしろ「風評被害」払拭のために撤回し、改めて国内外に我が国の現状を正確に発信し直すべきと考えるが、首相に同発言を撤回する意向はあるか。

右質問する。

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「風評被害」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「風評被害」に関する質問に対する答弁書

一及び六について

お尋ねの「今回、原発事故に引き続き生じているとされる、いわゆる「風評被害」について、具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難である。

なお、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成二十三年八月五日原子力損害賠償紛争審査会決定。以下「中間指針」という。）において、「報道等により広く知らされた事実によつて、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」に対して「風評被害」という表現を用いることとしているが、中間指針においては同時に、いわゆる風評被害については確立した定義はないとし、また、かかる被害に対して風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上もいまだ示されていないともされている。

二及び三について

お尋ねの「食品中の放射性セシウムの平均値」の意味するところが必ずしも明らかでない

め、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「放射性セシウムによる土壌汚染」の意味するところが必ずしも明らかでないが、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故（以下「事故」という。）前の平成二十二年に行われた環境放射能水準調査の結果によれば、平成二十二年六月に福島市の一地点において採取した地表から深さ約五センチメートルまでにある土壌から一キログラム当たり二十二ベクレルの放射能濃度のセシウム一三七が検出されている。

五について

お尋ねの「放射性セシウムによる土壌汚染を上回る土壌汚染を認める地域」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「何らかの輸入規制等」の意味するところが必ずしも明らかでないが、我が国の農林水産物・食品に対しては、本年五月二十三日現在、インド、インドネシア共和国、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア多民族国、アイスランド共和国、ウクライナ、スイス連邦、ノルウェー王国、リヒテンシュタイン公国、ロシア連邦、アラブ首長国連邦、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、

サウジアラビア王国、トルコ共和国、バーレーン王国、レバノン共和国、エジプト・アラブ共和国、モロッコ王国及び欧州連合加盟各国の六十三か国において、放射性物質による汚染に係る輸入規制が行われていると承知している。また、食品等に係る輸入規制は科学的な原則に基づきべきものであるため、政府としては、まずは、日本国内における安全確保のための取組及び安全性を証明する科学的データを丁寧に説明しつつ、このような規制の緩和・撤廃を求めているところである。その結果、これまでに、オーストラリア連邦等十三か国で規制措置が完全撤廃されたところであり、引き続き、輸入規制を行っている国及び地域に対してその緩和・撤廃を要請していくこととしている。

八について

環太平洋パートナーシップ協定については、現在交渉中であり、お尋ねについてお示することは困難である。

九について

事故による、福島県を始めとした被災地産品の買い控えや被災地への観光客の減少等については様々な要因があり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、こうした課題に対処するため、復興大臣の下、関係府省庁から成る「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、対策の強化について検討してきたところであり、国民に対する科学的知見に基づく安全性に関する正確な情報提供や正しい理解の普及等の取組を着実に粘り強く進めることが重要と考えている。

十から十二までについて

御指摘のような仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、引き続き放射線による人体への影響等について、科学的知見に基づく正確な情報提供に努めてまいりたい。

十三及び十四について

食品中の放射性物質に関する基準値（以下「基準値」という。）については、食品安全委員会の食品健康影響評価及び国際連合食糧農業機関・世界保健機関合同食品規格計画の実施機関であるコーデックス委員会（以下「コーデックス委員会」という。）における食品に関する国際規格を踏まえ、食品の摂取に伴う被ばく線量が年間一ミリシーベルトを超えないように設定しているものである。御指摘の「健康問題については全く問題ない」と及び「健康問題は全く問題ない」との安倍内閣総理大臣発言については、基準値を超過した食品は、回収・廃棄されるほか、地域的な広がりがある場合には出荷制限を行うなど、厳格な管理体制を敷いていること及び通常の食生活における食品からの放射性物質の摂取状況を把握するための調査において、食品の摂取に伴う被ばく線量は、コーデックス委員会の指標である年間一ミリシーベルトの百分の一以下の水準であることが確認されていることを踏まえたものである。

また、御指摘の「汚染水の影響は完全にブロックされている」との安倍内閣総理大臣発言については、福島県近海での放射性物質の影響は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の港湾内の〇・三平方キロメートルに完全にブロックされていることを指しており、この発言

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号(その二) 質問主意書及び答弁書

の根拠となる同発電所の港湾外における海水の放射線データは、原子力規制委員会等による放射線モニタリングの結果によれば、放射性物質の濃度は検出できないほど低いか、基準濃度をはるかに下回っていることが確認されていることを踏まえたものである。このため、発言の撤回は不要であると考えている。

障害者権利条約に基づく我が国の障害者制度改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月五日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

障害者権利条約に基づく我が国の障害者制度改革に関する質問主意書

平成二十五年十二月の臨時会で障害者の権利に関する条約(以下「本条約」という。)が全会一致で承認され、平成二十六年一月には政府により批准された。

本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について定めている。このような本条約の批准により、我が国の障害者制度改革は新たな段階に入ったと言える。

このような観点から、以下質問する。
一 OECD加盟国における障害者施策に充てられる政府予算規模について、直近の数値及び国内総生産に占める割合について示されたい。
二 我が国の障害者施策に充てられる政府予算規

模及び国内総生産に占める割合について、過去三年間の数値を示されたい。

三 我が国の障害者施策に充てられる政府予算はOECD諸国中下位にあると指摘されており、本条約の趣旨に沿って予算規模の拡充を図るべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 本条約第三十五条第一項では、「各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとつた措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。」と定められている。同項の報告書作成の際には、作成が行われる会議等に障害者当事者や関係団体等が参加すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 本条約第三十三条第二項では、「締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み(中略)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。」と定められている。同項が実質的に機能するためにどのような取組が重要だと考えているのか、政府の見解を示されたい。

六 本条約第三十三条第三項の「市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。」との趣旨を踏まえると、障害者当事者や関係団体等の政府の関連審議会への参画が欠かせないと考えるところ、政府はどのように取り組んでいくのか見解を示されたい。
右質問する。

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出障害者権利条約に基づく我が国の障害者制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出障害者権利条約に基づく我が国の障害者制度改革に関する質問に対する答弁書

一について
経済協力開発機構加盟各国における障害者施策に充てられる予算規模については、社会経済状況等の違いからそれぞれの障害者施策に係る制度の仕組みが異なるため、お答えすることは困難である。

二について
過去三年間の障害者施策関係予算額は、平成二十三年度約一兆三千五百六十五億円、平成二十四年度約一兆四千七百十三億円、平成二十五年年度約一兆四千五百四十四億円であり、「二〇一四(平成二十六年)一〇三月期四半期別GDP速報(二次速報値)(平成二十六年六月九日内閣府公表)」を基に各年度における予算額の国内総生産に占める割合を計算すると、それぞれ、〇・二八七パーセント、〇・三二〇パーセント及び〇・三〇一パーセントである。

三について
政府としては、我が国の障害者施策について必要な予算を確保してきているところであり、今後とも、「障害者基本計画(平成二十五年九月二十七日閣議決定。以下「基本計画」という。)」等に基づき、障害者のニーズに対応して総合的

かつ適切な支援を行ってまいりたい。
四について

障害者の権利に関する条約(平成二十六年条約第一号。以下「条約」という。)第三十五条の規定に基づく報告については、障害者その他の関係者が参画し、基本計画の実施状況を監視する障害者政策委員会の意見も聴取しながら作成していく考えである。

五について
我が国における条約の適切な実施については、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める基本計画が条約に沿って実施されているかを障害者政策委員会が監視すること等が重要と考えている。

六について
障害者の政策決定過程への参画については、基本計画において明記しているとおり、国の審議会等の委員の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮し、特に障害者施策を審議する国の審議会等については、障害者種別等にも配慮し、障害者の委員への選任を行うこととしているところであり、今後とも障害者その他の関係者の参画を一層促進していく考えである。

憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導することに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月六日
参議院議長 山崎 正昭殿
藤末 健三

憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導することに関する質問主意書

報道によると、安倍内閣総理大臣は、「憲法解釈の変更を行う場合はですね、閣議決定を行い、そして国会で議論していただくことになりました。」と述べたとされている。この発言に関して、以下質問する。

一 民主主権の下、憲法上内閣の首長である内閣総理大臣は、日本国憲法第四十一条に規定される「国権の最高機関である国会に対する内閣の責任を果たすため、日本国憲法第九十九条に定められるよう「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とともに、同第七十三条第一号で定められるよう「法律を誠実に執行」しなければならない。それが議院内閣制の下で、内閣総理大臣に課された最大の責務であると考えるが、いかがか。

二 内閣総理大臣は、日本国憲法第九十八条に規定されるよう主権者である国民が定めた国の最高法規である憲法に厳重に縛られて職務を遂行する法的立場にあり、憲法上疑義のある行為は一切許されないと考えるが、いかがか。

三 集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更は、歴代内閣が否定してきたことから、明らかに憲法上疑義のある行為であると考えるが、いかがか。

四 憲法上疑義のある憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導し、閣議決定を行うことは、明らかに日本国憲法第九十九条に定められる憲法尊重擁護義務に反すると考えるが、いかがか。

五 内閣が行政権の行使について国会に対する責任を果たすために、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更が必要であると内閣総理大臣

が考える場合でも、憲法解釈の変更について国会で議論するよう要請する旨の閣議決定しかなないと考えるが、いかがか。
右質問する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出憲法解釈の変更を内閣総理大臣が主導することに関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定め、憲法第七十三条第一号は、内閣の事務として、「法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」を定めており、これらの憲法の規定を遵守することは当然のことと考えている。

一般論として、憲法を始めとする法令の解釈は、衆議院議員島根君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書(平成十六年六月十八日内閣衆質一五九第一一四号)一について述べたとおり、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つこと

にも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるといふ性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものである。

三及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

生活扶助相当CPIの算出方法等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月九日

辰巳孝太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

生活扶助相当CPIの算出方法等に関する質問主意書

政府は、生活保護費のうち、昨年の八月から、生活扶助費の引下げを実施し、三年間で六百七十億円引き下げる方針を示している。そのうち、五百八十億円は、平成二十年から平成二十三年にかけて、物価が四・七八パーセント下落したことを理由としており、厚生労働省は、同省作成の「生活扶助相当CPI」という指標を、物価下落の根拠としている。

そこで、「生活扶助相当CPI」の算出方法等に関し、以下質問する。なお、答弁に当たっては、質問番号ごとに具体的に答弁されたい。

一 生活扶助相当CPIの算出の方法に関して、
①平成二十年平均生活扶助相当CPI(平成二十年の年平均の生活扶助相当CPIをいう。以下同じ。)は、生活扶助に相当する品目について、平成二十二年基準消費者物価指数の長期時系列データにおける平成二十年平均全国品目別CPI(平成二十年の年平均の全国の品目別価格指数をいう。以下同じ。)に全国品目別ウェイト(全国の消費支出全体に占める品目ごとの支出額の割合をいう。以下同じ。)を品目ごとに乗じて得た値を合計した値を、全国品目別ウェイトを合計した値で除して算出し、②平成二十三

年平均生活扶助相当CPI(平成二十三年の年平均の生活扶助相当CPIをいう。以下同じ。)は、生活扶助に相当する品目について、平成二十二年基準消費者物価指数の長期時系列データにおける平成二十三年平均全国品目別CPI(平成二十三年の年平均の全国の品目別価格指数をいう。以下同じ。)に全国品目別ウエイトを品目ごとに乗じて得た値を合計した値を、全国品目別ウエイトを合計した値で除して算出したとの理解でよい。

二 生活扶助相当CPIの算出方法を前提として、平成二十二年から平成二十三年にかけての年平均生活扶助相当CPIの変化率(平成二十三年年平均生活扶助相当CPIを「平成二十二年年平均生活扶助相当CPI」で除したもの)は、「生活扶助に相当する品目」を対象とし、基準時を平成二十二年、比較時を平成二十三年とする、「基準時加重相対法算式(ラスパイレステ型)」を採用した場合の加重平均指数と合致するか。

三 生活扶助相当CPIの算出方法を前提として、平成二十二年から平成二十三年にかけての年平均生活扶助相当CPIの変化率(平成二十二年年平均生活扶助相当CPIを「平成二十二年年平均生活扶助相当CPI」で除したもの)は、「生活扶助に相当する品目」を対象とし、基準時を平成二十二年、比較時を平成二十三年とする、「比較時加重相対法算式(パーシェ型)」を採用した場合の加重平均指数と合致するか。

四 前記一から三を前提として、生活扶助相当CPIは、平成二十二年から二十二年までの指数の変化についてはパーシェ指数と同様の傾向を示し、平成二十二年から平成二十三年の指数の変化についてはラスパイレステ指数と同様の傾向を示す。

五 仮に、前記四に対する答弁が肯定の場合、消費者物価指数を算出する上で、このように異なる算式を合成して使用する先例は存在するか。また、異なる算式を合成して消費者物価指数を算出する根拠について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員辰巳孝太郎君提出生活扶助相当CPIの算出方法等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辰巳孝太郎君提出生活扶助相当CPIの算出方法等に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねのとおりである。

二 について
御指摘の加重平均指数については、基準時である平成二十二年の年平均の生活扶助相当CPIを百とする指数となるため、御指摘の変化率とは合致しないが、御指摘の加重平均指数を百で除したものは、御指摘の変化率と合致する。

三 について
御指摘の加重平均指数については、基準時である平成二十二年の年平均の生活扶助相当CPIを百とする指数となるため、御指摘の変化率とは合致しないが、御指摘の加重平均指数を百で除したものは、御指摘の変化率と合致する。

四及び五について

お尋ねの「パーシェ指数と同様の傾向」及び「ラスパイレステ指数と同様の傾向」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月九日

薬師寺みちよ

参議院議長 山崎 正昭殿

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関する質問主意書

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が、去る五月二十三日に成立し、一部を除いて平成二十七年一月一日から施行される。また、参議院厚生労働委員会では、本法律に対して、「本法の基本理念である難病患者の社会参加の確保及び地域社会での尊厳を保持した共生を実現するために、難病に関する国民、企業、地域社会等の理解の促進に取り組むとともに、就労支援を含めた社会参加のための施策を充実すること。」とする附帯決議が議決されている。加えて、今後策定される基本方針においても、「難病の患者に対する就労の支援に関する施策について」定めることになつてゐる。このことから鑑みて、今後、難病の患者に対する就労支援の充実がより求められると

考えられる。

右を踏まえ、以下質問する。

一 在職中に難病を発症した後、在職している事業所等を離職せずに引き続き別の事業所等に転職する場合に、転職先の事業所等の事業主には「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」が支給されるのか、明らかにされたい。

二 前記一に関して、支給されない場合は、その理由を示されたい。

三 今後、難病の患者への就労支援の充実が求められるが、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」の対象者要件などを含めて本助成制度の全体的な見直しを検討すべきと考えるところ、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の「在職している事業所等を離職せずに引き続き別の事業所等に転職する場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金(以下「助成金」という。)は、失業状態にある発達障害者又は難治性疾患の患者の雇用を確保するためのものであることから、失業状態にない発達障害者又は難治性疾患の患者を事業主が雇い入れる場合には、助成金は支給されない。

三について

政府としては、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の制定を踏まえ、助成金の対象となる難治性疾患の患者の範囲など助成金の在り方について検討してまいりたい。

健康保険組合の財政健全化の観点からの医療費支出の削減に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月九日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

健康保険組合の財政健全化の観点からの医療費支出の削減に関する質問主意書

平成二十六年四月十八日に健康保険組合連合会から「平成二十六年度健康保険組合予算早期集計結果の概要」(以下「概要」という。)が公表された。概要は、平成二十六年四月一日現在、存在する千四百十組合ベースの平成二十六年度予算状況を推計し、前年度予算と比較した結果をまとめたものである。概要では、平成二十六年度は、三千六百八十九億円の経常赤字であり、高齢者医療制度創設以降、七年連続大幅赤字、累計赤字は二・七兆円、高齢者医療制度等への拠出額は、七年間で二十兆円を超え、健康保険組合はその約八割が赤字だとされている。

その背景には高齢化、医療の高度化等により医療費が毎年一兆円程度増加していることがある。このような健康保険組合をめぐる厳しい状況を踏まえ、健康保険組合は保険料の徴収と医療給付、た

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号(その一) 質問主意書及び答弁書

けではなく、その機能を十分に発揮し、医療の質や効率性の向上に向けた役割を積極的に果たさなければならぬと考え、自ら取組を始めている。健康保険組合の持続可能性を維持する観点から、健康保険財政への政府の取組について、以下質問する。

一 平成十三年、保険料の効率的活用、良質な医療の確保、効果的な保険事業による健康づくりの増進、という保険者機能の原点を追求することを目的に、有志の健康保険組合により、一般社団法人保険者機能を推進する会が設立された。同会では健保財政の健全化に取り組んでいるが、このような健康保険組合の自主的な医療費の効率化等に関する活動に対する政府の評価を示されたい。

二 医療費の抑制のためには、患者が疾患に対応した適切な医療を受けることで治療期間が短縮されること等が必要である。ある大手通信会社の健康保険組合で患者を適切な病院に紹介する場合をシミュレーションした結果、入院医療費の十パーセント、金額にして年間二十二億円の削減が見込まれたという。ここで使われているデータは、厚生労働省管轄の中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織(DPC評価分科会)が出したものであり、データとして信憑性の高いものである。こういったDPC評価分科会のデータを積極的に国民に周知し、被保険者が自ら意識して医療費削減をするよう促すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

三 現在でも健康保険組合の約八割が赤字である中、現在政府で検討されている公的医療保険制度改革において、総報酬割の導入が検討されている。総報酬割が導入された場合、健康保険組合に対してさらなる負担を求めることになる

が、このことは、健康保険組合の財政、保険料に大きな影響を及ぼし、健康保険組合の持続可能性の観点から問題があるところ、政府の見解を明らかにされたい。

四 平成二十七年年度からデータヘルス計画の本格的な取組が予定されている。同計画は保険者がレセプト等のデータを分析し、PDC Aサイクルにより効率的な保健事業を実施することを目的としている。生活習慣病の予防、重症化防止等が図られることが期待されるが、これにより医療費がどの程度抑制できると考えられるか、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出健康保険組合の財政健全化の観点からの医療費支出の削減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出健康保険組合の財政健全化の観点からの医療費支出の削減に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、健康保険組合が保健事業を通じて加入者の健康管理、医療費の適正化等の取組を行うことは重要であると考えている。

二について

御指摘の診療報酬調査専門組織の下に設けられたDPC評価分科会のデータについては、平成十五年度から毎年度公表しているところであり、被保険者を含め、広く国民において活用が

図られるよう、引き続き、当該データの適切な公表に努めてまいりたい。

三について

被用者保険の保険者による後期高齢者支援金の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二百二十条等の規定により、原則として、当該保険者に係る加入者数によりあん分することとされているため、標準報酬総額(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。)が低い保険者は、相対的に負担が重くなることから、社会保障制度改革国民会議の報告書においては、被用者保険の保険者の標準報酬総額に応じてあん分することにより、その負担能力に応じたより公平な負担とする旨の考え方が示されており、このようにあん分した場合、標準報酬総額が低い保険者の負担は軽減されることとなる。政府としては、引き続き、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律百十二号)第四条第七項第二号に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

四について

御指摘の保健事業の実施計画については、健康の維持増進並びに疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することにより、医療費の適正化につながるものであると考えているが、保険者ごとにその取組状況が異なるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年六月九日

吉田 忠智

参議院議長 山崎 正昭殿

循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果に関する質問主意書

東日本大震災によって多くの人命が失われ、また建物を始めとする多大な財物が津波によって破壊され流失したことは、三年を経過した現在においてもまだ記憶に新しい。震災の犠牲となられた方々に對し、ここに改めて哀悼の意を表するものである。

この大災害によって発生した災害廃棄物の広域処理を促進するためとして、被災県内以外の市町村等にも交付された循環型社会形成推進交付金(以下「当該交付金」という。)の復旧・復興枠及びこれに伴って交付された震災復興特別交付税の交付状況と効果について、幾つもの疑義が生じていることは、誠に残念なことであるが、不正・不当な交付の有無をたずねるとともに、交付の効果について適切な評価を下すことは、被災地復興と被災者支援の今後のために、是非とも必要なことと考える。そこで、以下質問する。

一 平成二十四年度当該交付金を復旧・復興枠で交付された市町村、特別区及びこれら地方公共団体が廃棄物処理のために形成する一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、合計七十五団

体であるとされるが、この市町村等のうち、
①特定被災地地方公共団体である県内の市町村等が実施する事業として交付を受けた市町村等、
②ア諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業及びイ既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある処理施設の整備事業に對して交付を受けた市町村等はいずれか、漏れなく示されたい。

二 「循環型社会形成推進交付金復旧・復興枠」の交付方針について(平成二十四年三月十五日付け環境対発第一二〇三一五〇〇一号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)には、諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業及び既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある処理施設の整備事業に關して、「なお、受入条件の検討や被災地とのマッチングを実施したもの、結果として災害廃棄物を受け入れることができなかった場合であっても、交付金の返還が生じるものではないかもしれません」とあるが、この「受入条件の検討」には、災害廃棄物の受入れの可否の検討が含まれるのか。

受入れの可否の検討が含まれる場合には、受入れの可否を検討した上で、「受け入れない」と決定した市町村等や、受入れの可否についての結論を出すことができなかった市町村等という、災害廃棄物処理に關しては東日本大震災からの復興に何ら貢献する意思を表していない市町村等に対して当該交付金を復旧・復興枠で交付し、その返還を求めないことになる。これは、震災復興特別会計の趣旨に反し、また、東

日本大震災復興基本法の精神に悖ることであると考えられるが、いかがか、政府の見解を示されたい。

三 既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある処理施設の整備事業として当該交付金を復旧・復興枠で交付された事業の中には、既存施設が代替施設における当該廃棄物処理を必要とするようになると現実に想定される日から、一年以上後の竣工になる事業がある。例えば、富山県高岡地区広域圏事務組合のごみ処理施設整備事業の竣工予定は平成二十六年九月三十日であつて、実際に高岡市環境クリーン工場が災害廃棄物の本格処理を開始した平成二十五年四月二十六日と比較すれば約一年五か月後であり、また、大阪府堺市のクリーンセンター東工場第二工場改修事業の竣工は平成二十六年三月三十一日であるが、同市は災害廃棄物を受け入れなかったため、便宜的に同じ大阪府内の大阪市による本格処理開始日である平成二十五年二月一日と比較するならば、約一年二か月後である。このように長い期間を経た後に、既存施設で処理する予定であった廃棄物を当該施設で処理できる可能性があつたのか。例示した高岡及び堺の各事業について、対象となる廃棄物の種類、その処理方法及び当該廃棄物の貯留の方法を明らかにされた

四 大阪府堺市の事例では、平成二十三年八月一日付けの「平成二十三年度三次補正に係る循環型社会形成推進交付金追加所要額調べ」によつて行われた、平成二十五年年度までに災害廃棄物の受入れが可能となる施設に關する調査において、災害廃棄物の受入れが可能である施設とし

て追加の所要額の要望があつたことが、同市に對する当該交付金を復旧・復興枠で交付した根拠の一つとされる。しかしながら、同市は、交付が実施された当該年度である平成二十四年度については、「平成二十四年度循環型社会形成推進交付金要望額の追加調査について(平成二十四年一月六日付け)及び「平成二十四年度循環型社会形成推進交付金所要額調査について(平成二十四年二月二日付け)に對して、復旧・復興枠での交付を希望しない旨回答している。前年度たる平成二十三年度三次補正に係る所要額調査を根拠として同市に對する当該年度の交付が行われた理由は何か、明らかにされたい。

五 大阪府堺市の事例では、同市が環境省に提出した申請書には、復旧・復興枠での申請とは何ら明記されていないが、これが同市に對する当該交付金を復旧・復興枠で交付した根拠の一つとされる理由は何か、明らかにされたい。

六 大阪府堺市の事例では、同市が連携団体として出席していた関西広域連合委員会において、広域連合及び構成府県は災害廃棄物の広域処理に協力していくこと等が決定されたことが同市に對する当該交付金を復旧・復興枠で交付した根拠の一つとされる理由は何か。広域連合において協力が決定されたことをもつて構成指定都市への当該交付金復旧・復興枠の交付の根拠とするならば、同様に広域連合を構成する他の指定都市が、仮に災害廃棄物を受け入れないと決定していたとしても当該交付金復旧・復興枠の交付対象とすることになったのか、政府の見解を示されたい。

七 平成二十五年年度当該交付金を復旧・復興枠で交付された市町村等について、市町村等の名称及び交付金額を各々明らかにされたい。

また、そのうち、①特定被災地方公共団体である県内の市町村等が実施する事業として交付を受けた市町村等、②ア諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業及び②イ既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある処理施設の整備事業に対して交付を受けた市町村等はいずれか、漏れなく示されたい。

さらに、この交付金交付に伴って震災復興特別交付税を交付された市町村等について、市町村等の名称及び交付金額を各々明らかにされた

八 平成二十三年年度補正予算に係る当該交付金を復旧・復興枠で交付された市町村等はあるか。ある場合には、市町村等の名称及び交付金額を各々明らかにされたい。

また、その中に、特定被災地方公共団体である県内の市町村等が実施する事業以外として復旧・復興枠での交付を受けた市町村等がある場合には、それぞれその交付理由を明示された

さらに、当該交付に伴って震災復興特別交付税を交付された市町村等がある場合には、市町村等の名称及び交付金額を各々明らかにされた

九 岩手県及び宮城県のがれき広域処理事業を実施した市町村等(以下「広域処理実施市町村等」という。)のうち、特定被災地方公共団体である県内の市町村等以外の市町村等について、市町村等の名称及び処理費用として岩手県又は宮城県から支出された金額を各々明らかにされた

十 平成二十三年年度から二十五年年度までに

て、当該交付金を復旧・復興枠で交付された、特定被災地方公共団体である県内の市町村等以外の市町村等のうち、広域処理実施市町村等の割合を示されたい。

十一 広域処理実施市町村等のうち、平成二十三年年度から二十五年年度までにおいて、当該交付金を復旧・復興枠で交付された、特定被災地方公共団体である県内の市町村等以外の市町村等の割合を示されたい。

十二 前記十及び十一を踏まえ、当該交付金の復旧・復興枠による災害廃棄物の広域処理の促進効果は、当該交付金及びこれに伴って交付された震災復興特別交付税の交付総額に比していかほどであったか、政府の評価を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉田忠智君提出循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年度までに「循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付方針について」(平成二十四年三月十五日環境対発第一二〇三二五〇

〇一号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「交付方針」という。)における「特定被災地方公共団体である県内の市町村等が実施する事業を実施するものとして循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)復旧・復興枠の交付を受けた地方公共団体は、北海道茅部郡鹿部町、青森県青森市、青森県弘前市、青森県八戸市、青森県北津軽郡中泊町、青森県弘前地区環境整備事務組合、青森県黒石地区清掃施設組合、青森県西海

岸衛生処理組合、青森県三戸地区塵芥処理事務組合、青森県八戸地域広域市町村圏事務組合、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県岩手中部広域行政組合、岩手県久慈広域連合、岩手県岩手北部広域環境組合、宮城県仙台市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県亘理名取共立衛生処理組合、宮城県仙南地域広域行政事務組合、宮城県大崎地域広域行政事務組合、福島県いわき市、福島県伊達地方衛生処理組合、茨城県水戸市、茨城県土浦市、茨城県久慈郡大子町、茨城県龍ヶ崎地方塵芥処理組合、茨城県龍ヶ崎地方衛生組合、茨城県江戸崎地方衛生土木組合、茨城県常総地方広域市町村圏事務組合、栃木県足利市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県芳賀地区広域行政事務組合、栃木県小山

広域保健衛生組合、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県成田市、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県香取市、千葉県山武郡市環境衛生組合、千葉県夷隅環境衛生組合、千葉県夷隅郡市広域市町村圏事務組合、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県小千谷市、新潟県十日町市、新潟県村上

市、新潟県上越市、新潟県燕・弥彦総合事務組合、長野県小諸市、長野県佐久市、長野県木曾郡南木曾町、長野県湖沼行政事務組合、長野県木曾広域連合、長野県上伊那広域連合及び長野県松本西部広域施設組合である。

また、交付方針における「諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業を実施するものとして交付金(復旧・復興枠)の交付を受けた地方公共団体は、北海道中・北空知廃棄物処理広域連合、秋田県秋田市、山形県酒田地区広域行政組合、群馬県佐波郡玉村町、群馬県甘楽西部環境衛生施設組合、埼玉県川口市、東京都ふじみ衛生組合、静岡県静岡市及び大阪府堺市である。

さらに、交付方針における「竣工時期等の問題で、現在整備中の処理施設では災害廃棄物を直接受け入れることは難しいものの、他の既存施設で受け入れたことにより、その既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある当該整備中の処理施設の整備事業」を実施するものとして交付金(復旧・復興枠)の交付を受けた地方公共団体は、秋田県湯上

市、秋田県鹿角広域行政組合、東京都西秋川衛生組合、富山県高岡地区広域圏事務組合、京都府綾部市、大阪府堺市及び福岡県北九州市である。

二について
お尋ねの交付方針における「受入条件の検討」とは、例えば、実際の東日本大震災の被災市町村等における災害廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の受入れに当たっての、受入量、受入対象物、受入時期等についての検討のことであり、「災害廃棄物の受入れの可否の検討」は含まれない。

三について

御指摘の「既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある処理施設の整備事業」とは、既存施設において災害廃棄物を受け入れて処理するとともに、本来は当該既存施設で処理する予定であった廃棄物と同種の廃棄物を処理するための当該既存施設の後継施設を整備する事業を指し、「既存施設で処理する予定であった廃棄物」そのものを一定期間貯留した後に、後継施設で処理することを想定しているものではない。

四から六までについて

交付金に復旧・復興枠を設けているのは、災害廃棄物の処理能力の増強及び広域的な処理（以下「広域処理」という。）を促進し、災害廃棄物の受入れの可能性がある施設を整備するためであり、交付方針において「復旧・復興枠で交付する事業」として掲げた事業に合致するものを交付対象としている。

大阪府堺市については、平成二十三年八月一日付けの「平成二十三年度三次補正に係る循環型社会形成推進交付金追加所要額調べ」によって行った、広域処理を促進するため、平成二十五年年度までに災害廃棄物の受入れが可能となる施設に関する調査において、災害廃棄物の受入れが可能である施設として追加の所要額の要望があったところである。平成二十四年一月から二月にかけての交付金に係る追加調査において、同市が通常枠で要望していたことは承知しているが、その後、同年三月の内閣総理大臣及び環境大臣名による広域処理の協力要請や大阪府との調整を経て、環境省は、復旧・復興枠での内示を行い、最終的には、同市から復旧・復興

枠による交付申請を受け、それに基づき同大臣が復旧・復興枠での交付決定を行ったものである。

なお、お尋ねの関西広域連合委員会における決定は、同市に対し交付金復旧・復興枠で交付した根拠とはしていない。

七について

平成二十五年度における交付金復旧・復興枠について、①交付対象となった地方公共団体及び②その交付額は以下のとおりである。

- ①北海道茅部郡鹿部町 ②六千七百三十二万九千円
- ①岩手県滝沢市 ②四千二百六十四万四千円
- ①岩手県宮古地区広域行政組合 ②五百三十三万三千元
- ①岩手県岩手中部広域行政組合 ②二億四千九百二十三万八千円
- ①宮城県仙台市 ②五百五十一万一千円
- ①宮城県登米市 ②二千六百二十八万八千円
- ①宮城県黒川地域行政事務組合 ②八百八十四万四千円
- ①宮城県亘理名取共立衛生処理組合 ②四億五千三百二十五万五千円
- ①宮城県仙南地域広域行政事務組合 ②七億二千四百五十万五千円
- ①宮城県大崎地域広域行政事務組合 ②三億二千二万二千円
- ①福島県郡山市 ②二千八百八十七万五千円
- ①福島県いわき市 ②三十一万五千円
- ①福島県須賀川地方保健環境組合 ②百五十三万円
- ①福島県双葉地方広域市町村圏組合 ②四千二百七十万円

- ①茨城県水戸市 ②八百二十万五千円
- ①茨城県土浦市 ②七十二万六千円
- ①茨城県牛久市 ②二百万円
- ①茨城県つくば市 ②九百三十九万五千円
- ①茨城県龍ヶ崎地方塵芥処理組合 ②二百八十七万七千円
- ①茨城県龍ヶ崎地方衛生組合 ②一億四十一万四千円
- ①茨城県江戸崎地方衛生土木組合 ②四千四百十四万二千元
- ①茨城県下妻地方広域事務組合 ②百八十九万九千円
- ①栃木県宇都宮市 ②千七百七十六万六千円
- ①栃木県芳賀地区広域行政事務組合 ②十七億七千四百二十万二千円
- ①栃木県南那須地区広域行政事務組合 ②二千九百八十八万五千円
- ①埼玉県久喜宮代衛生組合 ②一億六千四百九十六万四千円
- ①千葉県成田市 ②四百二十三万五千円
- ①千葉県習志野市 ②二百七十一万六千円
- ①千葉県山武郡市環境衛生組合 ②三億五千八百二十六万六千円
- ①千葉県夷隅郡市広域市町村圏事務組合 ②千七百五十六万六千円
- ①千葉県印西市環境整備事業組合 ②三百三十二万五千円
- ①新潟県十日町市 ②四億九千九百九十九万九千円
- ①富山県高岡地区広域圏事務組合 ②二十一億四千三百七十三万四千円
- ①福岡県北九州市 ②八億三千七百七十五万九千円

これらの地方公共団体のうち、交付方針における「特定被災地方公共団体である県内の市町村等が実施する事業」を実施するものとして交付金復旧・復興枠の交付を受けた地方公共団体は、北海道茅部郡鹿部町、岩手県滝沢市、岩手県宮古地区広域行政組合、岩手県岩手中部広域行政組合、宮城県仙台市、宮城県登米市、宮城県黒川地域行政事務組合、宮城県亘理名取共立衛生処理組合、宮城県仙南地域広域行政事務組合、宮城県大崎地域広域行政事務組合、福島県郡山市、福島県いわき市、福島県須賀川地方保健環境組合、福島県双葉地方広域市町村圏組合、茨城県水戸市、茨城県土浦市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県龍ヶ崎地方塵芥処理組合、茨城県龍ヶ崎地方衛生組合、茨城県江戸崎地方衛生土木組合、茨城県下妻地方広域事務組合、栃木県宇都宮市、栃木県芳賀地区広域行政事務組合、栃木県南那須地区広域行政事務組合、埼玉県久喜宮代衛生組合、千葉県成田市、千葉県習志野市、千葉県山武郡市環境衛生組合、千葉県夷隅郡市広域市町村圏事務組合、千葉県印西市環境整備事業組合及び新潟県十日町市であり、「諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業」を実施するものとして交付金復旧・復興枠の交付を受けた地方公共団体は、現在整備中の処理施設では災害廃棄物を直接受け入れることは難しいものの、他の既存施設で受け入れたことにより、その既存施設で処理する予定であった廃棄物を処理することとなる可能性がある当該整備中の処理施設の整備事業」を実施するものとして交付金復旧・復興枠の交付を受けた地方公共団体

は、富山県高岡地区広域圏事務組合及び福岡県北九州市である。

また、平成二十五年度における交付金復旧・復興枠に係る震災復興特別交付税について、①交付対象となった地方公共団体及び②その交付額は以下のとおりである。ただし、交付額については、交付金復旧・復興枠に係る地方負担額として総務大臣が調査した時点における額に基づき平成二十五年度末までに決定し、交付されたものである。なお、震災復興特別交付税については、算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回る等の場合、後年度分の震災復興特別交付税の額を減額し、又は加算することとしている。

- ①北海道茅部郡鹿部町 ②二億六千八百八十四万円
 ①岩手県宮古市 ②六千八百八十六万円
 ①岩手県花巻市 ②二億四千七百十六万九千円
 ①岩手県北上市 ②一億七千九百八十万六千円
 ①岩手県遠野市 ②六千五百九十一万一千円
 ①岩手県滝沢市 ②七億二千八百五十七万七千円
 ①岩手県和賀郡西和賀町 ②二千二百六十八万九千円
 ①岩手県下閉伊郡山田町 ②二億四万五千円
 ①岩手県下閉伊郡岩手町 ②二億二十四万四千円
 ①岩手県下閉伊郡田野畑村 ②五十七万二千円
 ①宮城県仙台市 ②三千六百二十一万円

- ①宮城県白石市 ②百四十一万六千円
 ①宮城県名取市 ②四億四千四百七十三万二千円
 ①宮城県角田市 ②百十六万九千円
 ①宮城県岩沼市 ②二億五千四百十四万七千円
 ①宮城県登米市 ②七億六千三百九万四千円
 ①宮城県大崎市 ②六億三千三百二十六万六千円
 ①宮城県刈田郡蔵王町 ②五十九万七千円
 ①宮城県刈田郡七ヶ宿町 ②十七万四千円
 ①宮城県柴田郡大河原町 ②九十四万四千円
 ①宮城県柴田郡村田町 ②五十万二千円
 ①宮城県柴田郡柴田町 ②百四十五万五千円
 ①宮城県柴田郡川崎町 ②四十万九千円
 ①宮城県伊具郡丸森町 ②五十八万八千円
 ①宮城県亘理郡亘理町 ②一億七千万円
 ①宮城県亘理郡山元町 ②六千七百五十二万四千円
 ①宮城県黒川郡大和町 ②千八百七十八万五千円
 ①宮城県黒川郡大郷町 ②七百四十六万六千円
 ①宮城県黒川郡大衡村 ②五百九十七万七千円
 ①宮城県加美郡色麻町 ②三千三百二十三万三千円
 ①宮城県加美郡加美町 ②一億千七百五十二万四千円
 ①宮城県遠田郡涌谷町 ②七千二百八十四万四千円
 ①宮城県遠田郡美里町 ②一億四千四百六十一万四千円
 ①福島県郡山市 ②二千六百二十七万五千円

- ①福島県いわき市 ②七十四万七千円
 ①福島県須賀川市 ②百七十三万八千円
 ①福島県岩瀬郡鏡石町 ②二十八万四千円
 ①福島県岩瀬郡天栄村 ②十三万八千円
 ①福島県双葉郡広野町 ②六百六十六万五千円
 ①福島県双葉郡楡葉町 ②九百十八万二千円
 ①福島県双葉郡富岡町 ②二千二百五十二万四千円
 ①福島県双葉郡川内村 ②四百四十七万三千円
 ①福島県双葉郡大熊町 ②八百二十四万三千円
 ①福島県双葉郡双葉町 ②六百四十万九千円
 ①福島県双葉郡浪江町 ②三千三百九十三万二千円
 ①福島県双葉郡葛尾村 ②三百九十七万二千円
 ①茨城県龍ヶ崎市 ②千七百九十七万二千円
 ①茨城県取手市 ②三千一百万円
 ①茨城県牛久市 ②九百六十九万七千円
 ①茨城県稲敷市 ②一億二千六百三十二万六千円
 ①茨城県稲敷郡美浦村 ②四千九百三十四万二千円
 ①茨城県稲敷郡阿見町 ②千五百五十三万四千円
 ①茨城県稲敷郡河内町 ②五百一十九万九千円
 ①茨城県北相馬郡利根町 ②三百六十万円
 ①栃木県宇都宮市 ②二千三百三十八万四千円
 ①栃木県真岡市 ②十七億八千五百六十一万九千円

- ①栃木県那須烏山市 ②千七百七十四万二千円
 ①栃木県芳賀郡益子町 ②四億三千二百十四万二千円
 ①栃木県芳賀郡茂木町 ②一億七千二百四十万五千円
 ①栃木県芳賀郡市貝町 ②一億七千九百十三万九千円
 ①栃木県芳賀郡芳賀町 ②二億二千四百二十万三千円
 ①栃木県那須郡那珂川町 ②千三百三十四万三千円
 ①埼玉県久喜市 ②三億二千九百九十三万九千円
 ①千葉県勝浦市 ②九百八十八万八千円
 ①千葉県山武市 ②三億八千七百五十九万九千円
 ①千葉県いすみ市 ②千七百四万三千円
 ①千葉県山武郡芝山町 ②一億五千三百七十一万六千円
 ①千葉県山武郡横芝光町 ②一億七千五百七十四万六千円
 ①千葉県夷隅郡大多喜町 ②四百九十万二千円
 ①千葉県夷隅郡御宿町 ②四百七十六万九千円
 ①新潟県十日町市 ②十億千円
 ①富山県高岡市 ②二十二億四千八百九十六万九千円
 ①富山県氷見市 ②五億七千八百六十六万三千九千円
 ①富山県小矢部市 ②二億九千二百三十五万九千円
 ①福岡県北九州市 ②八億三千七百七十五万九千円

八について

平成二十三年年度補正予算に係る交付金復旧・復興枠について、①交付対象となった地方公共団体及び②その交付額は以下のとおりである。

- ①北海道中・北空知廃棄物処理広域連合
- ②四億七千三百四十四万四千円

- ①青森県八戸市 ②三億七百六十五万五千円

- ①青森県北津軽郡中泊町 ②一億四十八万四千円

千円

- ①青森県黒石地区清掃施設組合 ②五千五百十八万五千円
- ①青森県三戸地区塵芥処理事務組合 ②五百六十二万二千円

- ①青森県八戸地域広域市町村圏事務組合 ②千九百四十三万五千円

- ①秋田県秋田市 ②一億六千六百七十三万四千円

- ①福島県いわき市 ②百六十九万九千円

- ①福島県伊達地方衛生処理組合 ②六千四百八十八万八千円

- ①群馬県佐波郡玉村町 ②五億六千五百四十八万八千円

- ①群馬県甘楽西部環境衛生施設組合 ②一億二千九百五十九万八千円

- ①埼玉県川口市 ②十八億九千九百八十四万四千円

- ①千葉県船橋市 ②二千九百八十八万八千円

- ①東京都ふじみ衛生組合 ②六億六千九百三十万二千円

- ①東京都西秋川衛生組合 ②七億八千九百九十三万二千円

- ①新潟県三条市 ②十億五千三百一十一万三千円

- これらの地方公共団体のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關

する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である地方公共団体以外の地方公共団体については、諸条件等が整えば災害廃棄物の受入れが可能と考えられる処理施設の整備事業に該当するものとして、北海道中・北空知廃棄物処理広域連合、秋田県秋田市、群馬県佐波郡玉村町、群馬県甘楽西部環境衛生施設組合、埼玉県川口市及び東京都ふじみ衛生組合に対し、また、受入れを行った他の既存施設で処理を予定していたものの受入れが可能な施設に該当するものとして、東京都西秋川衛生組合に対し交付を行ったものである。

また、平成二十三年年度補正予算に係る交付金復旧・復興枠に係る震災復興特別交付税について、①交付対象となった地方公共団体及び②その交付額は以下のとおりである。ただし、交付額については、交付金復旧・復興枠に係る地方負担額として総務大臣が調査した時点における額に基づき平成二十五年年度末までに決定し、交付されたものである。なお、震災復興特別交付税については、算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回る等の場合、後年度分の震災復興特別交付税の額を減額し、又は加算することとしている。

- ①北海道赤平市 ②三千六百七十六万八千円
- ①北海道滝川市 ②一億三千二百二十六万七千円

- ①北海道砂川市 ②六千四百六十七万二千円

- ①北海道歌志内市 ②三千三百四十六万六千円

- ①北海道深川市 ②五千九百九十四万四千円

- ①北海道空知郡奈井江町 ②千五百八万三千円

- ①北海道空知郡上砂川町 ②千三百二十六万五千円
- ①北海道樺戸郡浦臼町 ②五百九十三万五千円

- ①北海道樺戸郡新十津川町 ②千七百七十三千円

- ①北海道雨竜郡妹背牛町 ②八百七十七万
- ①北海道雨竜郡秩父別町 ②六百八十万千円

- ①北海道雨竜郡雨竜町 ②八百三十七万三千円

- ①北海道雨竜郡北竜町 ②五百八十四万八千円

- ①北海道雨竜郡沼田町 ②九百三十七万七千円
- ①青森県八戸市 ②六億五千二百二十七万七千円

- ①青森県黒石市 ②一億三千三十七万七千円
- ①青森県北津軽郡中泊町 ②二億九十六万八千円

- ①青森県三戸郡三戸町 ②三百五十四万三千円

- ①青森県三戸郡田子町 ②二百二十五万五千円
- ①青森県三戸郡南部町 ②四百五十五万六千円

- ①秋田県秋田市 ②三億三千三百四十六万八千円

- ①福島県伊達市 ②八千六百三十一万七千円
- ①福島県伊達郡桑折町 ②千五百七十七万七千円

- ①福島県伊達郡国見町 ②千二百五十六万六千円
- ①福島県伊達郡川俣町 ②千五百十八万二千円

- ①群馬県甘楽郡下仁田町 ②二億四千六百八万六千円

- ①群馬県佐波郡玉村町 ②五億六千五百二十八万三千円
- ①埼玉県川口市 ②十八億九千九百八十四万四千円

- ①千葉県船橋市 ②四千二百一十六万六千円
- ①東京都三鷹市 ②四億三千五百五十六万八千円

- ①東京都調布市 ②五億二百七十四万四千円
- ①東京都あきる野市 ②八億八千八百二十万四千円

- ①東京都西多摩郡日の出町 ②一億八千二百五十九万九千円
- ①東京都西多摩郡檜原村 ②五千四百四十万三千円

- ①東京都西多摩郡奥多摩町 ②四千六百二十五万三千円
- ①新潟県三条市 ②十二億四千六百九十七万五千円

- 九について

お尋ねの「広域処理実施市町村等」のうち、岩手県及び宮城県内以外の地方公共団体について、①地方公共団体の名称及び②処理費用として災害廃棄物の搬出元となった地方公共団体から平成二十三年年度から平成二十五年年度までに交付された額(民間事業者に交付された額を除く)を、岩手県、宮城県の別に示すと、以下のとおりである。

- 岩手県
- ①青森県三沢市 ②約九百十七万四千円

- ①秋田県秋田市 ②約二億四千八百七十七万七千円
- ①秋田県横手市 ②約三千四百四十八万五千円

- ①秋田県由利本荘市 ②約千四百四十七万二千円

円

円

円

円

円

円

①秋田県仙北市 ②約二億七千七百八十六万七千円 ①秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合 ②約二千八百二十八万二千円 ①秋田県大仙美郷環境事業組合 ②約一億六千二百二十五万九千円 ①群馬県前橋市 ②約三千五百五十八万三千円 ①群馬県桐生市 ②約一億六千九百九十九万七千円 ①群馬県吾妻東部衛生施設組合 ②約千七百八十八万七千円 ①神奈川県南足柄市及び足柄下郡箱根町 ②約千七百七十五万三千円 ①新潟県長岡市 ②約千六百四十四万七千円 ①新潟県三条市 ②約二千四百五十五千円 ①新潟県柏崎市 ②約六百五十二万五千円 ①富山県高岡市 ②約千五百六十五万三千円 ①富山県新川広域圏事務組合 ②約千三百二十七万千円 ①富山県富山地区広域圏事務組合 ②約千八百六十一万四千円 ①石川県金沢市 ②約三千九百十八万六千円 ①石川県輪島市 ②約三百九万九千円 ①福井県敦賀市 ②約百六十七万七千円 ①福井県大飯郡高浜町 ②約百十八万七千円 ①静岡県静岡市 ②約三千三百六十四万四千円 ①静岡県浜松市 ②約三千六百四十七万七千円 ①静岡県島田市 ②約千九百七十七万七千円 ①静岡県富士市 ②約二百六十七万七千円 ①静岡県裾野市 ②約七百五十二万三千円 ①大阪府大阪市 ②約七億四千二万九千円	
宮城県 ①山形県酒田市及び酒田地区広域行政組合 ②約八百九十九万二千円 ①山形県東根市及び東根市外二市一町共立衛生処理組合 ②約二千五百六十三万三千円 ①栃木県下都賀郡壬生町 ②約五千二百一十二千円 ①福岡県北九州市 ②約四億四千七十万二千円 十について お尋ねの「広域処理実施市町村等」の割合は、十五分の五である。 十一について お尋ねの「特定被災地方公共団体である県内の市町村等以外の市町村等」の割合は、三十二分の五である。 十二について お尋ねの広域処理の促進効果については、交付方針を示した当時の平成二十四年三月には、一都三県において広域処理の受入れが実施されていたものが、平成二十五年九月時点で一都一府十六県にまで拡大していることから、被災地の復旧・復興の前提である災害廃棄物の処理や広域処理の拡大に關し一定程度の寄与があったものと考えている。	

官報 号外

平成二十六年六月十八日

○第百八十六回 参議院會議録第三十二号（その二）

（本号（その二）参照）

審査報告書

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十七日

環境委員長 佐藤 信秋
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定め、地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十八日 参議院會議録第三十二号（その二）

平成二十六年六月十日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律
（目的）

第一条 この法律は、入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地域自然環境保全等事業」とは、都道府県又は市町村が、自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（以下「国立公園」という。）、同条第三号に規定する国定公園（以下「国定公園」という。）等の自然の風景地、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項第四号に規定する記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自

然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であつて、当該事業を実施する区域内への立入りについで、当該区域内に立ち入る者から収受する料金（次条第二項第一号及び第四条第二項第一号ハにおいて「入域料」という。）をその経費に充てるものをいう。

2 この法律において「自然環境トラスト活動」とは、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれらに準ずる者として環境省令・文部科学省令で定めるもの（以下「一般社団法人等」という。）又は都道府県若しくは市町村が行う次に掲げる活動をいう。
一 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として前項に規定する地域内の土地（その土地の定着物を含む。次号において同じ。）を取得すること。

二 前号に掲げるもののほか、前項に規定する地域内の土地に係る活動であつて自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令で定めるもの。

3 この法律において「自然環境トラスト活動促進事業」とは、都道府県又は市町村が、当該都道府県又は市町村の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、自然環境トラスト活動を促進する事業をいう。

4 この法律において「地域自然資産区域」とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいう。

（基本方針）
第三条 環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な

な利用の推進に関する基本方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項

二 自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項

3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（地域計画の作成等）

第四条 都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画（以下「地域計画」という。）を作成することができる。

2 地域計画には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 地域自然環境保全等事業を実施する場合次に掲げる事項

イ 地域自然環境保全等事業を実施する区域

ロ 地域自然環境保全等事業の内容
ハ 入域料に関する事項
ニ 計画期間

ホ その他地域自然環境保全等事業の実施に 関し必要な事項 二 自然環境トラスト活動促進事業を実施する 場合 次に掲げる事項 イ 自然環境トラスト活動促進事業に係る自 然環境トラスト活動を行う区域 ロ イの自然環境トラスト活動の内容 ハ 自然環境トラスト活動促進事業の内容 ニ 計画期間 ホ その他自然環境トラスト活動促進事業の 実施に關し必要な事項	うとする場合において、第二項第一号ロ又は第 二号ロ若しくはハに掲げる事項に係る行為(以 下この項及び次項において「地域自然環境保全 等事業に係る行為」という。)が次に掲げる行 為のいずれかに該当するときは、当該事項につ いて、環境省令で定めるところにより、あらか じめ、環境大臣に協議し、地域自然環境保全等 事業等に係る行為が第一号、第二号、第四号又 は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場 合にあつては、その同意を得なければならな い。	7 市町村は、地域計画を作成しようとする場合 において、地域自然環境保全等事業に係る行 為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当す るときは、当該事項について、環境省令で定め るところにより、あらかじめ、それぞれ当該各 号に定める都道府県知事に協議し、その同意を 得なければならぬ。ただし、当該都道府県と 共同して地域計画を作成しようとする場合は、 この限りでない。 一 国立公園の区域内において行う行為であつ て、自然公園法第二十條第三項、第二十一條 第三項若しくは第二十二條第三項の許可又は 同法第三十三條第一項の届出を要するもの 二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 關する法律第二十九條第七項に規定する都道 府県指定特別保護地区の区域内において行う 行為であつて、同項の許可を要するもの 当 該都道府県指定特別保護地区に係る都道府県 知事	める者(前項の環境省令・文部科学省令で定め る者を除く。)に協議をしなければならぬ。 10 都道府県又は市町村は、地域計画を作成した ときは、遅滞なく、これを公表するよう努めな ければならぬ。 11 第三項から前項までの規定は、地域計画の変 更について準用する。 (協議会) 第五條 地域計画を作成しようとする都道府県又 は市町村は、地域計画の作成に關する協議及び 地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協 議会(以下この条において「協議会」という。)を 組織することができる。 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 地域計画を作成しようとする都道府県又は 市町村 二 地域計画に記載しようとする自然環境トラ スト活動を行うと見込まれる一般社団法人等 三 前二号に掲げる者のほか、土地の所有者 等、関係住民、関係事業者、学識経験者、関 係行政機関その他の都道府県又は市町村が必 要と認める者 3 協議会は、必要があると認めるときは、その 構成員以外の関係行政機関に対して、資料の提 供、意見の表明、説明その他必要な協力を求め ることができる。 4 第一項の協議を行うための会議において協議 が調つた事項については、協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重しなければならない。 5 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に 關し必要な事項は、協議会が定める。 (自然公園法の特例) 第六條 都道府県若しくは市町村又は第四條第二 項第二号イの自然環境トラスト活動を行う一般 社団法人等(以下「都道府県等」という。)が国立 公園又は国立公園の区域内において地域計画に 従つて自然公園法第二十條第三項、第二十一條
3 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しよ うとする場合において、前項第二号ロに掲げる 事項に当該都道府県又は市町村以外の者が行う 自然環境トラスト活動に係る事項を記載しよ うとするときは、当該事項について、あらかじ め、その者の同意を得なければならぬ。 4 次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対し て、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域 計画の案の作成についての提案をすることがで きる。 一 当該都道府県又は市町村の区域内の土地の 所有者等(土地若しくは木竹の所有者又は土 地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする 権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備の設 置その他一時使用のため設定されたことが明 らかなものを除く。)を有する者をいう。以下 同じ。) 二 当該都道府県又は市町村の区域内の土地に ついて自然環境トラスト活動を行うおとする 一般社団法人等 5 前項の提案を受けた都道府県又は市町村は、 当該提案を踏まえた地域計画の案を作成する必 要がないと判断したときは、その旨及びその理 由を、当該提案をした者に通知するよう努めな ければならぬ。 6 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しよ	一 国立公園の区域内において行う行為であつ て、自然公園法第二十條第三項、第二十一條 第三項若しくは第二十二條第三項の許可又は 同法第三十三條第一項の届出を要するもの 二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十 五号)第二十五條第四項若しくは第二十七條 第三項の許可又は同法第二十八條第一項の届 出を要する行為 三 自然環境保全法第三十條において読み替え て準用する同法第二十一條第一項後段(同法 第二十五條第四項又は第二十七條第三項に係 る部分に限る。)の規定による協議を要する行 為 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に關する法律(平成四年法律第七十五号)第三 十七條第四項の許可又は同法第三十九條第一 項の届出を要する行為 五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に關する法律第五十四條第二項(同法第三十 七條第四項に係る部分に限る。)の規定による 協議を要する行為 六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 關する法律(平成十四年法律第八十八号)第二 十九條第七項に規定する国指定特別保護地区 の区域内において行う行為であつて、同項の 許可を要するもの	8 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しよ うとする場合において、第二項第二号イに掲げ る区域に土地収用法(昭和二十六年法律第二 百十九号)第三條各号に掲げるもの又は林道、木 材集積場その他森林施業に必要な設備であつ て、環境省令・文部科学省令で定めるもの(以 下この項において「公共施設等」という。)の用に 供され、又は供されることが予定されている土 地が含まれるときは、あらかじめ、当該公共施 設等を管理する者その他の環境省令・文部科学 省令で定める者に協議しなければならぬ。 9 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しよ うとするときは、当該地域計画に記載しよう とする事項について、次条第一項の協議会が組織 されている場合には協議会における協議を、同 項の協議会が組織されていない場合には土地の 所有者等その他の環境省令・文部科学省令で定	めらる者(前項の環境省令・文部科学省令で定め る者を除く。)に協議をしなければならぬ。 10 都道府県又は市町村は、地域計画を作成した ときは、遅滞なく、これを公表するよう努めな ければならぬ。 11 第三項から前項までの規定は、地域計画の変 更について準用する。 (協議会) 第五條 地域計画を作成しようとする都道府県又 は市町村は、地域計画の作成に關する協議及び 地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協 議会(以下この条において「協議会」という。)を 組織することができる。 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 地域計画を作成しようとする都道府県又は 市町村 二 地域計画に記載しようとする自然環境トラ スト活動を行うと見込まれる一般社団法人等 三 前二号に掲げる者のほか、土地の所有者 等、関係住民、関係事業者、学識経験者、関 係行政機関その他の都道府県又は市町村が必 要と認める者 3 協議会は、必要があると認めるときは、その 構成員以外の関係行政機関に対して、資料の提 供、意見の表明、説明その他必要な協力を求め ることができる。 4 第一項の協議を行うための会議において協議 が調つた事項については、協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重しなければならない。 5 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に 關し必要な事項は、協議会が定める。 (自然公園法の特例) 第六條 都道府県若しくは市町村又は第四條第二 項第二号イの自然環境トラスト活動を行う一般 社団法人等(以下「都道府県等」という。)が国立 公園又は国立公園の区域内において地域計画に 従つて自然公園法第二十條第三項、第二十一條

第三項又は第二十二條第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 都道府県等が国立公園又は国定公園の区域内において地域計画に従つて行う行為については、自然公園法第三十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(自然環境保全法の特例)

第七條 都道府県等が自然環境保全法第二十二條第一項の規定により自然環境保全地域として指定された区域(次項において「自然環境保全地域」という。)内において地域計画に従つて同法第二十五條第四項又は第二十七條第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 都道府県等が自然環境保全地域の区域内において地域計画に従つて行う行為については、自然環境保全法第二十八條第一項及び同法第三十條において読み替へて準用する同法第二十一條第一項後段(同法第二十五條第四項又は第二十七條第三項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例)

第八條 都道府県等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六條第一項の規定により生息地等保護区として指定された区域(次項において「生息地等保護区」という。)内において地域計画に従つて同法第三十七條第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 都道府県等が生息地等保護区の区域内において地域計画に従つて行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九條第一項及び第五十四條第二項(同法第三十七條第四項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例)

第九條 都道府県等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九條第一項の規定により特別保護地区として指定された区域内において地域計画に従つて同法第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(自然環境トラスト活動基金)

第十條 都道府県及び市町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一條の基金として、自然環境トラスト活動基金を設けることができる。

(国の援助)

第十一條 国は、地域計画を作成しようとする都道府県及び市町村に対し、当該地域計画の作成について、必要な助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(土地の取得)

第十二條 国及び都道府県は、地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする。

(広報活動等)

第十三條 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第十四條 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境

事務所長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第二條 この法律の施行の日が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第四條第六項第六号及び第七項第二号並びに第九條(見出しを含む。)の規定の適用については、これらの規定中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とする。

(経過措置)

第三條 環境大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行前においても、第三條第一項から第三項までの規定の例により、地域自然資産区域内における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針を定めることができる。

2 環境大臣及び文部科学大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三條第一項及び第二項の規定により定められた基本方針とみなす。

審査報告書

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

法務委員長 荒木 清寛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 児童を性的搾取及び性的虐待から守るという法律の趣旨を踏まえた運用を行うこと。

二 第七條第一項の罪の適用に当たっては、同項には捜査権の濫用を防止する趣旨も含まれてい

ることを十分に踏まえて対応すること。

三 第十六條の三に定める電気通信役務を提供する事業者に対する捜査機関からの協力依頼については、当該事業者が萎縮することのないよう、配慮すること。

右決議する。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月五日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「処罰及び」を「規制及び処罰並びに」に改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条の二)

第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等(第四条―第十四条)

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置(第十五条―第十六条の二)

第四章 雑則(第十六条の三・第十七条)

附則

第一章 総則
第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「行為等」の下に「規制し、及びこれらの行為等」を加える。

第二条第三項第三号中「あつて」の下に「殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、」を加える。

第三条中「当たつては、」の下に「學術研究、文化芸術活動、報道等に関する」を、「権利」の下に「及び自由」を加え、「留意しなければ」を「留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護

しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつては」に改める。

第三条の次に次の一条及び章名を加える。

(児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止)
第三条の二 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができする方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等

第七条の見出し中「児童ポルノ」の下に「所持、」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

第七条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思

に基づいて保管するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

第九条中「から前条まで」を「第六条、第七条第二項から第八項まで及び前条」に改める。

第十条中「第五項」を「第七項」に改める。
第十一条中「から第七条」を「第六条又は第七条第二項から第八項」に改める。

第十四条第一項中「児童ポルノ」の下に「所持、」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「児童ポルノ」の下に「所持、」を加え、同条の次に次の章名を加える。

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置

第十五条第一項中「関係行政機関」を「厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関」に改め、同条第二項中「関係行政機関は、前項」を「前項の関係行政機関は、同項に改める。第十六条の次に次の一条、章名及び一条を加える。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等)

第十六条の二 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があるとき、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるとする。

3 厚生労働大臣又は関係行政機関は、前項の意見があつた場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。

見があつた場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(インターネットの利用に係る事業者の努力)
第十六条の三 インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においては、その廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十七条中「第四条」を「第三条の二に、」を「規定」に改める。

附則

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第三条 政府は、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。)に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。

2 インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の二十第二項第三号

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百五十七条の四第一項第二号及び第二百九十条の二第二項第二号

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の二第二項第二号及び第六十九条の十一第一項第八号

四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第八条第二号及び第十八条第三項第一号

(旅館業法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二章」に改める。

一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第八条第四号

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)別表第四十六号

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第三十一号の八第五項中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

第三十五条及び第三十五条の二中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七号」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七号第二項から第八項まで」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七号 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項第四号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)の下に、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第七十号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「第七号第四項から第六項まで」を「第七号第六項から第八項まで」に改める。

(犯罪被害者等基本法の一部改正)

第九条 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第

百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第二号中「監視する」を「監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べる」に改める。

審査報告書

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十七日

国土交通委員長 藤本 祐司
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震に対する安全性が確保されていないマンシヨンの建替え等の円滑化を図るため、マンシヨン及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 老朽化マンシヨンについて、建替え、改修を含めた再生事業が円滑に進むよう、マンシヨン敷地売却制度の創設による老朽化マンシヨンの建替え等の促進効果を見極めた上で、マンシヨンに係る権利調整や建築規制の在り方等について、引き続き多角的な観点から総合的な検討を行うこと。

二 更新ニーズの強い団地型のマンシヨンについては、その再生のための施策の在り方について、まちづくりの観点も含めて幅広く検討を行うこと。

三 マンシヨン敷地売却制度及び容積率の緩和と特例の前提となる耐震診断が広く行われることが重要であることから、共同住宅向けの耐震化のための支援制度の一層の充実を図ること。また、既存ストックを有効活用する観点から、区分所有者が改修か建替えか売却かを的確に判断できるよう、判断基準の作成、普及に努めること。

四 マンシヨン敷地売却決議がされた要除却認定マンシヨンの区分所有者及び借家人に対し、認定買受人が第百十三条の代替建築物の提供等を実施するに際しては、できるだけ区分所有者及び借家人の要請に沿った提供等となるよう努めること。

五 マンシヨン敷地売却の際には、除却の必要性に係る認定、マンシヨン敷地売却決議、分配金取得計画の決定等の各段階において紛争の余地を少なくすることが重要と考えられることから、耐震性の判断、買受人の選定、分配金等の算定等について、適切かつ明確な基準やガイドラインを示すこと。

六 除却の必要性が認定されたマンシヨンの建替えに係る容積率の特例については、特定行政庁において、周辺地域への影響を十分に考慮し、地域住民の理解を得る努力をした上で、円滑な建替えが可能となるような運用がなされるよう、必要な助言を行うこと。

七 近年の老朽化マンシヨンの増加の実態を踏まえ、本法に基づくマンシヨン敷地売却事業のほか、マンシヨン建替事業や耐震改修などのマンシヨン再生に向けた制度が十分に活用されるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、制度の周知や費用の支援、相談窓口の設置、紛争処

平成二十六年六月十八日 参議院會議録第三十二号(その二) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案

理体制の整備なども含め、その対応に万全を期すこと。
右決議する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 マンション建替事業

第一節 施行者

第一款 マンション建替事業の施行(第五

条)

第二款 マンション建替組合

第一目 通則(第六条―第八条)

第二目 設立等(第九条―第十五条)

第三目 管理(第十六条―第三十七条)

第四目 解散(第三十八条―第四十三条)

第五目 税法上の特例(第四十四条)

第三款 個人施行者(第四十五条―第五十

四条)

第二節 権利変換手続等

第一款 権利変換手続

第一目 手続の開始(第五十五条・第五十六

条)

第二目 権利変換計画(第五十七条―第

六十七

第三目 権利の変換(第六十八条―第七

十八

第四目 施行マンション等の明渡し(第

七十九

第五目 工事完了等に伴う措置(第八十

一条―第八十九

第二款 賃借人等の居住の安定の確保に関

する施行者等の責務(第九十条)

第三款 雑則(第九十一条―第九十六条)

第三節 マンション建替事業の監督等(第九

十七

第三章 除却する必要があるマンションに係る

特別の措置

第一節 除却の必要性に係る認定等(第二百

二

第二節 マンション敷地売却決議等(第二百

六

第三節 買受人(第二百九条―第二百十四

第四節 区分所有者等の居住の安定の確保に

関する国及び地方公共団体の責務

(第百十五

第四章 マンション敷地売却事業

第一節 マンション敷地売却組合

第一款 通則(第二百六条―第二百九

第二款 設立等(第二百二十条―第二百二十四

第三款 管理(第二百二十五条―第二百三十六

第四款 解散(第二百三十七条・第二百三十八

第五款 税法上の特例(第二百三十九

条)

九 マンション敷地売却事業 この法律で定め

るところに従つて行われるマンション敷地売

却に関する事業をいう。

第二節 分配金取得手続等

第一款 分配金取得手続

第一目 分配金取得手続開始の登記(第

百四十

第二目 分配金取得計画(第四百十一

条―第四百十六

第三目 分配金の取得等(第四百十七

条―第四百十四

第四目 売却マンション等の明渡し(第

百五十五

第二款 雑則(第四百五十六条―第四百五十九

条)

第三節 マンション敷地売却事業の監督等

(第四百六十条―第四百六十二

第五章 雑則(第四百六十四条―第四百六十九

第六章 罰則(第四百七十条―第四百七十九

附則

第一条中「マンション建替組合の設立、権利変

換手続による関係権利の変換、危険又は有害な状

況にあるマンションの建替えの促進のための特別

の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する

措置を講ずる」を「マンション建替事業、除却する

必要のあるマンションに係る特別の措置及びマン

ション敷地売却事業について定める」に改め、「確

保の下に並びに地震によるマンションの倒壊そ

の他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保

護を加える。

第二条第一項第四号中「第五章」を「第三章」に改

め、同項中第十五号を第十八号とし、第八号から

第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第七号の

次に次の三号を加える。

八 マンション敷地売却 現に存するマンション

及びその敷地(マンションの敷地利用権が

借地権であるときは、その借地権)を売却す

ることをいう。

九 マンション敷地売却事業 この法律で定め

るところに従つて行われるマンション敷地売

却に関する事業をいう。

十 売却マンション マンション敷地売却事業

を実施する現に存するマンションをいう。

第三条中「の円滑化等」を「又は除却する必要の

あるマンションに係るマンション敷地売却(以下

「マンションの建替え等」という。)の円滑化」に改

める。

第四条第一項及び第二項第一号中「建替えの円

滑化等」を「建替え等の円滑化」に改め、同項第二

号中「建替え」を「建替え等」に改め、同項第六号中

「危険又は有害な状況にあるマンションの建替え

の促進」を「除却する必要があるマンションに係る

特別の措置」に改め、同項第七号中「建替えの円滑

化等」を「建替え等の円滑化」に改め、同号を同項

第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加え

る。

七 マンション敷地売却事業その他の除却する

必要のあるマンションに係るマンション敷地

売却の円滑な実施に関する事項

八 売却マンションに居住していた区分所有者

及び賃借人の居住の安定の確保に関する事項

第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、

同節第一款から第五款までの款名、同章第三節の

節名、第三章の章名、同章第一節の節名、同節第

一款から第五款までの款名、同章第二節及び第三

節の節名並びに第四章の章名を削る。

第四条の次に次の章名、節名及び款名を付す

る。

第二章 マンション建替事業

第一節 施行者

第一款 マンション建替事業の施行

第五条第一項中「以下」の下に「この章において」

を加え、同条の次に次の款名及び目名を付する。

第二款 マンション建替組合

第一目 通則

第八条の次に次の目名を付する。

第二目 設立等

第十五条第三項中「マンションの建替えの円滑

化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円

滑化に関する法律」に改め、同条の次に次の目名を付する。

第三目 管理

第三十四条第二項中「場合に、」を「場合について、」に改め、「認可について」の下に「それぞれ」を加える。

第三十七条の次に次の目名を付する。

第四目 解散

第四十三条の次に次の目名を付する。

第五目 税法上の特例

第四十四条の次に次の款名を付する。

第三款 個人施行者

第五十四条の次に次の節名、款名及び目名を付する。

第二節 権利変換手続等

第一款 権利変換手続

第一目 手続の開始

第五十六条の次に次の目名を付する。

第二目 権利変換計画

第五十七条第二項第一号中「以下」を「第九十四条第三項において」に改める。

第六十四条第二項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第六十七条の次に次の目名を付する。

第三目 権利の変換

第七十二条中「この項」を「この条」に改める。

第七十五条中「以下」の下に「この条において」を加える。

第七十六条第一項中「以下」の下に「この款において」を加え、同条第三項中「権利」を「権利（以下「先取特権等」という。）の」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十八条の次に次の目名を付する。

第四目 施行マンション等の明渡し

第八十条の次に次の目名を付する。

第五目 工事完了等に伴う措置

第八十六条第一項中「先取特権、質権若しくは

抵当権又は仮登記若しくは質戻しの特約の登記に係る権利」を「先取特権等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二款 賃借人等の居住の安定の確保

第九十条の次に次の款名を付する。

第三款 雑則

第九十五条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第九十六条の次に次の節名を付する。

第三節 マンション建替事業の監督等

第九十七条第一項中「第五章」を「次章」に、「この章」を「この節」に改める。

第五章を削る。

第四百一十一条中「第八條第二項」の下に「又は第九十九條第二項」を、「マンション建替組合」の下に「又はマンション敷地売却組合」を加え、同条を第七十九條とする。

第四百十條を第七十八條とする。

第三百三十九條中「第二十八條第五項」の下に「（第二百二十九條において読み替へて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第七十七條とする。

第三百三十八條第一号中「組合」を「マンション建替組合」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第九十五條第二項」の下に「又は第五十八條第二項」を加え、「簿書」を「これらの規定に規定する簿書」に改め、同条を第九號とし、同条第七号中「第九十五條第一項」の下に「又は第五十八條第一項」を加え、「簿書」を「これらの規定に規定する簿書」に改め、同条を同条第八號とし、同条第六号中「第四十一條」の下に「（第三百三十八條において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同条第七號とし、同条第五号中「第四十二條」の下に「（これらの規定を第三百三十八條において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同条第六號とし、同条第四号中「又は第三十八條第三項」を、「第三十八條

第三項、第三百三十四條第三項又は第三百三十七條第三項」に改め、同条を同条第五號とし、同条第三号中「第三十一條第四項」の下に「第三百二十九條及び第三百三十一條第四項」を加え、同条を同条第四號とし、同条第二号中「第二十四條第八項」の下に「（第二百二十六條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同条第三號とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 マンション敷地売却組合がマンション敷地売却事業以外の事業を営んだとき。

第三百三十八條を第七十六條とする。

第三百三十七條中「罰金刑を」に改め、同条を第七十五條とする。

第三百三十六條中「次の各号のいずれかに該当する」を「第三百十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした」に改め、各号を削り、同条を第七十四條とする。

第三百三十五條を第七十三條とする。

第三百三十四條第一号中「第九十七條第一項」の下に「又は第六十條第一項」を加え、同条第二号中「又は第九十八條第三項」を、「第九十八條第三項、第六十條第二項又は第六十一條第三項」に改め、同条第三号中「又は第二項」を若しくは第二項又は第六十一條第一項若しくは第二項に改め、同条を第七十二條とする。

第三百三十三條第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第七十一條とする。

第三百三十二條中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第七十條とする。

第六章中「第三百三十一條を第六十九條とし、第三百三十條を第六十八條とし、第二百二十九條を第六十七條とし、第二百二十八條を削り、第二百二十七條を第六十六條とする。

第二百二十六條第二項中「組合」を「マンション建替組合若しくはマンション敷地売却組合以下「組合」と総称する。」に改め、同条第三項を削り、同条を第六十五條とする。

第二百二十五條を第六十四條とする。

第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。第六一條の次に次の二章を加える。

第三章 除却する必要があるマンションに係る特別の措置

第一節 除却の必要性に係る認定等

（除却の必要性に係る認定）

第二百二條 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断が行われたマンションの管理者等（区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会（以下「区分所有者集会」という。）において指定された区分所有者）又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十三条第五号に規定する特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。

2 特定行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をするものとする。

3 第一項の認定をした特定行政庁は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

（要除却認定マンションの区分所有者の除却の努力）

第二百三條 前条第一項の認定を受けたマンション（以下「要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、当該要除却認定マンションについて除却を行うよう努めなければならない。

(要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示等)

第四百条 都道府県知事等は、要除却認定マンションの区分所有者に対し、要除却認定マンションの除却について必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事等は、要除却認定マンションの除却が行われていないと認めるときは、要除却認定マンションの区分所有者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による指示を受けた要除却認定マンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(容積率の特例)

第五百条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

第二節 マンション敷地売却決議等
(区分所有者集会の特例)

第百六条 第百二条第一項の認定を受けた場合において、要除却認定マンションの区分所有者

は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集会を開くことができる。

(区分所有者集会の招集の通知に関する特例)
第百七条 区分所有法第三十五条第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が次条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

(マンション敷地売却決議)

第百八条 第百二条第一項の認定を受けた場合において、要除却認定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借地権であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価額の各五分の四以上の多数で、当該要除却認定マンション及びその敷地(当該敷地利用権が借地権であるときは、その借地権を売却する旨の決議(以下「マンション敷地売却決議」という。)をすることができる。

2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買受人(第百二十条第一項の規定により組合(第百六条に規定する組合をいう。以下この号において同じ。))が設立された場合にあっては、組合から要除却認定マンションを買い受ける者となるべき者の氏名又は名称
二 売却による代金の見込額
三 売却によって各区分所有者が取得することができる金銭(以下「分配金」という。)の額の算定方法に関する事項

3 前項第一号に掲げる者は、次条第一項の認定を受けた者でなければならない。

4 第二項第三号に掲げる事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

5 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該区分所有者集会の会日より少な

くとも二月前に発しなければならない。

6 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条に規定する議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

一 売却を必要とする理由

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修(次号において単に「耐震改修」という。)又はマンションの建替えをしない理由

三 耐震改修に要する費用の概算額

7 第五項の区分所有者集会を招集した者は、当該区分所有者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

8 区分所有法第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、区分所有法第三十五条第一項ただし書中「伸縮する」とあるのは、「伸長すること読み替えるもの」とする。

9 マンション敷地売却決議をした区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

10 区分所有法第六十三条及び第六十四条の規定は、マンション敷地売却決議があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「建替え」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。))第二条第一項第八号に規定するマンション敷地売却(以下単に「マンション敷地売却」という。))に」と、同条第三項から第五項まで及び区分所有法第六十四条中「建替え」とあるのは「マンション敷地売却に」と、区分所有法第六十三条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第百八

条第一項に規定するマンション敷地売却決議に基づく売買契約によるマンション(円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。))及びその敷地(マンションの敷地利用権が円滑化法第二条第一項第十七号に規定する借地権(以下単に「借地権」という。))であるときは、その借地権。以下同じ。))についての権利の移転(円滑化法第百二十条第一項の規定により組合(円滑化法第百六条に規定する組合をいう。以下同じ。))が設立された場合にあつては、円滑化法第百四十九条の規定による売却マンション(円滑化法第二条第一項第十号に規定する売却マンションをいう。))及びその敷地の組合への帰属。以下「権利の移転等」という。))がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転等がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転等がない」と、区分所有法第六十四条中「建替えを」とあるのは「マンション敷地売却を」と読み替えるものとする。

第三節 買受人

(買受計画の認定)

第百九条 マンション敷地売却決議が予定されている要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があつた場合にこれを買受けようとする者は、当該要除却認定マンション(以下「決議要除却認定マンション」という。))の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあつせんをいう。以下同じ。))に関する計画(以下「買受計画」という。))を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

2 買受計画には、次に掲げる事項を記載しなればならない。

一 決議要除却認定マンシヨンを買い受けた日から決議要除却認定マンシヨンを除却する日までの間における当該決議要除却認定マンシヨンの管理に関する事項

二 決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却の予定時期

三 決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却に関する資金計画

四 代替建築物の提供等に関する計画(次条第三号において「代替建築物提供等計画」という。)

五 決議要除却認定マンシヨンを除却した後の土地の利用に関する事項

六 その他国土交通省令で定める事項
(買受計画の認定基準)

第百十条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 決議要除却認定マンシヨンを買い受けた日から決議要除却認定マンシヨンを除却される日までの間に、当該決議要除却認定マンシヨンについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

二 決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議要除却認定マンシヨンが買い受けられ、かつ、除却されることが確実であること。

三 代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンシヨンの区分所有者又は借家人の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。
(買受計画の変更)

第百十一条 第百九条第一項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、買受計画の変

更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。
(マンシヨン敷地売却決議の届出)

第百十二条 認定買受人は、マンシヨン敷地売却決議があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

(除却等の実施)

第百十三条 認定買受人は、第百九条第一項の認定を受けた買受計画(第百十一条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定買受計画」という。)に従い、決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施しなければならない。

(報告の徴収等)

第百十四条 都道府県知事等は、認定買受人に対し、認定買受計画に係る決議要除却認定マンシヨンの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等の状況について報告を求めることができる。

2 都道府県知事等は、認定買受人が正当な理由がなく認定買受計画に従つて決議要除却認定マンシヨンの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等を実施していないと認めるときは、当該認定買受人に対して、当該認定買受計画に従つてこれらの措置を実施すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による勧告を受けた認定買受人がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
第四節 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務

第百十五条 国及び地方公共団体は、基本方針に

従つて、決議要除却認定マンシヨンに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずよう努めなければならない。

第二章 マンシヨン敷地売却事業
第一節 マンシヨン敷地売却組合

第一款 通則

(マンシヨン敷地売却事業の実施)

第百十六条 マンシヨン敷地売却組合(以下この章において「組合」という。)は、マンシヨン敷地売却事業を実施することができる。

(法人格)

第百十七条 組合は、法人とする。
2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、組合について準用する。

(定款)

第百十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の名称
二 売却マンシヨンの名称及びその所在地
三 事務所の所在地
四 事業に要する経費の分担に関する事項
五 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
六 総会に関する事項
七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
八 事業年度
九 公告の方法
十 その他国土交通省令で定める事項
(名称の使用制限)

第百十九条 組合は、その名称中にマンシヨン敷地売却組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中にマンシヨン敷地売却組合という文字を用いてはならない。

第二款 設立等
(設立の認可)

第百二十条 第百八条第十項において読み替へて準用する区分所有法第六十四条の規定によりマンシヨン敷地売却決議の内容によりマンシヨン敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該マンシヨン敷地売却決議の内容により当該マンシヨン敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンシヨン敷地売却合意者」という。)は、五人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2 前項の規定による認可を申請しようとするマンシヨン敷地売却合意者は、組合の設立について、マンシヨン敷地売却合意者の四分の三以上の同意(同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計がマンシヨン敷地売却合意者の同条の議決権の合計の四分の三以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンシヨン敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の四分の三以上となる場合に限る。)を得なければならない。

3 前二項の場合において、マンシヨンの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人のマンシヨン敷地売却合意者とみなす。
(認可の基準)

第百二十一条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
二 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
三 当該マンシヨン敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行

するために必要なその他の能力が十分であること。

四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(組合の成立)

第二百二十二条 組合は、第二十條第一項の規定による認可により成立する。

(認可の公告等)

第二百二十三条 都道府県知事等は、第二十條第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、売却マンションの名称及びその所在地その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは資金計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。

(区分所有権及び敷地利利用権の売渡し請求)

第二百二十四条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が第八條第十項において準用する区分所有法第六十三條第二項の期間の満了の日以前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、第八條第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三條第四項に規定するマンション敷地売却に参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含む、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。マンション敷地売却決議があつた後に当該区分所有者から敷地利利用権のみを取得した者(その承継人を含む、その後にマンション敷地売却合意者となったものを除く。)となつたものを除く。)の敷地利利用権についても、同様とする。

3 区分所有法第六十三條第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三條第五項中「建替えに」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。)(第二條第一項第八号に規定するマンション敷地売却に」と、「建替え決議」とあるのは「円滑化法第八條第一項に規定するマンション敷地売却決議(以下単に「マンション敷地売却決議」という。)」と、同条第六項中「建替え決議」とあるのは「マンション敷地売却決議」と、「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「円滑化法第四十九條の規定による売却マンション(円滑化法第二條第一項第十号に規定する売却マンションをいう。以下同じ。))及びその敷地(売却マンションの敷地利利用権が円滑化法第二條第一項第十七号に規定する借地権(以下単に「借地権」という。))であるときは、その借地権の円滑化法第六十六條に規定する組合への帰属(以下単に「組合への帰属」という。))がない」と、「第四項」とあるのは「円滑化法第六十四條第一項」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「組合への帰属がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「組合への帰属」と、「その着手をしないとき」とあるのは「組合への帰属がないとき」と読み替えるものとする。

第三款 管理

(組合員)
第二百二十五条 売却マンションのマンション敷地売却合意者(その承継人(組合を除く。))を含む。は、全て組合の組合員とする。

2 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

3 第十八條及び第十九條の規定は、組合の組合

員について準用する。この場合において、第十八條第一項及び第二項中「第九條第一項」とあるのは「第二百二十條第一項」と、同条第一項中「第十四條第一項」とあるのは「第二百二十三條第一項」と、「並びに建替え合意者等である組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九條中「施行マンション」とあるのは「売却マンション」と読み替えるものとする。

(役員)

第二百二十六条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一條から第二十五條まで(同条第一項後段を除く。)の規定は、組合の役員について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「三年」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(総会の組織)

第二百二十七条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第二百二十八条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 資金計画の変更
- 三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 四 経費の収支予算
- 五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
- 六 賦課金の額及び賦課徴収の方法
- 七 分配金取得計画及びその変更
- 八 組合の解散
- 九 その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての規定の準用)
第二百二十九条 第二十八條の規定は組合の総会の招集について、第二十九條の規定は組合の総会

の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八條第五項中「第九條第一項」とあるのは「第二百二十條第一項」と、第二十九條第三項中「次条」とあるのは「第二百三十條」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第二百三十条 第二百二十八條第一号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項及び同条第八号に掲げる事項は、組合員の議決権及び敷地利利用権の持分の価格の各四分の三以上で決する。

(総代会)

第二百三十一條 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わつてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わつて行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前条の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第二十八條第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九條(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一條第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(総代)

第二百三十二條 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、一年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一條第二項及び第二十三條の規定は、

組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第三百三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第三百三十三條 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二百二十九条及び第三百三十一條第四項において準用する第二百二十九條第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(定款又は資金計画の変更)

第三百三十四條 組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 第二百一十一條及び第二百二十三條の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第二項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第二百三十四條第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権

者の同意を得なければならない。

(経費の賦課徴収)

第三百三十五條 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、分配金の額の算定方法を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(審査委員)

第三百三十六條 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第四款 解散

第三百三十七條 組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完了又はその完了の不能

2 前項第二号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。

3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

可を受けなければならない。

5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(組合の解散及び清算についての規定の準用)

第三百三十八條 第三十八條の二から第四十三條までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第五款 税法上の特例

第三百三十九條 組合は、法人税法その他法人税に關する法令の規定の適用については、同法第二條第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七條の規定を適用する場合においては同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション敷地売却組合並びに」と、同法第六十六條の規定を適用する場合においては同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション敷地売却組合を含む。）」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション敷地売却組合及び」とする。

2 組合は、消費税法その他消費税に關する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二節 分配金取得手続等

第一款 分配金取得手続

第一目 分配金取得手続開始の登記

第四百四十條 組合は、第二百二十三條第一項の公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、売却マンションの区分所有権及び敷地利用権既登記のものに限る。について、分配金取得手続開始の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記があつた後においては、組合員は、当該登記に係る売却マンションの区分所有

権又は敷地利用権を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、組合の承認を得なければならない。

3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することができない。

5 権利消滅期日前において第二百三十七條第五項の公告があつたときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、分配金取得手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第二目 分配金取得計画

(分配金取得計画の決定及び認可)

第四百四十一條 組合は、第二百二十三條第一項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもつて組合に対抗することができない者については、この限りでない。

(分配金取得計画の内容)

第四百四十二條 分配金取得計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組合員の氏名又は名称及び住所

二 組合員が売却マンションについて有する区分所有権又は敷地利用権

三 組合員が取得することとなる分配金の価額

四 売却マンション又はその敷地に関する権利(組合員の有する区分所有権及び敷地利用権を除く。)を有する者で、この法律の規定によ

り、権利消滅期日において当該権利を失うものの氏名又は名称及び住所、失われる売却マンション又はその敷地について有する権利並びにその価額

五 第五百五十五条の規定による売却マンション又はその敷地の明渡しにより前号に掲げる者(売却マンション又はその敷地を占有している者に限る。)が受ける損失の額

六 補償金の支払に係る利子又はその決定方法

七 権利消滅期日

八 その他国土交通省令で定める事項

2 売却マンションに関する権利又はその敷地利用権に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項又は第百二十四条第一項の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者)に属するものとして分配金取得計画を定めなければならない。

(分配金等の価額の算定基準)

第百四十三条 前条第一項第三号の価額は、第百八条第二項第三号の算定方法により算定した価額とする。

2 前条第一項第四号の価額は、第百二十三条第一項の公告の日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格その他の当該価額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の価額とする。

3 前条第一項第五号の額は、第百五十五条の規定による売却マンション又はその敷地の明渡しにより同号に掲げる者が通常受ける損失として政令で定める額とする。

(認可の基準)

第百四十四条 都道府県知事等は、第百四十一条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると

認めるときは、その認可をしなければならない。一 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

二 マンション敷地売却決議の内容に適合していること。

三 売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。

四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(分配金取得計画の変更)

第百四十五条 第百四十一条第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、分配金取得計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

(審査委員の関与)

第百四十六条 組合は、分配金取得計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三目 分配金の取得等

(分配金取得計画に基づく組合の処分)

第百四十七条 組合は、分配金取得計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は分配金取得計画について第百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 分配金取得計画に基づく組合の処分は、前項の通知をすることによつて行ふ。

3 分配金取得計画に基づく組合の処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。(権利消滅期日等の通知)

第百四十八条 組合は、分配金取得計画若しくは

その変更(権利消滅期日に係るものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、売却マンションの所在地の登記所に、権利消滅期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

(権利消滅期日における権利の帰属等)

第百四十九条 権利消滅期日において、売却マンションは、組合に帰属し、区分所有法第一条に規定する建物の各部分を所有権の目的とし、ない建物となり、売却マンションを目的とする所有権以外の権利は、消滅する。

2 権利消滅期日において、売却マンションの敷地利用権は、組合に帰属し、売却マンションの敷地利用権が所有権であるときは当該所有権に係る敷地を目的とする所有権、地役権及び地上権以外の権利、売却マンションの敷地利用権が借地権であるときは当該借地権を目的とする権利は、消滅する。

(権利売却の登記)

第百五十条 組合は、権利消滅期日後遅滞なく、売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 権利消滅期日以後においては、売却マンション及びその敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(分配金)

第百五十一条 組合は、組合員に対し、権利消滅期日までに、第百四十二条第一項第三号の分配金を支払わなければならない。

(分配金の供託等についての規定の準用)

第百五十二条 第七十六条第一項及び第三項から第五項までの規定は前条に規定する分配金の支払に代えて行ふ供託について、第七十七条の規定は供託された分配金について、第七十八条の規定は組合員の有する区分所有権又は敷地利用

権について差押え又は仮差押えがある場合における分配金について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「施行者は」とあるのは「第百六条に規定する組合(以下単に「組合」という。）」と、同項第二号及び第三号、同条第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは「組合」と、第七十六条第三項中「先取特権」とあるのは「組合員の有する区分所有権又は敷地利用権が、先取特権」と、「目的物について」とあるのは「目的となつていない場合において」と、「権利者」とあるのは「先取特権等を有する者」と、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項及び第三項」と、同条第四項中「施行マンション」とあるのは「売却マンション」と、同条第五項中「取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)」とあるのは「取得すべき者」と、第七十八条第一項中「第七十五条」とあるのは「第百五十一条」と、「権利交換期日」とあるのは「権利消滅期日」と読み替えるものとする。

(補償金)

第百五十三条 組合は、売却マンション又はその敷地に関する権利(組合員の有する区分所有権及び敷地利用権を除く。)を有する者で、この法律の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、その補償として、権利消滅期日までに、第百四十二条第一項第四号の価額(売却マンション又はその敷地を占有している者にあつては、当該価額と同項第五号の額の合計額)に第百二十三条第一項の公告の日から第百四十七条第一項の規定による分配金取得計画又はその変更に係る公告(以下「分配金取得計画公告」という。)の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該分配金取得計画公告の日から補償金を支払う日までの期間につき分配金取得計画で定めるところによる利息

を付したものを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によつて算定するものとする。

(補償金の供託等についての規定の準用)

第百五十四条 第七十六条の規定は前条に規定する補償金(利息を含む。以下この款において同じ。)の支払に代えて行ふ供託について、第七十七条の規定は供託された補償金について、第七十八条の規定は補償金の支払の対象となる権利について差押え又は仮差押えがある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「施行者は」とあるのは「第百十六條に規定する組合(以下単に「組合」という。)」と、同項第二号及び第三号、同条第二項、第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは「組合」と、第七十六条第二項中「第五十八條第二項」とあるのは「第百四十二條第二項」と、「権利交換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、同条第四項中「施行マンシヨン」とあるのは「売却マンシヨン」と、第七十八条第一項中「第七十五條」とあるのは「第百五十三條」と、「権利交換期日」とあるのは「権利消滅期日」と読み替へるものとする。

第四目 売却マンシヨン等の明渡し
第百五十五条 売却マンシヨン又はその敷地を占有している者は、権利消滅期日(第百八条第十項及び第百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者にあつては、当該期限の日)までに、組合に売却マンシヨン又はその敷地を明け渡さなければならない。ただし、分配金取得計画公告の日の翌日から起算して三十日を経過していないとき、分配金の支払を受けるべき者について第百五十一条の規定による支払若しくは第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定

による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき又は第百八条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項若しくは第百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第二款 雑則

(処分、手続等の効力)

第百五十六条 売却マンシヨン又はその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(不動産登記法の特例)

第百五十七条 売却マンシヨン及びその敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第百五十八条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンシヨン敷地売却事業に関する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第百五十九条 組合は、マンシヨン敷地売却事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送

付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節 マンシヨン敷地売却事業の監督等

(組合に対する報告、勧告等)

第百六十条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施するマンシヨン敷地売却事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施するマンシヨン敷地売却事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事等は、組合に対し、マンシヨン敷地売却事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第百六十一条 都道府県知事等は、組合の実施するマンシヨン敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を調査することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を調査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反しているとき、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事等は、第百二十九条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第百三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事等は、第百二十六条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第百三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事

実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(資金の融通等)

第六十二条 国及び地方公共団体は、組合に対し、マンシヨン敷地売却事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第六十三条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンシヨン敷地売却事業の実施の準備又は実施のために、マンシヨン敷地売却事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中にマンシヨン敷地売却組合という文字を用いている者については、この法律による改正後のマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律(以下「新法」という)第百十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項中「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十七日

国土交通委員長 藤本 祐司

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引士者という名称を宅地建物取引士という名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由として暴力団員等であることの追加等について定めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月三日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

宅地建物取引業法の一部を改正する法律
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「宅地建物取引士者」を「宅地建物取引

士」に改める。

第二条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一号を加える。

四 宅地建物取引士 第二十二條の二第一項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。

第四条第一項第五号中「第十五條第一項」を「第三十一條の三第一項」に改め、同条第二項中「添付しなければ」を「添付しなれば」に改め、同項第三号中「第十五條第一項」を「第三十一條の三第一項」に改める。

第五条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という)。

第五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第五条第一項第九号中「第十五條」を「第三十一條の三」に改める。

第八条第二項第六号中「第十五條第一項」を「第三十一條の三第一項」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 宅地建物取引士

第十五條を次のように改める。

(宅地建物取引士の業務処理の原則)

第十五條 宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める業務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない。

第十五條の次に次の二條を加える。

(信用失墜行為の禁止)

第十五條の二 宅地建物取引士は、宅地建物取引

士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第十五條の三 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

第十六条第一項中「宅地建物取引士者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

第十六条の七第一項中「宅地建物取引士者資格試験委員」を「宅地建物取引士資格試験委員」に改める。

第十八條の見出し中「取引士者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第一項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 暴力団員等

第十八條第二項中「宅地建物取引士者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第二十一條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第五号の二」を「第五号の三」に改める。

第二十二條の二の見出し中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「宅地建物取引士者証(以下「取引士者証」という)」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第六項中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に、「とき」を「とき」に、「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第七項中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第八項中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第二十二條の三の見出しを含む。中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第二十二條の四の見出し中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引士者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

「宅地建物取引士証」に改める。

四七

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における農林水産物・食品の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、当該名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もつて農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服し、本来の活力を取り戻すためには、農林水産物・食品に関する地理的表示保護制度を確立し、生産業者及び需要者の利益の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれ地域においてその効果的な活用が助長されるよう、生産業者、生産者団体等による地域ブランドの確立に向けたこれまでの取組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び内容はもとより、既存の地域団体商標制度等との相違点及び制度の役割分担等について周知徹底を図ること。

二 地理的表示の登録に係る明細書の作成に向けた地域における合意形成の重要性に鑑み、円滑な合意形成に向けた支援を行うこと。

三 国による登録業務が迅速かつ公平に行われるよう、地域の様々な特性に由来した品質等を備えた農林水産物・食品をめぐる事情とともに、知的財産に係る高度な知見を有する人材を育成・確保する等、審査体制の整備を図ること。

四 登録を受けた特定農林水産物等の品質に係る信頼性の確保を図るため、登録生産者団体による実効ある品質管理が実施されるよう、適切に指導・監督を行うこと。

五 地理的表示及び標章の不正使用に対し、実効ある取締りが機動的に行われるよう、通報窓口の設置を含めた効率的な監視体制の整備を図ること。

六 地理的表示保護制度の活用を我が国の農林水産物・食品の輸出促進対策の重要な柱として明確に位置付け、輸出促進のための総合的なサポート体制を強化するとともに、海外における農林水産物・食品の模倣品への対策を充実・強化すること。

七 本法の施行状況に係る検討については、特定農林水産物等の登録の状況、生産業者及び需要者の利益保護の状況はもとより、諸外国における地理的表示保護制度の導入状況と我が国が我が国に与える影響等も踏まえ、適時適切に実施し、その結果に基づき、十全の措置を講ずること。

右決議する。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年五月二十二日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定農林水産物等の名称の保護(第三条―第五条)

第三章 登録(第六条―第二十二條)

第四章 雑則(第二十三條―第二十七條)

第五章 罰則(第二十八條―第三十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もつて農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農林水産物等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 農林水産物(食用に供されるものに限る。)

二 飲食料品(前号に掲げるものを除く。)

三 農林水産物(第一号に掲げるものを除く。)

であつて、政令で定めるもの

四 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの(第二号に掲げるものを除く。)

この法律において「特定農林水産物等」とは、次の各号のいずれにも該当する農林水産物等をいう。

一 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。

二 品質、社会的評価その他の確立した特性(以下単に「特性」という)が前号の生産地に主として帰せられるものであること。

三 この法律において「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称(当該名称により前項各号に掲げる事項を特定することができるものに限る。)の表示をいう。

四 この法律において「生産」とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与し、又は農林水産物等の特性を保持するために行われる行為をいい、「生産地」とは、生産が行われる場所、地域又は国をいい、「生産業者」とは、生産を業として行う者をいう。

五 この法律において「生産者団体」とは、生産業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする団体(法人でない団体にあつては代表者又は管理人の定めのあるもの)に限り、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)

六 この法律において「生産行程管理業務」とは、生産者団体が行う次に掲げる業務をいう。

一 農林水産物等について第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を定めた明細書(以下単に「明細書」という。)の作成又は変更を行うこと。

二 明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるように行うための必要な指導、検査その他の業務を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二章 特定農林水産物等の名称の保護
(地理的表示)

第三条 第六条の登録(次項(第二号を除く。))及び次条第一項において単に「登録」という。)を受けた生産者団体第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が第六条の登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装、容器若しくは送り状(以下「包装等」という。)に地理的表示を付することができる。当該生産業者から当該農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者についても、同様とする。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分(農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第七条第一項の規定により農林水産大臣が指定する種類その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。)に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付する場合

二 第六条の登録の日(当該登録に係る第七条第一項第三号に掲げる事項について第十六条第一項の変更の登録があつた場合にあっては、当該変更の登録の日。次号及び第四号において同じ。)前の商標登録出願に係る登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)

第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下同じ。)に係る商標権者その他同法の規定により当該登録商標の使用(同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。)をする権利を有する者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務(同法第六条第一項の規定により指定した商品又は役務をいう。)について当該登録商標の使用をする場合

三 登録の日前から商標法その他の法律の規定により商標の使用をする権利を有している者が、当該権利に係る商品又は役務について当該権利に係る商標の使用をする場合(前号に掲げる場合を除く。)

四 登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等(これらの表示が付されたもの又はその包装等にこれらの表示が付されたものに限り。)を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める場合

第四条 登録生産者団体の構成員たる生産業者は、前条第一項前段の規定により登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録商標(地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であつて、農林水産省令で定めるものをいう。

(登録商標)

一 生産者団体の名称及び住所並びに代表者(法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人)の氏名

二 当該農林水産物等の区分

三 当該農林水産物等の名称

四 当該農林水産物等の生産地

五 当該農林水産物等の特性

六 当該農林水産物等の生産の方法

の規定の適用については、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について前条第一項の規定によりされた意見書の提出とみなす。この場合においては、農林水産大臣は、当該各号のいずれにも該当する登録の申請をした生産者団体に對し、その旨を通知しなければならない。

一 第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請がされた後前条第一項に規定する期間が満了するまでの間にされた登録の申請であること。

二 当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が第八条第一項の規定による公示に係る特定農林水産物等の全部又は一部に該当すること。

2 前項第二号に該当する登録の申請は、前条第一項に規定する期間の経過後は、することができない。ただし、第八条第一項の規定による公示に係る登録の申請について、取下げ、第十三条第一項の規定により登録を拒否する処分又は登録があつた後は、この限りでない。

(学識経験者の意見の聴取)

第十一条 農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を有する者(以下この条において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、農林水産大臣は、第九条第一項の規定により提出された意見書の内容を学識経験者に示さなければならない。

3 第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、必要があると認めるときは、登録の申請をした生産者団体又は第九条第一項の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴くことができる。

4 第一項の規定により意見を求められた学識経験者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(登録の実施)

第十二条 農林水産大臣は、登録の申請があつた場合(第八条第一項に規定する場合を除く。)において同条から前条までの規定による手続を終えたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。

2 登録は、次に掲げる事項を特定農林水産物等登録簿に記載してするものとする。

一 登録番号及び登録の年月日
二 第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項

三 第七条第一項第一号に掲げる事項

3 農林水産大臣は、登録をしたときは、登録の申請をした生産者団体に對しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録の拒否)

第十三条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

一 生産者団体に對して次のいずれかに該当するとき。

イ 第二十二條第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないとき。

ロ その役員(法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。(2)において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

(1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) 第二十二條第一項の規定により登録を取り消された生産者団体に對して、その

取消しの日前三十日以内にその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者

二 生産行程管理業務について次のいずれかに該当するとき。

イ 第七条第二項の規定により同条第一項の申請書に添付された明細書に定められた同項第二号から第八号までに掲げる事項と当該申請書に記載されたこれらの事項とが異なるとき。

ロ 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していないとき。

ハ 生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有しないとき。

ニ 生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていると認められないとき。

三 登録の申請に係る農林水産物等(次号において「申請農林水産物等」という。)について次のいずれかに該当するとき。

イ 特定農林水産物等でないとき。

ロ その全部又は一部が登録に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するとき。

四 申請農林水産物等の名称について次のいずれかに該当するとき。

イ 普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき。

(2) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標

2 前項(第四号口に係る部分に限る。)の規定は、次の各号のいずれかに該当する生産者団体が同項第四号口に規定する名称の農林水産物等について登録の申請をする場合には、適用しない。

一 前項第四号口に規定する登録商標に係る商標権者たる生産者団体(当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、同号口に規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。)

二 前項第四号口に規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されている場合における当該専用使用権の専用使用権者たる生産者団体(同号口に規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて次に掲げる者の承諾を得ている場合に限る。)

イ 当該登録商標に係る商標権者

ロ 当該生産者団体以外の当該専用使用権の専用使用権者

三 前項第四号口に規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて同号口に規定する登録商標に係る商標権者の承諾を得ている生産者団体(当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、当該農林水産物等についての登録をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、登録の申請をした生産者団体に對し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(特定農林水産物等登録簿の縦覧)

第十四条 農林水産大臣は、特定農林水産物等登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(生産者団体を追加する変更の登録)

第十五条 第六条の登録に係る特定農林水産物等について生産行程管理業務を行おうとする生産者団体(当該登録を受けた生産者団体を除く。)は、第十二条第二項第三号に掲げる事項に当該生産者団体に係る第七條第一項第一号に掲げる事項を追加する変更の登録を受けることができる。

2 第七條から第九條まで及び第十一條から第十三條までの規定は、前項の変更の登録について準用する。この場合において、第七條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号に掲げる事項、登録番号及び第九号に掲げる事項」と、第八條第一項中「前條第一項第一号から第八号までに掲げる事項」とあるのは「前條第一項第一号に掲げる事項、登録番号」と、第十一條第一項中「第十三條第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第十三條第一項第二号及び第四号(イを除く。)」と、第十二條第一項中「同條から前條まで」とあるのは「同條、第九條及び前條」と、同條第二項中「次に」とあるのは「変更の年月日及び第三号」と、第十三條第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「第一号、第二号及び第四号(イを除く。)」に掲げる場合と、同項第二号イ中「これらの」とあるのは「登録番号に係る前條第二項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

(明細書の変更の登録)

第十六條 登録生産者団体は、明細書の変更(第七條第一項第三号から第八号までに掲げる事項に係るものに限り)をしようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

2 前項の場合において、第六條の登録に係る登録生産者団体が二以上あるときは、当該登録に係る全ての登録生産者団体は、共同して同項の変更の登録の申請をしなければならない。

3 第七條第一項及び第二項、第八條、第九條並びに第十一條から第十三條までの規定、第一項

の変更の登録に係る事項が農林水産省令で定める軽微なものである場合にあっては、第九條及び第十一條の規定を除く。は、第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第七條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号に掲げる事項、登録番号及び第三号から第八号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と、第八條第一項中「前條第一項第一号から第八号までに掲げる事項」とあるのは「前條第一項第一号に掲げる事項、登録番号、同項第三号から第八号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と、第十二條第一項中「同條から前條まで」とあるのは「第一項の変更の登録に係る事項が当該農林水産省令で定める軽微なものである場合にあっては同條と、同條第二項中「次に掲げる」とあるのは「変更の年月日及び変更に係る」と、第十三條第一項第二号イ中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、「事項」とあるのは「事項のうち変更に係るもの」と読み替えるものとする。

第十七條 登録生産者団体は、当該登録生産者団体に係る第十二條第二項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録生産者団体の変更の届出等)

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を特定農林水産物等登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の変更の登録をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(生産行程管理業務規程の変更の届出)

第十八條 登録生産者団体は、生産行程管理業務規程の変更をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(生産行程管理業務の休止の届出)

第十九條 登録生産者団体は、生産行程管理業務を休止しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第二十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、登録(当該登録に係る登録生産者団体が二以上ある場合にあっては、第十二條第二項第三号に掲げる事項のうち当該各号のいずれかに該当する登録生産者団体に係る部分に限る。以下この条において同じ)は、その効力を失う。

一 登録生産者団体が解散した場合においてその清算が終了したとき。

二 登録生産者団体が生産行程管理業務を廃止したとき。

2 前項の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録に係る登録生産者団体(同項第一号に掲げる場合にあっては、清算人)は、遅滞なく、効力を失つた事由及びその年月日を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録がその効力を失つたときは、特定農林水産物等登録簿につき、その登録を削除しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により登録を消滅したときは、その旨を公示しなければならない。

(措置命令)

第二十一條 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録生産者団体に対し、明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 その構成員たる生産業者が、第三條第二項若しくは第四條の規定に違反し、又は第五條の規定による命令に違反したとき。

二 その明細書が第十二條第二項第二号に掲げる事項に適合していないとき。

三 第十三條第一項第二号(イを除く。)に該当

するに至つたとき。

(登録の取消)

第二十二條 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができる。

一 登録生産者団体が次のいずれかに該当するとき。

イ 生産者団体に該当しなくなったとき。

ロ 第十三條第一項第一号ロ(1)に係る部分に限る。に該当するに至つたとき。

ハ 前條の規定による命令に違反したとき。

二 不正の手段により第六條の登録又は第十三條第一項若しくは第十六條第一項の変更の登録を受けたとき。

二 登録に係る特定農林水産物等が第十三條第一項第三号イに該当するに至つたとき。

三 登録に係る特定農林水産物等の名称が第十三條第一項第四号イに該当するに至つたとき。

四 第十三條第二項各号に規定する商標権者又は専用使用権者が同項各号に規定する承諾を撤回したとき。

2 第八條、第九條及び第十一條の規定は、前項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第八條第一項中「第十三條第一項(第一号に係る部分に限る。)」の規定により登録を拒否する場合を除き、前條第一項第一号から第八号までに掲げる事項」とあるのは「登録番号、取消しをしようとする理由」と、同條第二項中「前條第一項の申請書並びに同條第二項第一号」とあるのは「前條第二項第一号」と、第十一條第一項中「第十三條第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十二條第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による登録の全部又は一部の取消しをしたときは、特定農林

水産物等登録簿につき、その登録の全部又は一部を削除しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により登録の全部又は一部を削除したときは、その旨を、当該登録の取消しに係る登録生産者団体に通知するとともに、公示しなければならない。

第四章 雑則

(公示の方法)

第二十三条 この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び立入検査)

第二十四条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは農林水産物等、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣に対する申出)

第二十五条 何人も、第三条第二項又は第四条の規定に違反する事実があると思料する場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第五条又は第二十一条に規定する措置その他の適切な措置

をとらなければならない。

(権限の委任)

第二十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(農林水産省令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第二十八条 第五条(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第五条(第一号に係る部分を除く。)の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十一条第四項(第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第二十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして生産行程管理業務規程の変更をした者

三 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして生産行程管理業務の休止をした者

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は

管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十八条 三億円以下の罰金刑

二 第二十九条 一億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における第三条第

二項の規定の適用については、同項中「農林物資の規格化等に関する法律」とあるのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」とする。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法の一部を次のように改正する。
第二十六条に次の一項を加える。

3 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。

一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第 号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。)第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法第二条第三項に規定する地理的表示(以下この項において「地理的表示」という。)を付する行為

二 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

三 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品に関する送付状に地理的表示を付して展示する行為

(登録免許税法の一部改正)
第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号の次に次のように加える。

八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録		
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第 号)第六条(特定農林水産物等の登録)の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項(生産者団体を追加する変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき九万円

(政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年六月十七日

厚生労働委員長 石井みどり
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十六年一度一般会計予算に約三百六十二億円が計上されている。

附帯決議

政府は、公助、共助、自助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、社会保障制度改革を行うとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正について
1 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域の実情に十分配慮した上で、実施体

制の充実及び機能の強化を図り、その実現に努めること。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保のために都道府県に設けられる基金の配分に当たっては、実効性、公正性及び透明性が十分に確保されるよう、総合確保方針を策定し、官民の公平性に留意するとともに、成果を適正に判定するための事業実施後の評価の仕組みの構築を急ぐこと。

二、医療法の一部改正について

1 医療提供体制等について

ア 病床機能の報告に当たっては、報告内容が医療機関に過度の負担とならないよう留意するとともに、地域医療構想の策定において将来における医療機能の必要量が適切に推計され、また、その実現に資するよう、都道府県に対し、適切な指針の提示や研修及び人材育成等の必要な支援を行うこと。

イ 病床機能の再編に当たっては、地域において医療機関相互の協議が尊重されるところに、保険者及び地域住民の意見が反映されるよう配慮すること。

ウ 医療従事者の確保に当たっては、医師の地域又は診療科間の偏在の是正等に留意しつつ、医療需要を満たすよう適切な措置を講ずること。

エ 医療従事者の勤務環境の改善については、医療従事者の離職防止及び定着促進の観点から、関係団体の意見を十分に尊重するとともに、取組が遅れている医療機関にも必要な支援がなされるよう、都道府県に対し十分な協力を行うこと。また、いわゆるチーム医療の推進を含めた医療提供体制の抜本的改革の推進に努めること。

オ 国民皆保険の下で行う医療事業の経営の透明性を高めるため、一定の医療法人の計算書類の公告を義務化することについて検

討すること。

カ 臨床研究における不正行為を排除し、臨床研究に対する国民の信頼を回復させるため、研究データの信頼性が確保される体制が整備されるよう、臨床研究中核病院の承認基準を定めること。

キ 医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るPDCAサイクルの実効性を確保するとともに、その過程における患者、住民、保険者の参画を図ること。あわせて科学的知見に基づいた制度の設計と検証に資するため、医療政策人材の育成を推進すること。

2 医療事故調査制度について

ア 調査制度の対象となる医療事故が、地域及び医療機関毎に恣意的に解釈されないよう、モデル事業で明らかとなった課題を踏まえ、ガイドラインの適切な策定等を行うこと。

イ 院内事故調査及び医療事故調査・支援センターの調査に大きな役割を果たす医療事故調査等支援団体については、地域間における事故調査の内容及び質の格差が生じないようにする観点からも、中立性・専門性が確保される仕組みの検討を行うこと。また、事故調査が中立性、透明性及び公正性を確保しつつ、迅速かつ適正に行われるよう努めること。

ウ 医療事故調査制度の運営に要する費用については、本制度が我が国の医療の質と安全性の向上に資するものであることを踏まえ、公的費用補助等も含めその確保を図るとともに、遺族からの依頼による医療事故調査・支援センターの調査費用の負担については、遺族による申請を妨げることにならないよう最大限の配慮を行うこと。

三、介護予防法の一部改正について

1 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の

地域支援事業への移行に当たっては、専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なサービスが担保されるガイドラインの策定を行った上で、利用者のサービス選択の意思を十分に尊重するとともに、地域間においてサービスの質や内容等に格差が生じないよう、市町村及び特別区に対し財源の確保を含めた必要な支援を行うこと。

2 軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること。

3 いわゆる補足給付に際し、資産を勘案するに当たっては、不正申告が行われないよう、公平な運用の確保に向け、適切な措置を講ずること。

4 一定以上所得者の利用者負担割合の引上げに際し、基準額を決定するに当たっては、所得に対して過大な負担とならないようにするとともに、必要なサービスの利用控えが起きないよう十分配慮すること。

5 介護・障害福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。

6 介護の現場においては、要介護者個々の心身状態に応じた密度の高い支援を適切に実施することができる有資格者による介護を行うこと。

四、保健師助産師看護師法の一部改正について

1 指定研修機関の基準や研修内容の策定に当たっては、医療安全上必要な医療水準を確保するため、試行事業等の結果を踏まえ、医師、歯科医師、看護師等関係者の意見を十分に尊重し、適切な検討を行うとともに、制度実施後は、特定行為の内容も含め、随時必要な見直しを実施すること。

2 特定行為の実施に係る研修制度について

は、その十分な周知に努めること。また、医師又は歯科医師の指示の下に診療の補助として医行為を行える新たな職種の新設等については、関係職種の理解を得つつ検討を行うよう努めること。

五、歯科衛生士法の一部改正について
健康寿命延伸のために歯科衛生士が果たす役割の重要性に鑑み、歯科衛生士が歯科医師等との緊密な連携の下に適切な業務を行えるようにするとともに、歯科衛生士が活躍する就業場所についての環境の整備を図ること。

六、看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正について
看護職員の離職者の把握に当たっては、その情報の取扱いに留意するとともに、ナースセンターを通じて復職支援が適切に実施されるよう必要な体制整備を実施すること。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年五月十五日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な

整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

目次中「公的介護施設等の整備(第三条―第九条)」を「地域における医療及び介護の総合的な確保(第三条―第二十一条)」に、「第十条―第二十条」を「第十二条―第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「介護給付等対象サービス等」を提供する施設及び設備の計画的な整備等」を「効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保」に、「老人」を「高齢者」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

第三条の見出しを「(総合確保方針)」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における

医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第二項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項
二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項
四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画(以下「医療計画」という。)及び介護保険法第十六条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項
六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項
第三条第三項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む。次条第四項及び第十条において同

じ)、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者(次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という。)、医療機関、同法第十五条の三第二項第一項に規定する介護サービス事業者(次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という。)、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条第一項中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条第二十四条とする。
第四章中第二十一条を第二十三条とし、第三章中第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条第二項中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。
第十五条第一項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十条から第十三条までを二条ずつ繰り下げる。
第九条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条中「施設設置者は」を「都道府県整備施設(市町村計画に掲載された事業に係る施設に限る。)に係る施設を設置する者(以下この条において「施設設置者」という。)」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、同条を第十条とする。
第七条中「市町村整備計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業」を「都道府県事業」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、「(以下「施設設置者」という。)」を削り、同条を第九条とする。
第六条の前の見出しを削り、同条中「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」を

「第六条の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業に要する費用又は」に、「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「(老人福祉法等の特例)」を付する。

第五条を削る。

第四条の見出しを「(市町村計画)」に改め、同条第一項中「整備基本方針に基づき」を「総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じ」に改め、「当該市町村」の下に「の地域」を加え、「公的介護施設等の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」を「医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「市町村計画」に改め、同条第二項中「市町村整備計画」を「市町村計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 医療介護総合確保区域(この当該区域又は当該市町村の区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

第四条第二項第二号ハ中「日常生活圏域又は当該市町村の区域において」を「地域における医療及び介護の総合的な確保のために」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「日常生活圏域」を「医療介護総合確保区域」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「日常生活圏域」を「医療介護総合確保区域」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域又は当該市町村の区域における居宅等における医療の提供に関する事業

第四条第二項第三号中「厚生労働省令で定める」を「地域における医療及び介護の総合的な確保のために必要な」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村は、市町村計画を作成するに当たっては、介護保険法第一百七十七条第一項に規定す

る市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

第四条第四項中「市町村整備計画」を、「市町村計画」に、「次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、都道府県にその写しを送付しなければならない」を「これを当該市町村の属する都道府県に提出しなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、市町村計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(基金)

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業(第九条において「都道府県事業」という。)に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。

(財源の確保)

第七条 前条の基金の財源に充てるために、同条の規定により国が負担する費用については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(都道府県計画)

第四条 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「都道府県計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療介護総合確保区域(地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域をいう。以下同じ。)ことの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。次条第二項第二号イにおいて同じ。)における医療の提供に関する事業(同条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号イに掲げる事業を含む。)

ロ 公的介護施設等の整備に関する事業(次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号ロ及びハに掲げる事業を含む。)

ハ 医療従事者の確保に関する事業

二 介護従事者の確保に関する事業

ホ その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業(次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号二に掲げる事業を含む。)

三 その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中ホをへとし、イから二までをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(医療法の一部改正)

第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三の下に」第三十条の三の二を加え、「第三節 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の十二・第三十条の十三)」を「第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進(第三十条の十二)」る施策等(第三十条の十三・第三十条の二十

「一」に、「第四節 公的医療機関」を「第五節 公的医療機関」に改める。

第一条の二第二項中「居宅等」の下に「(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。)」を加え、「(以下「医療機能」という。)」を削る。

第四条第一項第一号中「医療従事者」の下に「(以下単に「医療従事者」という。)」を加える。

第六条の二に次の一項を加える。

3 国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

第六条の五第一項第七号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、「これらの者を「当該医療従事者」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め、同条第三項中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に、「ないのに」を「なく」に、「採る」を「とる」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削る。

第二十九条第三項第三号中「第二十四条第一項の下に」又は第三十条の十二第五項を加え、同条第四項第三号中「第二十四条第二項の下に」又は第三十条の十二第五項を加える。

第三十条の三第一項中「厚生労働大臣は」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加え、「の確保(以下「医療提供体制の確保」という。)」を「(以下「医療提供体制」という。)」の確保に改め、同条第二項第四号中「医療機

能」を「医療提供施設の機能」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「次条第一項」を「第三十条の四第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域における病床の機能(病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。)の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

第五章第一節中第三十条の三の次に次の一条を加える。

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の四第二項第一号及び第二号中「事業」の下に「並びに居宅等における医療の確保」を加え、同項第三号中「医療機能」を「医療提供施設の機能」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

第三十条の四第三項第一号中「医療機能」を「医療提供施設の機能」に改め、同条第四項第一号中「掲げる医療」の下に「若しくは居宅等における医療」を加え、同項第四号中「医師、歯科医

師、薬剤師、看護師その他の」を削り、同条第五項中「第二項第九号及び第十号」を「第二項第十号及び第十一号」に、「同項第十一号」を同項第十二号に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第二項第十一号」を「第二項第十二号」に改める。

第三十条の五中「医療機能」を「医療提供施設の機能」に改める。

第三十条の六を次のように改める。

第三十条の六 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項のうち同号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの(次項において「居宅等医療等事項」という。))について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十条の四第二項各号(第六号を除く。))に掲げる事項

二 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

2 都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項(居宅等医療等事項を除く。))について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十条の七中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものの開設者及び管理者は、前項の必要な協力をするに際しては、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

一 病院 病床の機能に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進に協力

し、地域において必要な医療を確保すること。

二 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

第三十条の十第一項中「整備」の下に「地域における病床の機能の分化及び連携の推進」を加える。

第三十一条中「第三十条の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策」を「地域医療対策」に改め、「実施」の下に「協力する」とともに、第三十条の十八の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関する施策を加える。

第五章第四節を第五節とする。

第三十条の十三中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を「第三十条の十七第一項各号(第三号を除く。))に掲げる者及び」に、「前条第一項の規定により都道府県が定めた施策」を「地域医療対策」に改め、「協力するよう」の下に「努めるとともに、第三十条の十八の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に協力するよう」を加え、第五章第三節中同条を第三十条の二十一とし、同条の前に次の三条を加える。

第三十条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定により定めた施策(以下「地域医療対策」という。))を踏まえ、特に必要があると認

めるときは、同項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に關し必要な協力を要請することができる。

第三十条の十九 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に關する調査及び分析を行うこと。

二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に關する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 就業を希望する医師、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に關する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 医師に対し、医療に關する最新の知見及び技能に關する研修その他の能力の開発及び向上に關する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医療について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五條第一項の許可を受けて若しくは同法第十六條第一項の規定により届出書を提出して労働

者派遣事業を行うことができる。

3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務(次項及び次条において「地域医療支援事務」という。)の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

5 第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

第三十条の二十二 第三十条の十七とし、第五章第三節中同条の前に次の四條を加える。

第三十条の二十三 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第三十条の二十五 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に關する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

と。

二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に關する調査及び啓発活動を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

4 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の十六 国は、前条第一項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

第五章第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

第三十条の十二 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。)における病床の機能

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定(次項において「基準日後病床機能」という。)

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日後病床機能について変更が生じたと認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認るときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十八條の三十項及び第四十九條第七項中「出席者の」の下に「議決権の」を加える。

第四十九条の四第一項第一号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削る。

第五十七条第一項中「他の社団たる医療法人の下に又は財団たる医療法人」を加え、同条第二項中「定が」を「定めが」に改め、「他の」の下に「社団たる医療法人又は」を加え、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人は、それぞれ当該各号に定める種類の医療法人でなければならない。

一 合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合 社団たる医療法人のみである場合 財団たる医療法人のみである場合 財団たる医療法人

第五十八条中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第六十七条第一項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第六十八条の二第一項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に、「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改める。

第七十二条第三項中「第六条の十一第四項」の下に、「第三十条の十五第四項又は第三十条の十九第五項」を加える。

第七十五条の二の次に次の一条を加える。

第七十五条の三 第三十条の十二第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

九 第六条の十二」を「第三章 医療の安全の確保 第二節 医療事故調査・支援センター」(第六条の十五―第六条の二十四)に、「第三十条の十一」を「第三十条の十二」に、「第三十条の十二」を「第三十条の十三―第三十条の十八」に、「第三十条の十三―第三十条の二十一」を「第三十条の十九―第三十条の二十七」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と称することができ

一 特定臨床研究(厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ)に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。

四 特定臨床研究に関する研修を行う能力を有すること。

五 その診療科名中に厚生労働省令で定める診療科名を有すること。

六 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

七 その有する人員が第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

八 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条の三第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

九 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の三の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

十 前各号に掲げるもののほか、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

2 厚生労働大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 臨床研究中核病院でないものは、これに臨床研究中核病院又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

第三章中第六条の九の前に次の節名を付する。

第一節 医療の安全の確保のための措置

第三章中第六条の十二を第六条の十四とする。

第六条の十一第一項第一号及び第二号中「病院、診療所若しくは助産所」を「病院等」に改め、同項第三号中「病院、診療所又は助産所」を「病院等」に改め、同条を第六条の十三とする。

第六条の十中「病院、診療所又は助産所」を「病院等」に改め、「管理者は」の下に、「前二条に規定するもののほか」を加え、同条を第六条の十二とする。

第六条の九の次に次の二条を加える。

第六条の十 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が

当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たつては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した者の遺族又は医療事故に係る死産した胎児の父母その他厚生労働省令で定める者(以下この章において単に「遺族」という。)に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

第六条の十一 病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査(以下この章において「医療事故調査」という。)を行わなければならない。

2 病院等の管理者は、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。次項及び第六条の二十二において「医療事故調査等支援団体」という。)に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。

3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援を行うものとする。

4 病院等の管理者は、医療事故調査を終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その結果を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

5 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たっては、あらかじめ、遺族に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならぬ。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

第三章に次の一節を加える。

第二節 医療事故調査・支援センター

第六条の十五 厚生労働大臣は、医療事故調査を行うこと及び医療事故が発生した病院等の管理者が行う医療事故調査への支援を行うことにより医療の安全の確保に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、医療事故調査・支援センターとして指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該医療事故調査・支援センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 医療事故調査・支援センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第六条の十六 医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第六条の十一第四項の規定による報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。

二 第六条の十一第四項の規定による報告をした病院等の管理者に対し、前号の情報の整理及び分析の結果の報告を行うこと。

三 次条第一項の調査を行うとともに、その結果を同項の管理者及び遺族に報告すること。

と。

四 医療事故調査に従事する者に対し医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行うこと。

五 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。

六 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、医療の安全の確保を図るために必要な業務を行うこと。

第六条の十七 医療事故調査・支援センターは、医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があつたときは、必要な調査を行うことができる。

2 医療事故調査・支援センターは、前項の調査について必要があると認めるときは、同項の管理者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 第一項の管理者は、医療事故調査・支援センターから前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 医療事故調査・支援センターは、第一項の管理者が第二項の規定による求めを拒んだときは、その旨を公表することができる。

5 医療事故調査・支援センターは、第一項の調査を終了したときは、その調査の結果を同項の管理者及び遺族に報告しなければならない。

第六条の十八 医療事故調査・支援センターは、第六条の十六各号に掲げる業務(以下「調査等業務」という。)を行うときは、その開始前に、調査等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について調査等業務に関する規程(次項及び第六条の二

十六第一項第三号において「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が調査等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六条の十九 医療事故調査・支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、調査等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 医療事故調査・支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調査等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第六条の二十 医療事故調査・支援センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、調査等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六条の二十一 医療事故調査・支援センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、調査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の二十二 医療事故調査・支援センターは、調査等業務の一部を医療事故調査等支援団体に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた医療事故調査等支援団体の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六条の二十三 医療事故調査・支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査等業務に関し厚生労働省令で

定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六条の二十四 厚生労働大臣は、調査等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、医療事故調査・支援センターに対し、調査等業務若しくは資産の状況に關し必要な報告を命じ、又は当該職員に、医療事故調査・支援センターの事務所に立ち入り、調査等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六条の二十五 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、医療事故調査・支援センターに対し、調査等業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第六条の二十六 厚生労働大臣は、医療事故調査・支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の十五第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 調査等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第六条の十八第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査等業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六条の二十七 この節に規定するもののほか、医療事故調査・支援センターに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第七条第一項中「及び第二十七条を」、「第二十七條及び第二十八條」に改め、同条第五項中「前項を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分(以下この項において「病床の機能区分」という。)のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域(第三十条の四第一項に規定する医療計画(以下この項及び次条において「医療計画」という。)において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。)における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

第七条の二第一項中「第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画(以下この条において単に「医療計画」という。)」を「医療計画」に、「第三十条の四第二項第十号を「第三十条の四第二項第十二号」に、「同条第五項」を同条第六項に改め、同条第二項及び第三項中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十二号」に、「同条第五項」を同条第六項に改め、同条第四項中「第三十条の四第五項」を「第三十条の四第六項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第三項の規定による命令

をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第十二条の三の次に次の一項を加える。

第十二条の四 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十六条の三の次に次の一項を加える。

第十六条の四 臨床研究中核病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たすこと。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 特定臨床研究に関する研修を行うこと。

五 第二十二條の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他厚生労働省令で定める事項

第十七条中「第六條の十」の下に「から第六條の十二まで」を加える。

第二十二條の二の次に次の一項を加える。

第二十二條の三 臨床研究中核病院は、第二十一条第一項(第一号及び第九号を除く。)に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師そ

の他の従業者

二 集中治療室

三 診療及び臨床研究に関する諸記録

四 病院の管理及び運営に関する諸記録

五 第二十二條第四号から第八号までに掲げる施設

六 その他厚生労働省令で定める施設

第二十三條第一項中「前三條」を「第二十一條から前条まで」に、「基準を」を「基準は、」に改める。

第二十四條第二項中「特定機能病院」の下に「又は臨床研究中核病院(以下この節において「特定機能病院等」という。)」を、「第二十二條の二の下に又は第二十二條の三」を加える。

第二十五條第三項及び第四項中「特定機能病院を「特定機能病院等」に改める。

第二十七條の次に次の一項を加える。

第二十七條の二 都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、第七條第五項の規定により当該許可に付された条件に従わなかつたときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十九條第一項第一号及び第二号並びに第二項中「正当の理由がないのに」を、「正当な理由がなく」に改め、同条第三項第三号中「第三十条の十二第五項」を「第三十条の十三第五項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第七條の二第三項、第二十七條の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。

七 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

第二十九條第四項第三号中「第三十条の十二第五項」を「第三十条の十三第五項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 特定機能病院の開設者又は管理者が第七條の二第三項、第二十七條の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。

七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

第二十九條第六項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、「特定機能病院を「特定機能病院等」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、臨床研究中核病院の承認を取り消すことができる。

一 臨床研究中核病院が第四條の三第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 臨床研究中核病院の開設者が第十二条の四第一項の規定に違反したとき。 三 臨床研究中核病院の開設者が第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反したとき。 四 臨床研究中核病院の管理者が第十六条の四の規定に違反したとき。 第三十条の三第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。 五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項 第三十条の三の二中「前条第二項第五号」の下に「又は第六号」を加え、「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。 第三十条の四第二項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。 七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項 イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。） ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項 八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項 第三十条の四第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「及び市町村」を「市町村」に改め、「処理する」の下に「地方自治法（昭和二十二	年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の」を、「含む。」の下に「及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五百七十七条の二第一項の保険者協議会を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、同条第八項中「第十三項を第十五項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。 10 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び介護保険法第十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。 第三十条の四第七項中「第十三項」を「第十五項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項第十号及び第十一号」を「第二項第十二号及び第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たっては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。 第三十条の五中「医療保険者」の下に「（第三十条の十四第一項において「医療保険者」という。）」を加える。 第三十条の二十一中「第三十条の十七第一項各号」を「第三十条の二十三第一項各号」に、「第	三十条の十八」を「第三十条の二十四」に改め、第五章第四節中同条を第三十条の二十七とし、第三十条の二十を第三十条の二十六とし、第三十条の十三から第三十条の十九までを六条ずつ繰り下げる。 第三十条の十二第一項中「区分」の下に「（以下「病床の機能区分」という。）」を加え、同項第一号中「機能」の下に「（以下「基準日病床機能」という。）」を加え、同項第二号中「次項において」を「以下」に改め、第五章第三節中同条を第三十条の十三とし、同条の次に次の五条を加える。 第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。 2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。 3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたとき	は、これに応ずるよう努めなければならない。 第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。 2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。 3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。 4 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理
--	--	--	--

由等について説明をするよう努めなければならない。

6 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等(第七条の二第二項各号に掲げる者が開設するものに限る。)の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第二項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十六 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等(第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。)の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲

げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十七 都道府県知事は、第三十条の十五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三十条の十八 都道府県知事は、第三十条の十五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五章第二節第三十条の十一の次に次の一条を加える。

第三十条の十二 第七条の二第三項から第六項までの規定は、医療計画の達成の推進のために必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院療養病床又は一般病床を有するものに限る。又は診療所(第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。)について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあり、及び同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの

許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、同項中「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十一条中「第三十条の十八」を「第三十条の二十四」に改める。

第四十二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第七十二条第三項中「第六条の十一第四項を「第六条の十三第四項、第六条の二十一、第六条の二十二第二項」に、「第三十条の十五第四項又は第三十条の十九第五項を「第三十条の二十一第四項又は第三十条の二十五第五項」に改める。

第七十三条中「これを削り、同条第三号中「又は第二十九条第一項」を、「第二十九条第一項又は第三十条の十五第六項」に改める。

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療事故調査・支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の二十の許可を受けないで、調査等業務の全部を廃止したとき。
二 第六条の二十三の規定による帳簿の記載

をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六条の二十四第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四条中「これを削り、同条第一号中「第四条の二第三項」の下に、「第四条の三第三項」を、「第五号」の下に、「第二十二條の三第二号若しくは第五号」を加える。

第七十五条中「前二条」を「第七十三条又は前条」に改める。

第七十五条の三中「第三十条の十二第五項」を「第三十条の十三第五項」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第五条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十五條の四十八」を「第百十五條の四十九」に、「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第七條第五項中「又は地域密着型介護予防サービス」を「若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業(第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。)」に改め、「地域密着型介護予防サービス事業を行う者」の下に、「特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者」を加える。

第八條第二項中「第二十項及び第十三條第一項第二号」を「及び第二十項」に改め、同条第十二項中「次条第十二項及び第十三項」を「次条第十項及び第十一項」に改め、同条第十四項中「いい」の下に、「(特定地域密着型サービスとは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをい

い」を加え、同条第二十一項中「特別養護老人ホームに入所する要介護者」の下に「(厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第二十六項において同じ。)」を加え、同条第二十三項中「第百十五條の四十五第一項第五号」を「第百十五條の四十五第二項第三号」に改める。

第八條の二第二項中「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「居宅要支援者」を「要支援者であつて、居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援者」という。)」に改め、「その介護予防」の下に「(身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「いい」の下に「(特定地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護をいい)」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、第十七項を第十五項とし、同条第十八項中「地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「特定介護予防・日常生活支援総合事業(市町村、第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は第百十五條の四十七第六項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第三十二條第四項第二号において同じ。)」を、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の下に「特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者」を加え、同項を同条第十六項とする。

第十三條第一項中「(以下この条において)」を「(以下)に、以下この条を」。以下この項及び次項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特定施設

第十三條第三項中「住所地特例対象被保険者が」を「第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者(以下「住所地特例適用被保険者」という。)」に改め、「所在する市町村」の下に「(以下「施設所在市町村」という。)」を加え、「住所地特例対象被保険者に」を「住所地特例適用被保険者に」に改める。

第二十二條第一項中「できる」の下に「ほか、当該偽りその他不正の行為によつて受けた保険給付が第五十一條の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一條の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によつて支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる」を加える。

第二十四條の二第五項中「規定により」の下に「同項第一号又は第三号に掲げる」を加える。

第三十二條第四項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス」の下に「又は特定介護予防・日常生活支援総合事業」を加える。

第四十二條の二第二項中「当該市町村」の下に「(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者」

者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。))に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。」を加え、同条第四項中「市町村」を「市町村(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る。))の額にあつては、施設所在市町村」に改め、同条第八項中「により市町村」の下に「(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る。))の請求にあつては、施設所在市町村」を加え、「に規定する」を「の規定により市町村(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る。))の請求にあつては、施設所在市町村」に改める。

第四十二條の三第二項中「により市町村」の下に「(施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る。))の請求にあつては、施設所在市町村」に改める。

第四十九條の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一 居宅介護サービス費の支給 第四十一條第四項第一号及び第二号並びに第四十三條第一項、第四項及び第六項

二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二條第三項並びに第四十三條第一項、第四項及び第六項

三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二條の二第二項各号並びに第四十三條第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二條の三第二項並びに第四十三條第一項、第四項及び第六項

五 施設介護サービス費の支給 第四十八條第二項

六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項

七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四條第三項、第四項及び第七項

八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五條第三項、第四項及び第七項

第五十條中「含む。」を「含む。次項において同じ。」に、「含む。若しくは」を「含む。同項において同じ。」若しくは「に、(次の各号)を前条各号」に改め、「場合」の下に「(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」を加え、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合 同条の規定

看型サービスに係る公募指定にあつては、当

該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。」を加える。

第百十五条の十二第一項中「市町村の」を「市町村が」に改め、「被保険者」の下に「(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用住宅要支援被保険者を含む。)」を加え、同条第五項中「講じなければ」を「講ずるよう努めなければ」に改める。

第百十五条の二十二第一項中「市町村の」を「市町村が」に改め、「被保険者」の下に「(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用住宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用住宅要支援被保険者を含む。)」を加える。

第百十五条の四十五第一項及び第二項を次のように改める。

市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

一 住宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「住宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)

イ 住宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該住宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従つて、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)

ロ 住宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従つて、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)

ハ 厚生労働省令で定める基準に従つて、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる住宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(二において「第一号生活支援事業」という。)

二 住宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従つて、その心身の状況、その置かれていた環境その他の状況に応じ、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)

二 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要

な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。)

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となつた場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業(前号に掲げる事業を除く。)

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

第百十五条の四十五第三項中「第一号各号」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、「ほか」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第三号中「被保険者」の下に「(当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。)」を加え、同条第四項中「運営の状況」の下に「、七十五歳以上の被保険者の数」を加え、同条第六項及び第七項を削る。

第百十五条の四十五の次に次の十条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業の指針等)
第百十五条の四十五の二 厚生労働大臣は、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 市町村は、定期的に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定事業者による第一号事業の実施)
第百十五条の四十五の三 市町村は、第一号事業(第一号介護予防支援事業にあつては、住宅要支援被保険者に係るものに限る。)については、住宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定事業者」という。)の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該住宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。

2 前項の第一号事業支給費(以下「第一号事業支給費」という。)の額は、第一号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。

3 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用したときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者者に支払うべき当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者等に対し第一号事業支給費の支給があつたものとみなす。

5 市町村は、指定事業者から第一号事業支給費の請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより審査した上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

(租税その他の公課の禁止)

第百十五條の四十五の四 租税その他の公課は、第一号事業支給費として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(指定事業者の指定)

第百十五條の四十五の五 第百十五條の四十五の三第一項の指定(第百十五條の四十五の七第一項を除き、以下この章において「指定事

業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従つて適正に第一号事業を行うことができなと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

(指定の更新)

第百十五條の四十五の六 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(報告等)

第百十五條の四十五の七 市町村長は、第一号事業支給費の支給に關して必要があると認めるときは、指定事業者若しくは指定事業者であつた者若しくは当該第百十五條の四十五の三第一項の指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定事業者であつた者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であつた者等に対し出頭を求

め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他当該指定事業者が行う第一号事業に係る場所のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第百十五條の四十五の八 市町村長は、指定事業者が、第百十五條の四十五第一項第一号イから二まで又は第百十五條の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従つて第一号事業を行つていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従つて第一号事業を行うことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第百十五條の四十五の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止すること

ができる。

一 指定事業者が、第百十五條の四十五第一項第一号イから二まで又は第百十五條の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従つて第一号事業を行うことができなかったとき。

二 第一号事業支給費の請求に關し不正があつたとき。

三 指定事業者が、第百十五條の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第百十五條の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

五 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(市町村の連絡調整等)

第百十五條の四十五の十 市町村は、第百十五條の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

(政令への委任)

第百十五条の四十五の十一 第百十五条の四十五から前条までに規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十五条の四十六第一項中「前条第一項第二号から第五号まで」を「第一号介護予防支援事業、居宅要支援被保険者に係るものを除く。」及び第百十五条の四十五第二項各号に改め、同条第三項中「次条第一項の」の下に「規定による」を、「受けた者」の下に「(第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。)」を加え、同条中第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

第百十五条の四十六第六項中「高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティア」を「被保険者の地域における自立した日常生活

の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

第百十五条の四十七第一項中「対し」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「包括的支援事業の下に」(第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。))を加え、同条第三項中「前条第六項及び第七項」を「前条第七項及び第八項に改め、第一項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「のうち第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業」を「(第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。))」に、

「当該各号に掲げる事業」を「当該介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、「(同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。))」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業」を「第一号介護予防支援事業」に、「その」を「当該委託を受けた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に、「次項」を「第八項、第百八十条第一項並びに第百八十一条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当

するものに委託することができる。

第百十五条の四十七に次の一項を加える。

9 市町村は、第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十條の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

第六章中第百十五條の四十八を第百十五條の四十九とする。

第百十五條の四十七の次に次の一條を加える。

(会議)

第百十五條の四十八 市町村は、第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。))により構成される会議(以下この条において「会議」という。))を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。))への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた

者は、正当な理由がなく、会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、會議が定める。第百十六條第一項中「厚生労働大臣は」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加える。

第百十七條第三項第五号中「支援に関する事項」の下に「居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計 第百十七條中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五條第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

第百十八條第三項に次の一号を加える。

五 第百十五條の四十五第二項第四号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項

第百十八條第七項を同條第八項とし、同條第六項中「医療法第三十條の四第一項に規定する医療計画」を削り、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の下に「(平成十三年法律第二十六号)」を加え、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県介護保険事業支援計画は、地域に

おける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四十一条に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならぬ。

第百二十二条の二第二項中「地域支援事業(第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業(介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、当該介護予防・日常生活支援総合事業に限る。以下「介護予防等事業」という。))を「介護予防・日常生活支援総合事業」に、同条第二項中「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国は、介護保険の財政の調整を行うため、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額について、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額を交付する。

3 前項の規定により交付する額の総額は、各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の総額の百分の五に相当する額とする。

第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項中「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改める。

第百二十四条の次に次の二条を加える。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第百二十四条の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第一号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

(住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金)

第百二十四条の三 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者に対して、当該住所地特例適用被保険者の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用について、政令で定めるところにより算定した額を、地域支援事業に要する費用として負担するものとする。

第百二十六条第一項中「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に、「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第百二十七条中「及び第百二十二条の二を」を「第百二十二条の二及び第百二十四条の二に改める。

第百二十八条中「第百二十三条の下に」及び第百二十四条の二を加える。

第百四十一条の見出し中「入所又は入居」を「入所等」に改め、同条第一項中「第十三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を「住所地特例適用被保険者」に改める。

第百四十八条第二項中「第百二十二条の二を」を「第百二十二条の二第一項、第二項及び第四項」に改める。

第百五十二条及び第百五十三条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第百七十六条第一項第二号中「第百十五条の四十七第七項を」第百十五条の四十五の三第六項の規定により市町村から委託を受けて行う第一号事業支給費の請求に関する審査及び支払並びに第百十五条の四十七第六項に改め、同条第二項第三号中「第百十五条の四十七第七項を」第百十五条の四十七第六項に改める。

第十一章 介護給付費等審査委員会

第百七十九条の見出しを「(給付費等審査委員会)」に改め、同条中「含む。」の下に、並びに第百十五条の四十五の三第六項及び第百十五条の四十七第六項を、「介護給付費請求書」の下に「及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書」を加え、「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に、「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百八十条の見出しを「(給付費等審査委員会の組織)」に改め、同条第一項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項及び第二項」に改め、「同じ。」の下に「又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者(指定事業者において介護予防・日常生活支援総合事業を担当する者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。)」を加え、同条第三項中「介護給付費対象サービ担当者の下に」又は「介護予防・日常生活支援総合事業担当者」を加える。

第百八十一条の見出しを「(給付費等審査委員会の権限)」に改め、同条第一項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、同項ただし書中「又は介護保険施設を、」介護保険施設、指定地域密着型サービ事業者、指定地域密着型介護予防サービ事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定

事業者若しくは受託者に改め、「介護給付費請求書」の下に「若しくは介護予防・日常生活支援総合事業費請求書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、市町村長の承認を得て、当該指定地域密着型サービ事業者、指定地域密着型介護予防サービ事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者若しくは受託者若しくは当該指定地域密着型サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業若しくは指定介護予防支援の事業に係る事業所における介護給付等対象サービ担当者若しくは指定事業者若しくは受託者における介護予防・日常生活支援総合事業担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

第百八十二条中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百八十二条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第百八十二条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第百八十二条第一項中「保険給付」の下に「地域支援事業」を加える。

第二百三条第一項中「保険給付」の下に、「地域支援事業」を加え、同条第二項中「若しくは第五十八条第一項を」、「第五十八条第一項若しくは第五十八条の四十五の三第一項」に改める。

第二百五条第一項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、「含む。」の下に「第百十五條の四十五の三第七項若しくは第百十五條の四十七第七項を加え、若しくは第六十一條の三第七項を」、「第六十一條の三第七項、第百十五條の四十五の三第五項若しくは第百十五條の四十七第六項に」、「職に」を「者で」に、「なしに」を「がなく」に改め、「行った者」の下に「若しくは第一号事業を行う者」を加え、同条第二項中「又は第百十五條の四十六第七項を」、「第百十五條の四十六第八項に」、「の規定を」、「又は第百十五條の四十八第五項の規定に改める。

附則第九條第一項ただし書中「入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）を「入所等」に改める。

附則に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第十一条 第百五十七條第一項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十三條第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

第六条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第七項中「（この下に「利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限る。」を加え、同条第十一項中「第二十項」を「第

二十一項」に改め、同条第十四項中「夜間対応型訪問介護」の下に、「地域密着型通所介護」を加え、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十二項中「夜間対応型訪問介護」の下に、「地域密着型通所介護」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を第二十一項とし、第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の一項を加える。

17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五條の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十條の二に規定する老人「デイサービスセンター」に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

第四十二條の二第二項中「費用（この下に「地域密着型通所介護」を加え、同条第二項第二号中「夜間対応型訪問介護」の下に、「地域密着型通所介護」を、「費用（この下に「地域密着型通所介護及び」を加える。

第四十二條の三第二項中「費用（この下に「地域密着型通所介護」を加える。

第四十六條第一項中「都道府県知事を」当該市町村の長又は他の市町村の長に改める。

第四十七條第一項第一号中「の都道府県」を「の市町村」に、「都道府県」を「当該市町村」に改め、同条第二項中「都道府県」を「市町村」に改める。

町村長は」に改め、同項第一号及び第二号中「都道府県」を「市町村」に改め、同項第六号の二中「都道府県知事を」市町村長に改め、同条第三項中「都道府県」を「市町村」に改める。

第八十一條第一項から第三項までの規定中「都道府県」を「市町村」に改める。

第八十二條中「都道府県知事を」市町村長に改める。

第八十二條の二の見出し中「都道府県知事等」を「市町村長等」に改め、同条第一項中「都道府県知事又は」を削り、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一條第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第八十三條第一項中「都道府県知事又は」を削る。

第八十三條の二第二項中「都道府県知事を」市町村長に改め、同項第一号中「都道府県」を「市町村」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事を」市町村長に改め、同条第五項中「市町村」を「市町村長に改め、指定居宅介護支援事業者の下に（他の市町村長が第四十六條第一項の指定をした者に限る。）を加え、「指定に係る事業所の所在地の都道府県知事を」他の市町村長に改める。

第八十四條第一項中「都道府県知事を」市町村長に改め、同項第二号中「都道府県」を「市町村」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町村長に改め、「指定居宅介護支援事業者」の下に（他の市町村長が第四十六條第一項の指定をし

た者に限る。）を加え、「指定に係る事業所の所在地の都道府県知事を」他の市町村長に改める。

第八十五條中「都道府県知事を」市町村長に改める。

第百十五條の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加え、同条第六項中「指定居宅介護支援事業者」を削り、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加える。

第百八十一條第一項中「指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の事業」を削り、同条第二項中「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を、「指定地域密着型サービスの事業」の下に、「指定居宅介護支援の事業」を加え、同条第三項ただし書中「指定居宅介護支援事業者を削り、「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加える。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の一部改正）

第七條 健康保険法等の一部を改正する法律平成十八年法律第八十三号附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年改正前介護保険法」という。）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「できる」の下に「ほか、当該偽りその他の不正の行為によつて受けた保険給付が第五十一條の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給又は第五十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他の不正の行為によつて支給を受けた額の

百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。」を加える。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項

六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項

七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十条第三項、第四項及び第七項

八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

第五十条中「含む。」を「含む。次項において同じ。」に、「含む。若しくは」を含む。同項において同じ。若しくはに、「次の各号」を「前条各号」に改め、「場合」の下に、「(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」を加え、同条各号を削り、同条に次の一項を加え

る。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第五十一条の三第三項中「所得」の下に、及び資産を加える。

第六十九条第三項中「次項」の下に「及び第五項」を、「場合」の下に「(第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。)」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合(第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第百七十七条第三項第五号中「支援に関する事項」の下に「居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一

号を加える。

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

第百七十七条第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

第百八十八条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第八条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に改める。

第三十七条の次に次の三条を加える。

号を加える。

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

第百七十七条第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

第百八十八条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第八条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の五」を「第四十二条の六」に改める。

第三十七条の次に次の三条を加える。

第三十七條の二 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けるなければならない。

2 この条、次条及び第四十二条の四において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定行為 診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理

解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。

三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

四 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

五 指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

3 厚生労働大臣は、前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七條の三 前条第二項第五号の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)は、特定行為研修を行うおとす者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために

解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。

三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

四 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

五 指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

3 厚生労働大臣は、前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七條の三 前条第二項第五号の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)は、特定行為研修を行うおとす者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために

解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。

三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、指定研修機関が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、その他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、指定を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、指定又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七条の四 前二条に規定するもののほか、指定に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章の二 第四十二条の五を第四十二条の六とし、第四十二条の四を第四十二条の五とし、同条の前に次の一条を加える。

第四十二条の四 厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に關し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十四条の二 第二号中「第三十八条まで」を「第三十七条まで及び第三十八条に改める。」第四十五条の二 中「第四十二条の三の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十二条の三の規定に違反した者
二 第四十二条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

は忌避した者

(歯科衛生士法の一部改正)

第九条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「直接の」を削り、「女子」を「者」に改める。

第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五を第十三条の六とする。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五 歯科衛生士は、その業務を行うに当たつては、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならない。

第十九条第一項中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改める。

第二十条第二号中「第十三条の六」を「第十三条の七」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、「附則第四項及び第五項」を「附則第三項及び第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

(生活保護法の一部改正)

第十条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二 第一項中「第八号」を「第九号」に改め、「要支援者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「までに掲げる事項の範囲内において」の下に「行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等(同法第十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に相当する者(要支援者を除く。)に対して、第八号及び第七

九号に掲げる事項の範囲内において」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 介護予防・日常生活支援(介護予防支援計画又は介護保険法第十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。)

第十五条の二 第五項中「に規定する介護予防訪問介護、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項に規定する介護予防通所介護、同条第八項」を「同条第六項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、同条第十六項中「第一項第五号」の下に「及び第八号」を加え、「第八号の二 第十八項」を「第八号の二 第十六項」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

第三十四条の二 第二項中「及び介護予防福祉用具」を、「介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援(同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二 第二項において同じ。)」に、「同条第三項」を「第十五条の二 第三項」に、「並びにその」を、「その」に、「第八号の二 第十三項」を「第八号の二 第十一項」に改め、「をいう。以下同じ。」の下に「並びに介護予防・日常生活支援事業者(その事業として

同法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十四条の二 第一項中「又は特定介護予防福祉用具販売事業者を、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者」に、「又は介護予防福祉用具を、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援」に改め、同条第四項中「第一項の指定」の下に「(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)」を加え、「含む」を「含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)」を除く。に、「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第四十九条の二 第一項及び第三項の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。))について、第五十条、第五十一条の二、第五十一条(第二項第一号、第八号及び第十号を除く。)、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))に關して準用する。この場合において、第四十九条の二 第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定し

た医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第

一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定介護機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十一項を「第八条第二十二項」に改める。
(診療放射線技師法の一部改正)
第十二条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第一号中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。
第二十四条の二の見出し中「検査を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)」を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。
一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。))を行うこと。

第九条の次に次の十六条を加える。
(指定登録機関の指定)
第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

介護予防・日常生活支援
援事業者
介護保険法第百十五
条の四十五の三第一
項の指定

同法第百十五條の四十五の九の規定による同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の四十五の六第一項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十五條の二」を「第五項並びに第五十五條の二」に改め、同表都道府県の項中「及び第五十五條第二項」を「並びに第五十四條の二第五項及び第五十五條第二項」に、「第五十四條の二第四項及び第五十五條第二項」を「第五十四條の二第四項及び第五十五條第二項並びに第五十五條の二」に改める。
第五十一條 生活保護法の一部を次のように改正する。

第十五條の二第二項中「同条第十七項」を「同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九

項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。
第十九條第三項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。
第三十一條第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。
別表第二その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二

第二十六條第二項ただし書中「場合は」を「場合は、」に改め、同項第二号中「とき」の下に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
(歯科技工士法の一部改正)
第十三條 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。
目次中、「第二十七條の三」を削る。

第十四條 歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
三 申請者が、第十四條の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

とがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

口 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上

不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は歯科技工士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第九条の十 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第九条の十一 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第九条の十二 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第九条の十三 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の二第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九条の二第三項各号の要件を満たさな

くなつたと認められるとき。

二 第九条の三第二項、第九条の五第三項又は第九条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の四又は前条の規定に違反したとき。

四 第九条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第九条の十四 第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項、第九条の五第一項又は第九条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第九条の十六 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第九条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由に

より登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第九条の十七 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第九条の十二の規定による許可をしたとき。

三 第九条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十条の見出しを「政令及び厚生労働省令への委任」に改め、同条中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、「政令」を政令で、第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他指定登録機関に関し必要な事項は厚生労働省令に改める。

第十二条第二項及び第三項を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

(歯科技工士試験委員)

第十二条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く歯科技工士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び

採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第十五条の見出しを「試験の無効等」に改め、同条中「試験」を「厚生労働大臣は、試験に」に、「ある者について」を「ある者に対して」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

第十五条の次に次の六条を加える。

(受験手数料)

第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十五条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行う者とする者の申請により行う。

(指定試験機関の歯科技工士試験委員)

第十五条の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科技工士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第十五条の七において読み替えて準用する第九条の三第二項及び第九条の七において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第十五条の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第十五条の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十五条の二第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十五条の六第一項」と、第十五条の二第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十五条の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第十五条の七 第九条の二第三項及び第四項、第九条の三から第九条の五まで並びに第九条の七から第九条の十七までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第九条の二第三項中「第一項」とあり、並びに第九条の四第一項、第九条の十四第一項及び第九条の十七第一号中「第九条の二第一項」とあるのは「第十五条の三第一項」と、第九条の二第三項各号及び第四項第二号、第九条の七から第九条の九まで、第九条の十二(見出しを含む。)、第九条の十五、第九条の十六(見出しを含む。)並びに第九条の十七第

三号及び第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、第九条の二第三項中「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第十五条の三第二項の申請」と、第九条の三の見出し中「役員」とあるのは「役員等」と、同条第二項及び第九条の七中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、同項、第九条の五(見出しを含む。及び第九条の十三第二項第四号中「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第九条の三第二項中「登録事務に」とあるのは「試験事務に」と、第九条の五第一項及び第三項並びに第九条の十三第二項中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第十五条の四」と、同項第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と読み替えるものとする。

第十六条中「その他試験」を「前条において読み替えて準用する第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関」に改める。

第二十七条の二を削り、第五章の二中第二十七條の三を第二十七條の二とする。

第二十八條の次に次の二條を加える。

第二十八條の二 第九条の七第一項(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録事務又は試験事務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八條の三 第九条の十三第二項(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條中「第十三條」の下に「又は第十五

条の五」を加え、「故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に」を削る。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の八(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第九条の十(第十五条の七において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の十一(第十五条の七において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第九条の十二(第十五条の七において準用する場合を含む。)の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第三十三条中「前条第三号」を「第三十二条第三号」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)

第十四条 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「いう。」の下に「及び同条に規定する検査のための検体(血液を除く。)」を採取する行為で政令で定めるもの(第二十条の二第一項において「検体採取」という。)を加える。

第二十条の二第二項中「採血の下に」及び「検体採取」を加え、「及び」を「並びに」に改め

る。

(国民健康保険法の一部改正)

第十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第一百十條の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)
第一百十條の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができるとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第一百十六條の二第二項第六号中「老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一條第一項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。」を削り、「同法第八條第二十四項」を「同法第二十五項」に改める。

附則第五條の二第二項中「第八條第二十一項」を「第八條第二十二項」に改める。

附則第十六條中「並びに」第百五十九條を「第百五十九條並びに附則第十三條の五の六」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第十六條 老人福祉法(昭和三十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「居宅介護サービス費、」を「居宅介護サービス費若しくは」に改め、「若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費」を削り、「供与する事業」の下に「又は同法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第三項中「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」を削り、「供与する事業」の下に「又は同法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第七項中「夜間対応型訪問介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える。

第十條の三第三項中「介護予防支援」の下に「生活支援等(心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二條の三において同じ。)」を、「行う者」の下に「及び民生委員」を加える。

「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」を削り、「支給に係る者」の下に「若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者」を加える。

第二十條の八第四項中「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加え、「介護予防訪問介護、介護予防通所介護、」を削り、「を勘案を」並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案に改める。

第二十一條の二の見出し中「給付」を「給付等」に改め、同条中「介護予防サービス又は」を「介護予防サービス若しくは」に、「受ける」を「受け、又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を利用する」に改める。

(歯科技工法の一部を改正する法律の一部改正)
第十七條 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)
第十八條 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十八條を」第百五十七條の二に改める。

第二十九條第一項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十五第一項及び第二項」に改める。

第五十五條第一項第五号中「老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一條第一項本文の指定を受けていないもの」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、

第十二條の二の次に次の一条を加える。

(生活支援等に関する情報の公表)
第十二條の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

第二十條の二の二中「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、

に限る。)を除く。)を削り、「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第百五十五条第一項中「次に掲げる」を「第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。)」の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

第七章中第百五十八条の前に次の一条を加える。

(保険者協議会)

第百五十七條の二 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織するよう努めなければならない。

2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

二 保険者に対する必要な助言又は援助

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

第百六十条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第百六十条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期

後に保険料を課することができるとなつた場合にあっては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

附則第二条中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

附則第十三条の五の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第十三条の五の六 第四十五条第一項(第百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。附則第十三条の六の第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法の一部改正)

第十九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。附則第三十九条において「平成十八年改正前老人保健法」という。)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「割合」の下に「(各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。))が

年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合)」を加える。

(外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第七十条の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第七十条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 臨床修練(第三条・第二十一条の二)

第三章 臨床教授等(第二十一条の三・第二十一条の八)

第四章 雑則(第二十一条の九・第二十一条の十)

第五章 罰則(第二十三条・第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条中「修得」の下に「若しくは教授又は医学若しくは歯科医学の研究」を加える。

第二条第四号中「厚生労働大臣の指定する病院(以下この号において「指定病院」という。))」を「臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に、「当該指定病院」を「当該臨床修練病院等」に改め、同条第十号中「認定を受けた」を「規定により選任された」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「認定を受けた」を「規定により選任された」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号中「認定を受けた」を「規定により選任された」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 臨床修練病院等 厚生労働大臣が指定する病院又は診療所(診療所にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。)をいう。

第二条に次の四号を加える。

十二 臨床教授等 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第四項に規定する医療機器の研究開発を含む。以下同じ。)を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等病院においてその外国において有する第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、同号イ又はロに定める業を行うことをいう。

十三 臨床教授等病院 高度かつ専門的な医療を提供する病院として厚生労働省令で定める病院のうち厚生労働大臣が指定する病院をいう。

十四 臨床教授等外国医師 第二十一条の三第二項の許可を受けた外国医師をいう。

十五 臨床教授等外国歯科医師 第二十一条の三第一項の許可を受けた外国歯科医師をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練

第三条第一項中「外国看護師等」の下に「(次条第一項において「外国医師等」という。))」を加え、同条第二項中「以下」の下に「この章において「基準」を「基準のいづれに」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者のいづれかに該当すること。

イ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国している者

ロ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国しようとしている者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六

年政令第三百十九号)第七條の二第一項の規定により証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。

第三條第二項第二号及び第三号中の「区分」を「に相当する資格の区分」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中の「こと」の下に「(当該者が患者に与えた損害を臨床修練病院等の開設者が当該者に代わり、又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同条第八項中「許可」の下に「及び第六項の規定による許可の有効期間の更新を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、正当な理由があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年(外国看護師等にあつては、一年)を限度としてその有効期間を更新することができる。

第四條第一項中「外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等」を「外国医師等」に改め、同条第二項中「臨床修練外国看護師等」の下に「(第八條第二号、第九條第一項及び第十七條において「臨床修練外国医師等」という。)」を加える。

第五條中「有効期間」の下に「(第三條第六項の規定により有効期間が更新された場合にあつては、当該更新後の有効期間)」を加え、「及び」を「及び」に改める。

第六條第二項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第三條第六項」を「第三條第七項」に改める。

第八條の見出しを「(臨床修練指導医等の選任)」に改め、同条中「厚生労働大臣は、その申請に基づき」を「臨床修練病院等の開設者は」に改め、「と認める」を削り、「臨床修練指導者」の

下に「(次條第一項及び第十條において「臨床修練指導医等」という。)」を加え、「認定する」を「選任しなければならない」に改め、同条第二号中「第三條第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語」を「その指導監督する臨床修練外国医師等が使用する言語」に改める。

第九條第一項中「臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導歯科医又は臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」を「臨床修練指導医等は、臨床修練外国医師等」に改める。

第十條の見出しを「(臨床修練指導医等の解任)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導歯科医又は臨床修練外国医師又は臨床修練外国看護師等を、臨床修練指導医等に、その認定を取り消すものとする」を「当該臨床修練指導医等を解任しなければならない」に改め、同項第一号中「認定」を「選任」に改め、同条第二項を削る。

第十一條第一項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律第三條第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律第二條第五号に規定する臨床修練病院等(以下この項において「臨床修練病院等」という。))において同条第四号に規定する」に、「同法第二條第五号」を「同条第六号」に、「病院」を「臨床修練病院等」に、「同法第二條第六号」を「同条第七号」に改める。

第十二條第一項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律第三條第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律第二條第五号に規定する臨床修練病院等(以下この項において「臨床修練病院等」という。))において同条第四号に規定する」に、「病

院」を「臨床修練病院等」に改める。

第十四條第一項、第十五條並びに第十六條第三項、第五項及び第十項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律第二條第四号」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律第二條第五号」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改める。

第十七條中「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」を「臨床修練外国医師等」に改める。

第十八條及び第十九條中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)」に改める。

第二十一條の次に次の一条、一章、章名及び一条を加える。

(厚生労働省令への委任)

第二十一條の二 この章に定めるもののほか、許可及び臨床修練病院等に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 臨床教授等

(臨床教授等の許可)

第二十一條の三 外国医師又は外国歯科医師は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床教授等を行うことができる。

一 医師 医師法第十七條

二 歯科医師 歯科医師法第十七條

2 厚生労働大臣は、前項の許可(以下この章において「許可」という。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国している者。

ロ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国しようとしている者(出入国管理及び難民認定法第七條の二第一項の規定により証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。)

二 許可の申請に係る第二條第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。

三 許可の申請に係る第二條第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ外国において当該資格を取得した後十年以上診療した経験を有すること。

四 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること(当該者が患者に与えた損害を臨床教授等病院の開設者が当該者に代わり、又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。)

(臨床教授等責任者の選任)

第二十一條の四 臨床教授等病院の開設者は、第二條第四号イ又はロに掲げる資格を有する者(医師法第七條の二第一項又は歯科医師法第七條の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七條の二第二項又は歯科医師法第七條の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。であつて次の各号に掲げる基準に適合する者を臨床教授等責任者として選任しなければならない。

一 医学又は歯科医学に関する高度かつ専門的な知識及び技能を有すること。
二 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師の受入れに関する業務を統括管理する者として必要な能力及び経験を有すること。

(臨床教授等責任者の解任)

第二十一条の五 臨床教授等病院の開設者は、臨床教授等責任者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床教授等責任者を解任しなければならない。

- 一 当該選任に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格を有する者でなくなつたとき。
- 二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号又は歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告又は業務の停止を命ぜられたとき。

(診療録の記載及び保存)

第二十一条の六 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師について準用する。この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第十三号に規定する臨床教授等病院(以下この項において「臨床教授等病院」という。))において同条第十二号に規定す

る臨床教授等を行う同条第十五号に規定する臨床教授等外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その臨床教授等病院」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十一条の七 第三条(第一項及び第二項を除く。及び第四条から第七条までの規定は、許可について準用する。この場合において、第三条第三項中「前項各号」とあり、及び同条第四項中「第二項各号」とあるのは「第二十一条の三第二項各号」と、第四条第一項中「外国医師等」とあるのは「外国医師又は外国歯科医師」と、「臨床修練許可証」とあるのは「臨床教授等許可証」と、同条第二項中「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等(第八条第二号、第九条第一項及び第十七条において「臨床修練外国医師等」という。))とあるのは「臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師」と、「臨床修練」とあるのは「臨床教授等」と、「臨床修練許可証」とあるのは「臨床教授等許可証」と、第五条中「第二条第四号イからロまで」とあるのは「第二条第四号イ又はロ」と、第六条第二項第一号中「第三条第二項第一号」とあるのは「第二十一条の三第二項第一号」と、第七条中「臨床修練許可証」とあるのは「臨床教授等許可証」と読み替えるものとする。

2 第十七条から第二十一条までの規定は、臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「臨床修練」とあるのは「臨床教授等」と、第二十一条中「臨床修練」とあるのは「臨床教授等」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条の八 この章に定めるもののほか、許可及び臨床教授等病院に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条の九 厚生労働大臣は、臨床修練の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床修練を実施している臨床修練病院等の開設者若しくは管理者に対し、臨床修練の実施の状況に関し報告を命じ、又は当該職員に、臨床修練を実施している臨床修練病院等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、臨床教授等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床教授等を実施している臨床教授等病院の開設者若しくは管理者に対し、臨床教授等の実施の状況に関し報告を命じ、又は当該職員に、臨床教授等を実施している臨床教授等病院に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二條中「許可を」と「次の各号に掲げる許可を」と、「第三条第二項第一号」を「当該各号に定める規定」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第三条第一項の許可 同条第二項第一号
- 二 第二十一条の三第一項の許可 同条第二項第一号

第二十二條の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十三條の前の見出しを削る。

第二十五條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条の七第二項において準用する第

十七條の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床教授等外国医師若しくは臨床教授等外国歯科医師又はこれらであつた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六條に次の一号を加える。

三 第二十一条の六において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者

(看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二条第二項中「同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八十一条に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八十一条の二第一項に規定する介護予防サービス事業 同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八十一条に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)

二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八十一条第四項に規定する地域密着型サービス事業(次に掲げる事業を行うものに限る。)

イ 介護保険法第八十五条第一号に係る部分に限る。に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ロ 介護保険法第八十五条第二項に規定する複合型サービス(同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項(第一号に

係る部分に限る。)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせたことにより提供されるものに限る。)

三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)

第十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

第十六条の見出しを「公共職業安定所等との連携」に改め、同条中「都道府県センター」の下に「地方公共団体」を、「公共職業安定所」の下に「その他の関係機関」を、「前条第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第十六条の次に次の四条を加える。

(情報の提供の求め)

第十六条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第十五条第六号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(看護師等の届出等)

第十六条の三 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

二 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

三 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第十六条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第十五条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

第十六条の五 都道府県センターは、第十五条各号(第五号を除く。)に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

二 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十二条中「第五項まで」の下に「第十六条の四」を、「第二十号」との下に「第十六条の四」中「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」とを加える。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の前の見出しを削り、同条を第二十五条とする。

第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十四条 第十六条の四(第二十二条において準用する場合を含む。)及び第十六条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同項第二号口中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

改正する。

附則第十条第一項中「新医療法第四十四条第四項」を「医療法第四十四条第五項」に改め、同条第二項中「新医療法第四十四条第四項」を「同条第五項」に、「につき医療法」を「につき同法」に、「新医療法第五十条第四項」を「同法第五十条第四項」に改める。

附則第十条の次に次の八条を加える。

(新医療法人への円滑な移行)

第十条の二 政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人(施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。)の新医療法人(社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。)への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(移行計画の認定)

第十条の三 経過措置医療法人であつて、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画(以下「移行計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。

二 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新医療法人であつて、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの

イ 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

ロ 特定の医療法人(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十七条の二第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。)

ハ 基金拠出型医療法人(その定款に基金(社団たる医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団たる医療法人が当該拠出した者に対して返還義務(金銭以外の財産については、当該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定めた医療法人をいう。)

二 イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

二 移行に向けた取組の内容

三 移行に向けた検討の体制

四 移行の期限

五 その他厚生労働省令で定める事項

三 移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 出資者名簿(各出資者の氏名又は名称及び住所、出資額並びに持分(定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。)の放棄の見込みを記載した書類をいう。)

三 その他厚生労働省令で定める書類

四 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

二 移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

三 移行計画に記載された第二項第四号の移

行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない範囲内のものであること。

5 第一項の認定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

(移行計画の変更等)

第十條の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人(以下「認定医療法人」という。)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。)に従つて新医療法人への移行に向けた取組を行つていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新医療法人にならなかつたときは、その認定を取り消すものとする。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)

第十條の五 認定医療法人については、医療法第五十二条第一項中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

(認定の失効)

第十條の六 認定医療法人が新医療法人になつたときは、当該認定医療法人が受けた附則第十條の三第一項の認定(附則第十條の四第一

項の認定を含む。)は、その効力を失う。

(援助)

第十條の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告)

第十條の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第十條の九 附則第十條の三及び第十條の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七條、第十三條ただし書、第十八條、第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一

条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 第三条の規定(医療法第三十条の三第一項の改正規定(「厚生労働大臣は」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三十一条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加える部分に限る。を)並びに第二十条及び第二十三条の規定並びに附則第八條第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七條第五項、第八條、第八條の二、第十三條、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第六十八條第五項、第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四第二項、第百十五條の十二、第百十五條の二十二第一項及び第百十五條の四十五の改正規定、同法第百十五條の四十五の次に十條を加える改正規定、同法第百十五條の四十六及び第百十五條の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五條の四十八を同法第百十五條の四十九とし、同法第百十五條の四十七の次に一條を加える改正規定、同法第百十七條、第百十八條、第百二十二條の二、第百二十三條第三項及び第百二十四條第三項の改正規定、同法第百二十四條の次に二條を加える改正規定、同法第百二十六條第一項、第百二十七條、第百二十八條、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八條第二項、第百

五十二條及び第百五十三條並びに第百七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九條から第百八十二条までの改正規定、同法第二百條の次に一條を加える改正規定、同法第二百一條第一項、第二百三條及び第二百五條並びに附則第九條第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一條を加える改正規定、第七條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九條及び第十條の規定、第十二條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七條の規定、第十八條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五條、第八條第二項及び第四項、第九條から第十二條まで、第十三條(ただし書を除く。)、第十四條から第十七條まで、第二十八條、第三十條、第三十二条第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高年齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。並びに附則第六十五條、第六十六條及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

四 第五條中介護保険法第二十二條第一項の改正規定、同法第四十九條の次に一條を加える改正規定、同法第五十條及び第五十一條の三

第一項の改正規定、同法第五十九条の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十条、第六十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに第七十条中平成十八年改正前介護保険法第二十二條第一項の改正規定、平成十八年改正前介護保険法第四十九条の次に一條を加える改正規定並びに平成十八年改正前介護保険法第五十条、第五十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに附則第十九条及び第二十六条の規定、平成二十七年八月一日

五 第四章のうち、医療法の目次の改正規定（第三章 医療の安全の確保（第六十条の九―第六条の十二）を

「第三章 医療の安全の確保
第一節 医療の安全の確保
第二節 医療事故調

確保のための措置（第六十条の九―第六条の十查・支援センター（第六条の十五―第六条の四）に改める部分に限る。）、同法第三章

（第六条の九の次に節名を付する改正規定、同章中同法第六条の十二を同法第六条の十四とする改正規定、同法第六条の十一第一項の改正規定、同法第六条の十三とする改正規定、同法第六条の十の改正規定、同法第六条の九の次に二條を加える改正規定、同章に一節を加える改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第七十二條第三項の改正規定（第六条の十一第四項を「第六条の十三第四項、第六条の二十一、第六条の二十二第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十三條の次に一條を加える改正規定及び同法第七十五條の改正規定、第八條の規定並びに第二十一條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第六條、第二十七條及び第四十一條の規定、平成二十七年十月一日

六 第六條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一條の規定、第十五條中国民健康

平成二十六年六月十八日 参議院会議録第三十二号（その二）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百十六條の二第一項第六号の改正規定（同法第八條第二十四項を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）、及び同法附則第五條の二第一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同法第七條の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定（規定する通所介護の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十條の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（同法第八條第二十四項を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第二條及び第十三條の六第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項和第四号口の改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、並びに附則第六十條の規定、平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

七 第六條中介護保険法第四十六條第一項、第四十七條、第五十九條第一項、第七十九條、第八十一條から第八十二條の二まで、第八十

三条第一項、第八十三條の二から第八十五條まで、第百十五條の三十五及び第百八十一條の改正規定並びに附則第二十三條及び第二十四條の規定、平成三十年四月一日

（検討）
第二条 政府は、この法律の公布後必要に應じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第四條の規定（前条第五号に掲げる改正規定に限る。）、による改正後の医療法（以下「第五号新医療法」という。）、第六條の十一第一項に規定する医療事故調査（以下この項において「医療事故調査」という。）、の実施状況等を勘案し、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十一條の規定による届出及び第五号新医療法第六條の十五第一項の医療事故調査・支援センター（以下この項において「医療事故調査・支援センター」という。）、への第五号新医療法第六條の十第一項の規定による医療事故の報告、医療事故調査及び医療事故調査・支援センターの在り方を見直すこと等について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後二年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）、の施行の状況等を勘

案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日前に第一條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下この条において「旧整備法」という。）、第五條第一項の規定により提出された旧整備法第四條第一項に規定する市町村整備計画に基づく事業等については、旧整備法第五條及び第六條の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の日前に旧整備法第四條第一項に規定する市町村整備計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる事業により整備される施設については、旧整備法第七條及び第八條の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

第四条 医療機関の施設及び設備の整備に関する事業で、第四條の規定（附則第一條第三号に掲げる改正規定に限る。）、による改正後の医療法（以下「第三号新医療法」という。）、第三十條の四第二項第七号に規定する地域医療構想が同条第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画において定められるまでの間に、第一條の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下この条において「新医療介護総合確保法」という。）、第三條第一項に規定する総合確保方針に基づき、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、新医療介護総合確保法第四條第一項に規定する都道府県計画において定めるものについては、当該事業を新医療介護総合確保法第六條に規定する都道府県事業とみなして、新医療介護総合確保法の規定を適用する。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に臨床研究中核病院という名称を使用している者については、第三号新医療法第四條の第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第六條 第五号新医療法第六條の十及び第六條の十一の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第二十八條において「第五号施行日」という。)以後の死亡又は死産について適用する。

第七條 第五号新医療法第六條の十五第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第五号施行日前においても、同項並びに第五号新医療法第六條の十八及び第六條の十九第一項の規定の例により行うことができる。

第八條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第四十條において「第二号施行日」という。)前に第三條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の医療法(以下この条において「第二号旧医療法」という。)第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第二号旧医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画は、第二号施行日から平成二十七年三月三十一日までの間(当該医療計画が第三條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の医療法(以下この条において「第二号新医療法」という。)第三十條の六の規定により変更され、又は医療計画が第二号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められた場合には、第二号新医療法第三十條の六の規定により変更され、又は同項の規定により定められるまでの間は、第二号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第二号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(以下「第三号施行日」という。)前に第二号旧医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、若しくは第二号旧医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画又は第二号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、若しくは第二号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画は、第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間(当該医療計画が第三号新医療法第三十條の六の規定により変更され、又は医療計画が第三号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められた場合には、第三号新医療法第三十條の六の規定により変更され、又は同項の規定により定められるまでの間は、第三号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十條の六の規定により変更された医療計画とみなす。

3 第二号施行日から平成三十年三月三十一日までの間に定められ、又は変更された医療計画についての第二号新医療法第三十條の六の規定の適用については、同条第一項中「三年」とあり、及び同条第二項中「六年」とあるのは、「五年」とする。

4 第三号新医療法第七條第五項、第七條の二第七項、第二十七條の二、第二十九條第三項第五号から第七号まで及び第四項第五号から第七号まで、第三十條の十二、第三十條の十四から第三十條の十八まで並びに第七十三條第三号(第三号新医療法第三十條の十五第六項に係る部分に限る。)の規定は、医療計画が第三号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十條の六の規定により変更されるまでの間は、適用しない。

第九條 第三号施行日の前日において介護保険法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同法第四十八條第一項第一号に

規定する指定介護老人福祉施設(以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。)に入所し、第五條の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「第三号旧介護保険法」という。)第四十二條の二第一項の地域密着型介護サービス費又は第三号旧介護保険法第四十八條第一項の施設介護サービス費を受けていた要介護被保険者(以下「要介護旧入所者」という。)については、第三号施行日以後引き続き当該地域密着型介護老人福祉施設等に入所している間(当該地域密着型介護老人福祉施設等に係る介護保険法第七十八條の十又は第九十二條第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該地域密着型介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に入所した要介護旧入所者にあつては、当該一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に継続して入所している間を含む。)は、第五條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の介護保険法(以下「第三号新介護保険法」という。)第八條第二十一項又は第二十六項の要介護者である要介護被保険者とみなして、第三号新介護保険法第四十二條の二及び第四十八條の規定を適用する。

第十條 第三号施行日(附則第十四條第一項の場合にあつては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日の翌日)前に行われた第三号旧介護保険法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「介護予防訪問介護」という。)及び同条第七項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)に係る第三号旧介護保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十一條 第三号施行日の前日(附則第十四條第一項の場合にあつては、同項に規定する当該特

定市町村の同項の条例で定める日)において介護保険法第十九條第一項に規定する要支援認定を受けていた被保険者その他の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、当該要支援認定の有効期間(介護保険法第三十三條第一項に規定する有効期間をいう。)の末日その他の平成三十年三月三十一日までの間において厚生労働省令で定める日までの間は、第三号新介護保険法第八條の二第一項、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第八條の二第一項、第二項及び第七項、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定は、なおその効力を有する。

(住所特例対象被保険者に関する経過措置)
第十二條 第三号新介護保険法第十三條第一項の規定は、第三号施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に変更したと認められる同項に規定する住所特例対象被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)
第十三條 第三号施行日の前日において次の表の上欄に掲げる事業を行う者であつた者は、第三号施行日において同表の下欄に定める指定を受けたものとみなす。ただし、当該者が第三号施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合に於ては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、同項(同号に掲げる部分に限る。)及び第三号新介護保険法第百十五条の四十五の十の規定は、適用しない。

第十五条 平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度においては、第三号新介護保険法第百二十二条第二項中「調整交付金」とあるのは「調整交付金及び次条第二項の規定に基づき交付する額」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」並びに介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額」と、同条第三項中「調整交付金」とあるのは「調整交付金及び次条第二項の規定に基づき交付する額」と、「費用の額」とあるのは「同じ。」及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額」とする。

第十五条 平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度においては、第三号新介護保険法第百二十二条第二項中「調整交付金」とあるのは「調整交付金及び次条第二項の規定に基づき交付する額」と、「同じ」とあるのは「同じ」並びに介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額」と、同条第三項中「調整交付金」とあるのは「調整交付金及び次条第二項の規定に基づき交付する額」と、「費用の額」とあるのは「同じ」並びに介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額」とする。

2 平成二十七年から平成二十九年までの各年度においては、第三号新介護保険法第二百二条の二第三項の規定は適用しない。

(賦課決定の期間制限に関する経過措置)

第十六条 第三号新介護保険法第二百条の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の列による。

(延滞金の割合の特例に関する経過措置)
第十七条 第三号新介護保険法附則第十一条の規定は、介護保険法第一百五十七条第一項に規定する延滞金のうち第三号施行日以後の期間に対応

するものについて適用し、当該延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

要な条例の制定又は改正その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

(保険給付に関する経過措置)

第十九条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行

の日（以下「第四号施行日」という。）前に行われた第五条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以

下「第四号旧介護保険法」という。)の規定による居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))又は住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。

2 第四号施行日前に行われた第四号旧介護保険法の規定による特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

3 第四号施行日前にした偽りその他不正の行為により第四号旧介護保険法の規定による特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費の支給を受けた者からのその給付の価額の全部又は一部の徴収については、なお従前の例による。

(地域密着型通所介護に関する経過措置)

第二十条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項本文の規定を受けている通所介護(利用定員が第六条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正後の介護保険法(以下「第六号新介護保険法」という。))第八号第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。次項において同じ。の事業を行う者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。))において当該事業を行う事業所の所在地の市町村(第六号施行日の前日において当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。))が行う介護保険の被保険者が当該事業を行う者が行う通所介護を利用していた場合にあつては、

当該他の市町村を含む。)の長から第六号新介護保険法第八号第十七項に規定する地域密着型通所介護に係る第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が第六号施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により第六号新介護保険法第八号第十七項に規定する地域密着型通所介護に係る第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされる通所介護の事業を行う者については、介護保険法第四十一条第一項本文の指定は、第六号施行日にその効力を失う。

第二十一条 第六号施行日から起算して一年を超えない期間内において第六号新介護保険法第七十八号の二第四項第一号並びに第七十八号の四第一項及び第二項に規定する市町村の条例(地域密着型通所介護に係る部分に限る。))が制定施行されるまでの間は、第六号新介護保険法第七十八号の二第五項及び第七十八号の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもつて、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

(準備行為)

第二十二号 第六号新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第七十八号の二の規定による第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手続、地域密着型通所介護に係るものに限る。その他の行為は、第六号施行日前においても行うことができる。

(居宅介護支援事業に関する経過措置)

第二十三号 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日(以下「第七号施行日」という。))から起算して一年を超えない期間内において第六号の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正後の介護保険法(以下「第七号新介護保険法」という。))

いう。第四十七号第一項第一号、第七十九号第二項第一号並びに第八十一号第一項及び第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、第七号施行日の前日において第六号の規定(附則第一条第七号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の介護保険法(次条において「第七号旧介護保険法」という。))第四十七号第一項第一号、第七十九号第二項第一号並びに第八十一号第一項及び第二項に規定する都道府県の条例で定められていた基準をもつて、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

第二十四号 第七号施行日前に第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事がした指定等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又は第七号施行日前に第七号旧介護保険法の規定により都道府県知事に対してされた指定等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、第七号施行日以後において市町村長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、第七号施行日以後においては、市町村長のした処分等の行為又は市町村長に対してされた申請等の行為とみなす。

(準備行為)

第二十五号 第七号新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、第七号施行日前においても行うことができる。

(平成十八年改正前介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六号 第四号施行日前に行われた第七号の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の平成十八年改正前介護保険法(次項及び第三項において「旧平成十八年改正前介護保険法」という。))の規定による施設サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

2 第四号施行日前に行われた旧平成十八年改正

前介護保険法の規定による特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

3 第四号施行日前にした偽りその他不正の行為により旧平成十八年改正前介護保険法の規定による特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護サービス費の支給を受けた者からのその給付の価額の全部又は一部の徴収については、なお従前の例による。

(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七号 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に看護師免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に看護師免許の申請を行った者であつて同号に掲げる規定の施行後に看護師免許を受けたものについては、第八号の規定による改正後の保健師助産師看護師法(次条及び附則第二十九号において「新保健師法」という。))第三十七号の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行後五年間は、適用しない。

第二十八号 新保健師法第三十七号の三第一項の規定による指定を受けようとする者は、第五号施行日前においても、その申請を行うことができる。

第二十九号 政府は、医師又は歯科医師の指示の下に、新保健師法第三十七号の二第二項第二号に規定する手順書によらないで行われる同項第一号に規定する特定行為が看護師により適切に行われるよう、医師、歯科医師、看護師その他の関係者に対して同項第四号に規定する特定行為研修の制度の趣旨が当該行為を妨げるものではないことの内容の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十号 第三号施行日の前日(附則第十四条第一項の場合にあつては、当該特定市町村の同項

の条例で定める日)において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。)であつて附則第十一條に規定する者に相当する者であつた者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十條の規定による改正後の生活保護法(次項及び次条において「新生活保護法」という。)第十五條の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十四條第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでない場合にあつては、所在地)を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五條の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一條 新生活保護法第五十四條の二第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。)の手續その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。
(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に臨床検査技師の免許を受けている者及び同号に掲げる規定の施行前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同号に掲げる規定の施行後に臨床検査技師の免許を受けたものは、第十四條の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第十一條に規定する検体採取を行うおとるときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。
2 厚生労働大臣は、第三号施行日前においても、前項の指定をすることができる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十三條 第十五條の規定(附則第一條第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国民

健康保険法(以下「新国保法」という。)第一百條の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十四條 新国保法第六十六條の二第一項第六号の規定(入居に係る部分に限る。)は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十五條 新国保法附則第十六條において準用する第十八條の規定(附則第一條第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「新高齢者医療確保法」という。)附則第十三條の五の六の規定は、第十五條の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六條において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五條第一項に規定する延滞金(以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。)のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六條において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五條第一項に規定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十六條 新高齢者医療確保法第五十五條第一

項第五号の規定(入居に係る部分に限る。)は、第三号施行日以後に同号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる後期高齢者医療の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十七條 新高齢者医療確保法第六十條の二の規定は、第三号施行日以後に同条の納期が到来する保険料について適用し、第三号施行日前に当該納期に相当する期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

第三十八條 新高齢者医療確保法附則第十三條の五の六の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律第四十五條第一項(同法第二百二十四條及び附則第十條において準用する場合を含む。)に規定する延滞金のうち第三号施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(平成十八年改正前老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 第十九條の規定による改正後の平成十八年改正前老人保健法(以下この条において「新平成十八年改正前老人保健法」という。)第六十一條第一項の規定は、第十九條の規定による改正前の平成十八年改正前老人保健法第六十一條第一項に規定する延滞金(以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。)のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新平成十八年改正前老人保健法第六十一條第一項に規

定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第七條等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 第二号施行日の前日において第二十條の規定による改正前の外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第七條等の特例等に関する法律第八條の規定による認定を受けていた者は、第二号施行日において第二十條の規定による改正後の外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第七條等の特例等に関する法律第八條の規定により選任されたものとみなす。
(看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十一條 附則第一條第五号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事していない看護師等の人材確保の促進に関する法律第二條第一項に規定する看護師等は、同号に掲げる規定の施行後速やかに、第二十一條の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律第十六條の三第一項の規定の例により届け出るよう努めなければならない。
(健康保険法の一部改正)

第四十二條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第八十八條第一項中「第八條第二十七項」を「第八條第二十八項」に改める。
第九十八條第一項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十六項」に改める。
(船員保険法等の一部改正)
第四十三條 次に掲げる法律の規定中「第八條第二十五項」を「第八條第二十六項」に改める。
一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第八十二條第一項

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律
第二百二十八号)第五十九条第一項
三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法
律第五百二十二号)第六十一条第一項
(地方自治法の一部改正)

第四十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百
四十四号)の項第一号中「第五十五条の二」を「第
五項並びに第五十五条の二」に改め、同項第二
号中「及び第五十五条第二項」を「並びに第五
十四条の二第五項及び第五十五条第二項」に、
「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項」
を「第五十四条の二第四項及び第五項並びに第
五十五条第二項」に、「第五十五条の二」を「第五
項並びに第五十五条の二」に改め、同表歯科技
工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の項及び
歯科技工法の一部を改正する法律 昭和五十七
年法律第一号)の項を削る。

(地域保健法の一部改正)

第四十五条 地域保健法(昭和二十二年法律第百
一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「第三十条の四第二項第九号」
を「第三十条の四第二項第十号」に改める。

第四十六条 地域保健法の一部を次のように改正
する。

第五條第二項中「第三十条の四第二項第十号」
を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第四十七條 地方財政法(昭和二十三年法律第百
九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

三十一 地域における医療及び介護の総合的
な確保の促進に関する基金への繰入れに要
する経費

(死体解剖保存法の一部改正)

第四十八條 死体解剖保存法(昭和二十四年法律

第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「若しくは特定機能病院」を
「特定機能病院若しくは臨床研究中核病院」に
改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の
一部改正)

第四十九條 精神保健及び精神障害者福祉に関す
る法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部
を次のように改正する。

第三十三條の五中「第八條第二十三項」を「第
八條第二十四項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第五十條 国有財産特別措置法の一部を次のよう
に改正する。

第二條第二項第四号口中「居室サービス」の
下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、
「介護予防通所介護若しくは」を削り、「又は介
護予防認知症対応型通所介護」を、「介護予防認
知症対応型通所介護」に改め、「対する地域密着
型介護予防サービス」の下に「又は同法第百十五
條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通
所事業であつて老人福祉法第二十條の二の二に
規定する厚生労働省令で定めるもの」を加え
る。

(印紙税法の一部改正)

第五十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第百五十五條第一
項第一号(国保連合会の業務)に掲げる」を「第百
五十五條第一項(国保連合会の業務)の規定によ
る」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十二條 登録免許税法の一部を次のように改
正する。

別表第一第三十二号(イ)(3)中「義肢装具士
又は歯科技工士」を「又は義肢装具士」に改め、
同号(イ)の次に次のように加える。

(十の二) 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)

による歯科技工士名簿にする登録

イ 歯科技工士法第六條第一項(登録)の歯科技工士
の登録

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数	登録件数
一件につき九千円	一件につき千円

別表第三の二十四の項の第三欄の第二号中
「第八條第二十七項」を「第八條第二十八項」に改
める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正)

第五十三條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する
法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を
次のように改正する。

第百條第六項中「及び第七号」を削り、「並び
に」及び「に」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法及び独立行政法人福
祉医療機構法の一部改正)

第五十四條 次に掲げる法律の規定中「介護予防
サービス事業(同条第四項)を「介護予防サービ
ス事業(同条第三項)に改める。

一 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法
律第三十一号)第十九條第二項第四号の二

二 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年
法律第百六十六号)第十二條第一項第三号

(地価税法等の一部改正)

第五十五條 次に掲げる法律の規定中「第八條第
二十七項」を「第八條第二十八項」に改める。

一 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第
一第五号

二 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平
成十七年法律第七十一号)第三條

三 東日本大震災に対処するための特別の財政
援助及び助成に関する法律(平成二十三年法
律第四十号)第四十八條第二項

(介護保険法施行法の一部改正)

第五十六條 介護保険法施行法(平成九年法律第

百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「第八條第二十四項」を「第
八條第二十五項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第五十七條 構造改革特別区域法(平成十四年法
律第百八十九号)の一部を次のように改正す
る。

第十八條第一項中「同条第五項」を「同条第六
項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律の一部改正)

第五十八條 障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律 平成十七年法律第
百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「給付」を「給付等」に改め、
同条中「基づく給付」の下に「又は事業」を加え、
「受ける」を「受け、又は利用する」に改め、「定
める給付」の下に「又は事業」を加える。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律の一部改正)

第五十九條 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者
に対する支援等に関する法律の一部を次のよう
に改正する。

第二條第五項第一号中「第八條第二十一項」を
「第八條第二十二項」に、「同条第二十六項」を
「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同
条第二十八項」に改め、同項第二号中「同条第二
十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第十四項
に規定する地域密着型介護予防サービス事業」
を「同条第十二項に規定する地域密着型介護予

防サ―ビス事業に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第六十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

（介護サ―ビスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十一条 介護サ―ビスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで」に改める。

附則第十四条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の七を同法附則第十三条の十一とし、同法附則第十三条の六を同法附則第十三条の十とし、同法附則第十三条の五の五の次に見出し及び四条を加える改正規定中「附則第十三条の十とし」の下に、「附則第十三条の五の六を附則第十三条の九の二とし」を加える。

第二十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改正規定中「附則に次の」を「附則第十一条を附則第十三条とし、附則第十条の次に次の見出し及び」に、「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第五十二条の五 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十四条第一項の場合にあつては、第五号施行日から同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険法の規定による地域支援事業については、改正後介護保険法附則第十一条第二項及び第十二条第二項中「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」とあるのは、「介護予防等事業医療保険納付対象額」とする。

附則第十五条中国民健康保険法附則第二十一条の三第三項の改正規定の前に次のように加える。

附則第十六条中「附則第十三条の五の六」を「附則第十三条の九の二」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十三条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改

正する。

第十条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中「三十一」を「三十二」に改める。（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第六十四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定中「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の六十八の項中「支給」の下に、「地域支援事業の実施」を加える。

別表第二の一の項中「保険給付の支給」の下に「地域支援事業の実施」を加え、「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の二の項から四の項まで、六の項、二十六の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、五十六の二の項、五十八の項、六十一の項、六十二の項、八十の項、八十七の項及び九十の項中「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の九十三の項中「保険給付の支給の下に」又は地域支援事業の実施」を加え、同表の九十四の項中「支給」の下に、「地域支援事業の実施」を加え、「介護保険給付関係情報」を「介護保険給付等関係情報」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十六条 行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定（同表の五の二十四の項に係る部分に限る。及び同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定（同表の四の二十四の項に係る部分に限る。）中「支給」の下に、「同法第百十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施」を加える。

（薬事法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十七条 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八十二条に次の一号を加える。

四 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法（昭和二十二年法律第二十九号）第二条第十二号（生活困窮者自立支援法の一部改正）

第六十八条 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち地方財政法第十条に一号を加える改正規定中「三十二」を「三十三」に改める。

附則第六条第一項中「三十二」を「三十三」に、「三十一」を「三十二」に改め、同条第二項中「三十一」を「三十二」に、「三十二」を「三十三」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第六十九条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「同条第二項第十一号」を「同条第二項第十二号」に改める。

第七十条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十八日 参議院會議録第三十二号(その二) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

第十四条第一項中「第三十条の四第十三項」を「第三十条の四第十五項」に、「同条第二項第十二号」を「同条第二項第十四号」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 三五四円 本号一部 三三〇円